

の変更その他の異動を生ずることなく、其の届出を俟つて始めて届出の目的たる効果を生ぜしむる事項に關するものであつて、届出を強要する必要のないものである。斯種の届出に屬する主要なものには、認知（戸籍法第（八一）條）、養子縁組（戸籍法第（八八）條）、養子離縁（戸籍法第（九五）條）、婚姻（戸籍法第（一〇〇）條）、離婚（戸籍法第（一〇四）條）、隠居（戸籍法第（一〇五）條）、家督相続人の指定（戸籍法第（一三三）條）、家督相続人指定の取消（戸籍法第（一三四）條）、入籍（戸籍法第（一三七）條）、離籍（戸籍法第（一三九）條）、復籍拒絶（戸籍法第（一四一）條）、廢家（戸籍法第（一四三）條）、分家（戸籍法第（一四五）條）、廢絶家再興（戸籍法第（一四六）條）、轉籍（戸籍法第（一五八）條）等である。

右に述べた各種の届出は原則として届出事件の本人の本籍地又は届出人の所在地に於て爲すことを要し（戸籍法第（四三）條）、その方法は書面又は口頭の孰れでも爲し得る（戸籍法第（四六）條）。然し出生又は死亡の届出は出生地又は死亡地に於て爲し得る（戸籍法第（七〇）條）ことになつて居り、又家督相続、家督相続回復の届出等は被相続人の本籍地でなければ爲し得ないことになつて居る。又外國に在る日本人は戸籍法の規定に従つてその國に駐在する日本の大使、公使又は領事に届出を爲すことが出来る（戸籍法第（六〇）條）。尙、日本の國籍を有せざる者に關する届出、例へば外國人の出生、死亡、其他外國人のみに關する届出は、その寄留地又は所在地でなければならぬ。本籍の分明ならざる者又は本籍なき者について届出のあつた場合には、その届出のあつた後その者の本籍が分明となり、又はその者が本籍を有するに至つたときには、届出人又は届出事件の本人は曩に届出を受理した市町村長にその旨の届出をしなければならぬ。

而して届出を強要する場合には、必ず届出義務者あるのみならず、また常に届出期間の定めがある。けれども、これを強要しない場合には、届出義務を負擔する者なく、又届出期間の定めもない。

届出義務を負擔する者 は他面に於いて届出を爲すべき權利を有する者であるから、届出義務者の爲した届出に基かなければ、戸籍の記載は爲すべからざるものである。而して何人が届出義務者であるかは各種の届出事件に依つて異つて居る。けれども届出義務を負擔すべき者が未成年者又は禁治産者である場合には、親權を行ふ者又は後見人に届出義務を負擔せしめて居るが、出生、死亡、其他單純の事實に關する届出は未成年者又は禁治産者と雖も届出を爲すことを得る（戸籍法第（四九）條）。又無能力者（未成年者及び禁治産者を指す）が、その法定代理人の同意を得ずして爲し得べき行為に付ては、無能力者自らその届出をしなければならぬ（戸籍法第（五〇）條）。

届出期間 も亦各種の届出事件に依り異つてゐる。而してそれ等の届出の期間は届出事件の日から起算するのであつて（戸籍法第（六）條、第三項）、届出義務者が事件の發生を知れた日から起算すべき例外の場合もある。例へば、認知せられた胎兒が死體で生れた旨の届出（戸籍法第（八五）條）、死亡の届出（戸籍法第（一一六）條）、家督相続の届出（戸籍法第（一二七）條）、家督相続人が胎兒であるときに、戸籍法第（一二七）條の届出を爲した後胎兒が死體で生れたにも拘らず、母親に依てその旨の届出がなされない場合に、家督相続人のなすべき届出（戸籍法第（一二八）條）、指定家督相続人死亡の届出（戸籍法第（一三六）條）、離籍復籍拒絶又は復籍すべき家の廢家、絶家に依る一家創立の届出（戸籍法第（一四〇）條、第一項）、國籍喪失の届出（戸籍法第（一五〇）條）等である。裁判確定の日から届出期間を起算すべき場合に於ては、その裁判が上訴期間の経過によつて確定する場合には、その確定した日から起算して届出義務を負はしめるが、上告審に於ける裁判の如く、その送達又は交付前に確定する場合には、裁判の送達又は交付の日から届出期間を起算すべきである。尙ほ期間の計算

に付ては上に述べた外戸籍法には規定はないから、民法第一編第五章の期間に關する規定に従ふべきである(民法第一三三條)。例へば期間の末日が大祭日、日曜日その他の休日に當るときは、之を期間に算入せず、其翌日を以て期間の満了の日とすべく、又月を以て定めた期間は曆に従ひ計算すべきものである(民法第一四二條、第一四三條參照)。

右に述べた如く、届出を強要する場合には、届出義務者は必ず届出期間内にその届出をしなければならぬ。若し届出を怠つた者ある場合に、市町村長が其懈怠の事實を發見したときは相當の期間を定めて、その期間内に届出を爲すべきことを届出義務者に催告しなければならぬ(戸籍法第六項、戸籍法施行細則第四條第一項)。而して此催告は戸籍法第一七六條の規定の適用を妨ぐるものではないから、若し届出義務者が正當の理由なく、届出を爲すことを怠つたときは、十圓以下の過料に處せられる(戸籍法第一七六條)。又届出義務者が右の催告を受けたに拘らず、尙正當の理由なくしてその期間に届出をしなかつたときは、二十圓以下の過料に處せられる(戸籍法第一七七條)。届出義務者が右の期間内に尙届出を爲すことを怠つたときは、市町村長はその見込に依り更に相當の期間を定めて届出を爲すべきことを催告することが出来る(戸籍法施行第六四條第二項、戸籍法施行細則第四條第一項)。この催告に對しても尙届出を怠つたときは、届出義務者は戸籍法第七十七條所定の制裁、即ち二十圓以下の過料に處せられる。けれども届出義務者が死亡し若くは所在不明の爲めに右の催告を爲し得ない場合、又は催告に對して尙届出をしない場合には、市町村長は管轄區裁判所の許可を得て戸籍の記載を爲すべきものである。

戸籍の訂正 戸籍の記載が當初から不當な場合には戸籍訂正の申請を爲し得る。次に三つの場合に分けてこれを説明しよう。

(1) 戸籍の記載が法律上許すべからざるものなること又はその記載に錯誤又は遺漏あることを發見したときは、利害關係人例へば届出事件の本人、届出人、戸主、父母その他その記載に付いて利害關係を有する者は、その戸籍の存在する市役所又は町村役場の所在地を管轄する區裁判所の許可を得て、市町村長に戸籍の訂正を申請することができる(戸籍法第一六四條)。利害關係人が市町村長の通知によつて之を知りたる場合に訂正の申請を爲し得ることは勿論である(戸籍法第一項)。ここに戸籍の記載が法律上許すべからざるものとは、その記載が法律上その存在を許し得べからざるものを謂ふのであつて、例へば權限なき者即ち戸籍事務を取扱ふ吏員でない者の爲した戸籍の記載、前科・學歷等の如き戸籍の記載に適せざる事項に關する記載、戸籍に記載すべからざる者即ち外國人、非本籍人同居者等に關して爲した戸籍の記載等を謂ひ、戸籍の記載に錯誤あるときは、その記載の全部又は一部が事實に合致しない總ての場合を謂ひ、遺漏あるときは記載を要する事實に關しその一部に付き遺漏ある場合を謂ふのである。

(2) 婚姻・養子縁組其他届出に因つて效力を生ずべき行爲に付き戸籍の記載をなしたる後、其行爲の無効なることを發見したときには、届出人又は届出事件の本人に限つて、其戸籍の存する市役所又は町村役場の所在地を管轄する區裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請することが出来る(戸籍法第一六五條)。

(3) 確定判決に因つて戸籍の訂正を爲すべきときには、訴を提起した者即ち原告は判決確定の日から一ヶ月以内に判決の謄本を添附して訂正の申請をすることを要する。

戸籍訂正の申請に付ては前述した届出に關する規定が準用されて居るから(戸籍法第一六八條) 戸籍訂正

の申請は事件本人の本籍地又は申請人の所在地に於てこれを爲すことを要し、且つ書面又は口頭いづれの方法を以てするも差支ない。

次に寄留に就て簡単に述べよう 寄留とは九十日以上本籍外に於て一定の場所に住所又は居所を有する事實を謂ふのであるが、本籍を有せざる者、本籍分明ならざる者及び日本の國籍を有せざる者に付ても、九十日以上一定の場所に居住するときは、寄留者として取扱はれる(寄留法第一條)。尙ほ、九十日以上本籍外に於て一定の場所に居住の目的を以て定めた住所又は居所を有するときは、直に寄留者として取扱はれる(寄留手續令第一條)。その住所又は居所を定めた日から起算して十四日以内に寄留の届出を爲すべきものとなつてゐる(寄留手續令第一項)。寄留は本籍外の一定の場所に居住する事實であるから、必ずしも本籍地外である必要はなく、本籍の在る市町村の区域内に於ても、苟も本籍のある場所以外に居住する事實があれば寄留となる。又、一定の場所でないから本籍外に於て船舶の如く異動常なきもの内に居住しても寄留とはならない。尙本籍外の或る場所に住所を有する者が、更に他の場所に居所を有するときは寄留者は住所に於ける寄留と居所に於ける寄留とを併せ有するのであつて、斯の如き居所に於ける寄留を住所外の寄留といふのである。即ち、住所寄留を爲した者が、之を存続して更に他の場所に居所寄留を爲すとき、この居所寄留を指して住所外の寄留といふのである。この場合、居所に於ける寄留を有するに至る爲に住所に於ける寄留を失ふものではない。けれども、居所寄留は同時に二箇以上の場所に爲すことはできないのである。茲に住所寄留といふのは、各人の生活本據たる場所に寄留することであつて、又居所寄留とは、生活の中心地として定めた場所以外の場所にして現在居住する場所に寄留するのを謂ふのである。

のである。

寄留に關する事務 は市町村長(又は區長)が之を管掌し、その市役所又は町村役場の所在地を管轄する區裁判所の判事の監督に服する。

寄留に關する届出 は寄留者自らその寄留地の市町村長に對して爲すのを原則とするが、その方法は書面又は口頭の孰れであつても差支ない。又世帯主が妻子又は僕婢を伴つて寄留するときには、世帯主が世帯を同じうする者の寄留届を爲さねばならぬ。然し寄留者が届出を爲すことが出来ない場合には同居者がこれを爲し、又世帯主が届出を爲すことが出来ない場合には世帯主に代つて世帯を管理する者がこれを爲すべきである。茲に世帯を同じうする者とは、世帯主に從屬的關係に在る者であつて、世帯主と共同生活を爲す者をいふのである。又寄宿舍、下宿屋の如く多數人の同居を目的とする場屋に於ける寄留者に付ては、その場屋の管理者すなはち舍監又は主人等が寄留に關する届出を爲さねばならぬ。尙ほ寄留に關する届出は、必しも届出義務者本人から爲すことを要するものではないから、前例に於て下宿屋の番頭が主人の代理として届出を爲すことも出来る。寄留に關する届出をなすべき地に就き、現在の寄留地以外の地でなす場合がある。即ち、本籍又は住所に復歸した場合の復歸届は本籍地又は住所地に於てこれを爲し(寄留手續令第三三條)、寄留地から退去した場合の退去届は原寄留地に於てこれを爲すべきものなのである(寄留手續令第三七條)。寄留に關する届出の期間は各種の届出によつて異なるが、期間の計算法に付ては寄留法又は寄留手續令に別段の定めがないから民法の規定によるべきものである(民法第一三三條)。従て、戸籍の届出期間と異なる所は、事件發生の日を届出期間の初日として算入しないといふ點だけであつて、他は凡て同

様である。

寄留に關する届出義務者が届出をなすことを怠つたときには市町村長は相當の期間を定め届出義務者に對してその期間内に届出を爲すべきことを催告せねばならない。又この催告があつたにも拘らず届出をしないときは、更に相當の期間を定めて届出を爲すべき旨を催告することが出来る。寄留に關する届出を怠つた者があつた場合には、市町村長は一面右に述べた催告を爲し、他面届出事件を具してその旨を管轄區裁判所に通知すべきである。而して右の催告は寄留法第四條の制裁を科する妨げとなるものではないから、届出の催告を受けた懈怠者に對しては五圓以下の過料に處することが出来る。

注意 本籍と寄留地と住所とに就いて、明確な知識を與へる必要がある。住所とは各人の生活の本據をいふのであるが、農村の人達は多くの場合本籍と住所とが一致して居り、從て又別に寄留地もないであらう。併し本籍を出で、他郷に働いて居る官吏、動人などは本籍の外に寄留地をもつて居り、その寄留地が住所寄留なる場合は住所と一致するであらう。然し單に居所寄留に過ぎない場合には寄留地必ずしも住所ではなく、本籍が依然として住所であらう。世の中には寄留の届出を怠つて居る者も少なく、又寄留地を去つた場合にも退去届を出さない者も多いから、斯様な者は本籍外に別に寄留地もなく、寄留地がある場合でもそれは現に住所でなく、さうかといつて本籍が住所といふわけではない。本籍以外の何處かに住所が定つてゐると見ねばならない。然し斯様なことは國家の行政上不都合であるのみならず、色々な法律取引上不便を來たすものであるから、戶籍又は寄留に關する規則を遵守することを公民の心得のうちの大きなものと注意を喚起する所がなくてはならない。實際に合した人口状態を知る爲め、十年毎に一回國勢調査を行ひ、年齢、配偶、職業等を世帯主から届出させることになつてゐるが、この場合には本籍とか住所とか或はまた寄留地とかに拘泥せず、現在所を中心として調査することになつてゐるのである。

参考一 戶籍の雛形(一丁オ)

| | | | |
|---|--|-------------------------|--|
| 籍本 | | 東京市麹町區元園町一丁目三番地 | |
| 大正參年拾貳月參拾壹日前戶主仁吉死亡二因り家督相續届出大正四年壹月拾日受附(印) | | 大正四年八月拾日附附人マヲ以テ華族ニ列セル | |
| 右届出同月拾七日受附(印) | | 右届出同月拾七日受附(印) | |
| 年拾月六日受附(印) | | 乙野梅子ト婚姻届出大正四年拾壹月七日受附(印) | |
| 姪秋子戸主義太郎ノ同意ヲ得テシテ神奈川県橋樹郡橋村十番地丙川悌八ト婚姻ヲ爲シタルニ因リ復籍拒絶届出大正參年拾貳月拾日受附(印) | | | |
| 主 | | 前主 | |
| 甲野義太郎 | | 甲野仁吉 | |
| 父 乙野仁吉 | | 母 松子 | |
| 長男 | | 族稱 士族 | |
| 出生 明治拾八年六月貳拾壹日 | | | |

同

公民教育資料大成
(二丁ウ)

一六八

大正拾年拾壹月壹日午後八時本籍ニ於テ死七
戸主甲野義太郎届出同月貳日受附印

千葉縣千葉郡千葉町五番地戸主乙野忠藏
二女大正四年拾壹月七日甲野義太郎ト婚姻届
出同日入籍印

| | | | | | |
|------------|----|----------|----------|----|------|
| 妻 | | 母 | | | |
| 出生 | 母 | 父 | 出生 | 朱 | 朱 |
| 明治貳拾六年七月四日 | 梅子 | 乙野忠藏 | 明治貳年参月四日 | 松子 | |
| | | 夏子 二女 | | 母 | 父 |
| | | | | 春子 | 乙山孝吉 |
| | | | | 三女 | |

職

同

(二丁オ)

千葉縣千葉郡千葉町四番地ニ於テ出生父甲
野義太郎届出大正五年九月拾八日千葉町長波川
保吉受附同月貳拾日送付入籍印
疾病ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルニ因リ推定家
督相續人廢除大正貳拾年七月六日裁判確定
戸主甲野義太郎届出同月八日受附印

千葉縣千葉郡千葉町四番地ニ於テ出生母甲
野梅子届出大正六年九月六日受附入籍印

| | | | | | |
|----------|----|-------|-----------|-----|-------|
| 女 | | 男 | | | |
| 出生 | 母 | 父 | 出生 | 母 | 父 |
| 大正六年九月参日 | 櫻子 | 甲野義太郎 | 大正五年九月拾壹日 | 梅子 | 甲野義太郎 |
| | | 長女 | | | 長男 |
| | | | | 禮太郎 | |

印

第二章 我が家

一六九

同 (二丁ウ)

本籍ニ於テ出生父甲野義太郎届出大正八年
 貳月拾日受附入籍印
 乙原藤子ト婚姻届出大正参拾参年七月五日受
 附印

| | | | |
|----|--|------------|--|
| 父 | | 甲野義太郎 | |
| 母 | | 梅子 | |
| 出生 | | 大正八年貳月参日 | |
| 父 | | 甲野仁吉 | |
| 母 | | 松子 | |
| 出生 | | 大正八年貳月参日 | |
| 父 | | 平民 | |
| 母 | | 平民 | |
| 出生 | | 明治参拾四年五月七日 | |

養父齋町區元園町一丁目四番地户主丙川信太郎弟信
 二郎及養母鶴子ト協議離縁届出大正九年拾月
 壹日受附復籍印
 大正拾年拾月拾日東京地方裁判所ニ於テ懲役、
 刑ニ處セラレ華族ノ族稱喪失右同裁判所ノ報告
 同月拾六日受附印
 千葉縣千葉郡千葉町三番地二分家届出大正
 拾五年拾月拾五日千葉町長波川保吉受附同月
 拾六日送付除籍印

職

同 (三丁オ)

千葉縣千葉郡千葉町四番地户主乙原信
 藏二女大正参拾参年七月五日甲野禮二郎ト
 婚姻届出同日入籍印

| | | | |
|----|--|------------|--|
| 父 | | 乙原信藏 | |
| 母 | | 秋子 | |
| 出生 | | 大正拾貳年五月六日 | |
| 父 | | 丙山忠吉 | |
| 母 | | 冬子 | |
| 出生 | | 大正拾貳年五月六日 | |
| 父 | | 平民 | |
| 母 | | 平民 | |
| 出生 | | 明治参拾四年五月七日 | |

齋町區元園町一丁目六番地户主丙山忠吉二女
 主甲野義太郎姪入籍届出大正参拾参年九
 月七日受附印
 神奈川縣橋樹郡橋村十番地丙川悳八ト婚
 姻届出大正参拾参年拾月壹日橋村長山邊能
 藏受附同月参日送付除籍印

印

同

職

千葉縣千葉郡千葉町五番地戸主乙野忠藏曾孫入籍戸主妻梅子届出大正参拾参年拾壹月拾日受附印

藤町區平河町一丁目四番地戸主丙野悌三長女杉子本籍ニ於テ庚子出生父甲野禮太郎届出大正参拾参年拾月四日受附入籍印

| | | | |
|-------|------|------------|------------|
| 孫 | | 孫 | |
| 父 | 母 | 父 | 母 |
| 甲野禮太郎 | 丙野杉子 | 乙野忠兵衛 | 妻梅子姪孫 |
| 長男 | | 三男 | |
| 智太郎 | | 中之助 | |
| 出生 | | 出生 | |
| | | 大正貳拾貳年八月壹日 | 大正貳拾参年五月八日 |

同

(四丁オ)

印

本籍ニ於テ出生父甲野禮二郎届出大正参拾四年七月拾日受附入籍印

乙川孝之丞卜婿養子縁組婚姻届出大正五拾五年参月四日受附印

千葉縣千葉郡千葉町六番地戸主乙川孝輔孫大正五拾五年参月四日甲野義太郎孫百合子卜婿養子縁組婚姻届出同日入籍印

| | | | |
|-------|----|------------|------------|
| 孫 | | 孫 | |
| 父 | 母 | 父 | 母 |
| 甲野禮二郎 | 藤子 | 乙川孝二郎 | 龜子 |
| 長女 | | 二男 | |
| 百合子 | | 孝之丞 | |
| 出生 | | 出生 | |
| | | 大正参拾四年七月七日 | 大正参拾参年五月五日 |

| | | | | | |
|----|-----|--|----|-----|--|
| | | | | | |
| 出生 | 母 父 | | 出生 | 母 父 | |
| | | | | | |

参考二 明治四年四月四日「戸籍法則」の前文

「戸數人員ヲ詳ニシテ猥リナラザラシムルハ、政務ノ最モ先ジ重ズル所ナリ。夫レ全國人民ノ保護ハ大政ノ本務ナルコト素ヨリ云フヲ待タズ。然ルニ其保護スベキ人民ヲ詳ニセズ、何ヲ以テ其保護スベキコトヲ施スヲ得ンヤ。是レ政府戸籍ヲ詳ニセザルベカラザル儀ナリ。又人民ノ各安康ヲ得テ其生ヲ遂ル所以ノモノハ、政府保護ノ庇護ニヨラザルハナシ。去レバ其籍ヲ逃レ其數ニ漏ル、モノハ其保護ヲ受ケザル理ニテ、自ラ國民ノ外タルニ近シ。此レ人民戸籍ヲ納メザルヲ得ザルノ儀ナリ。中古以來各方民治趣ヲ異ニセシヨリ、僅ニ東西ヲ隔ツレバ忽チ情態ヲ殊ニシ、聊カ遠近アレバ即チ志行ヲ同フセズ。隨テ戸籍ノ法モ終ニ錯雜ノ弊ヲ免レズ或ハ此籍ヲ逃レ、或ハ彼籍ヲ欺キ、去就心ニ任セ、往來規ニヨラズ。沿襲ノ習人々自ラ度外ニ附スルニ至ル。故ニ今般全國總體ノ戸籍法ヲ定メラル、ヲ以テ、普ク上下ノ通義ヲ辨ヘ、宜シク粗略ノコトナカルベシ。」

参考三 戸籍届の重要

吾々は戸籍面の生活關係が、とかく實際の生活關係と一致せざること多きを悲しむ。婚禮をしながら婚姻届をしない者が屢々ある。家を分つても分家届を出さない者が稀ではない。斯る家にも法律問題が発生すれば、裁判所は戸籍に依て判断するの外なきを以て結局に於ては實在せざる生活關係を實在するかの如く見、もしくは逆に實在せる生活關係を實在せざるかの如く見て、その虚偽の假設から出發して神聖なるべき判決を下さなければならなくなる。嫁に來て何十年を経た女でも婚姻届が出てなければ、法律上は終始實家に在りし者と見られ、その夫は未だ妻なき者とせられ、從て斯る夫婦の間には相互に夫婦としての相續が発生しない事になる。斯る内縁の夫婦に生れた子が私生子の名を冠せられるも痛ましいことである。(中川善之助氏著公民教本、上四二―四三頁)

第六節 相 續

相續には家督相續と遺産相續とがある。家督相續は家族制度の産物であるから、家族制度を採用せざる諸外國になき所のものであり、我が國獨特のものである。之に反し、遺産相續の制度は凡ゆる諸國に共通のものであり、勞農ロシヤでさへ或種の制限が加へられて居るとは云へ之を採用

して居り、我國に於ても家督相続と相並んで遺産相続を認めて居る。斯様に家督相続と共に遺産相続を認め居ることは、世界にその比を見ざる特殊の體制と云ふべく、人は家督相続は家族制度に基き、遺産相続は個人主義を基調とすると云ひ、我が相続制度は此の二主義の合流であると説いて居る。然し遺産相続に對する我が國民の理解は存外淺薄であり、斯様な制度のあることさへ知らないものが居る。

家督相続 とは戸主が交替することで、學問上では「家督相続とは新戸主が前戸主の法律上の地位を承継することをいふ」といつて居る。此の地位繼承の結果、「家督相続人ハ相続開始ノ時ヨリ前戸主ノ有セシ權利義務ヲ承継ス」(民法第九八六條)ることとなる。前戸主の有せし權利義務の第一は戸主權である。何はなくても戸主權だけは新戸主に引繼がれる。でなければ家督相続ではない。次に、「系譜祭具及ヒ墳墓ノ所有權ハ家督相続ノ特權ニ屬ス」(民法第九八七條)。更に前戸主の持つて居た財産はそつくりその儘新戸主のものとなる。最後に前戸主の負つて居た債務、簡單に云へば借金も新戸主が引受けねばならない。財産の相続はするが借金の相続は嫌だなどいふ蟲のいふことは通らない。前戸主の有つて居た權利義務でも、「前戸主ノ一身ニ專屬セルモノハ此限ニ在ラス」(民法第九八六條但書)で例へば親權、夫權のやうな身分權や、財産權でも恩給權のやうな終身年金權は相続されない。債務にあつては委任契約や雇傭契約に基く義務特に身元保證人としての義務などは、新戸主に相続せられない。通常の保證債務は相続として引受けねばならぬ。之を要するに、家督相続による權利義務の承継は個々別々に承継せられるのではなく、權利も義務も一括して即ち包括的に承継せられるものであり、而も、相続開始の事實があれば、當然に行はれるものである。成る程「家

督相続ノ届出ハ戸主ト爲リタル者相続ノ事實ヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス」(戸籍法二五條)るけれども、この届出は單に手續上のものであつて届出といふ意思表示によつて相続するのではない。家督相続開始の原因の完成した瞬間、家督相続人が之を知ると否とに拘らず前戸主の住所地において(民法第九六五條)直ちに家督相続が行はれるのである。家督相続の開始地が前戸主の住所地であつて本籍地でないことを注意せねばならぬ。

家督相続開始の原因 とは、然らば何であるか。

民法第九百六十四條 家督相続ハ左ノ事由ニ因リテ開始ス

- 一 戸主ノ死亡、隠居又ハ國籍喪失
- 二 戸主カ婚姻又ハ養子縁組ノ取消ニ因リテ其家ヲ去リタルトキ
- 三 女戸主ノ入夫婚姻又ハ入夫ノ離婚

家督相続開始原因の一たる死亡については、別に何もいふことがない。次に隠居のことを説かう。隠居といふのは戸主を引退するといふ意思表示で、届出が成立要件になつて居る(民法第九七七條)。隠居無用論もあるやうであるが、形式的にもせよ、家が社會生活上の一單位をなして居る限り、若き有能なるものが、老いたる無能者に代り得る制度は、捨て難きものである。況して隠居は停年制ではない、隠退を必要とせざる者はしなければいいではないか。

隠居行爲の要件 はどうか。これは男戸主と女戸主とに分けて考へねばならぬ。「戸主ハ左ニ掲ケタル條件ノ具備スルニ非サレハ隠居ヲ爲スコトヲ得ス。一、滿六十年以上ナルコト、二、完全ノ能力ヲ有スル家督相続人カ相続ノ單純承認ヲ爲スコト」(民法第九七二條)。これは男戸主についてである。

女戸主はどうか。「女戸主ハ年齢ニ拘ハラス隠居ヲ爲スコトヲ得。有夫ノ女戸主カ隠居ヲ爲スニハ其夫ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但夫ハ正當ノ理由アルニ非サレハ其同意ヲ拒ムコトヲ得ス」(民法第七五條)。女戸主ならば年齢に拘らず隠居をなし得るが、男戸主は満六十年以上に達して居なければならぬ。しかし、男戸主の場合でも女戸主の場合でも、「完全ノ能力ヲ有スル家督相続人カ相続ノ單純承認ヲ爲スコト」が必要とされてゐる。隠居届に、隠居者の外、家督相続人の署名を必要とするのは、この要件を充たしたことを證明するためである。「完全ノ能力ヲ有スル者」とは、未成年者、禁治産者、準禁治産者及び妻の執れでもないことを意味する。いくら満六十年以上になつた男戸主でも、妻とか未成年者とかを家督相続人として隠居することはできない。女戸主隠居の場合も同様である。しかし、能力者でさへあれば、男でも女でも差支がない。次に、「相続ノ單純承認」とは、「無限ニ被相続人ノ權利義務ヲ承継ス」(民法第一〇三條)ることである。つまり、財産より借金の方が多くても、だまつて相続人において引受けるといふことなのである。「單純承認」の反対は「限定承認」であるが、「相続ニ因リテ得タル財産ノ限度ニ於テノミ被相続人ノ債務及ヒ遺贈ヲ辨濟スヘキコトヲ留保シテ承認ヲ爲スコト」(民法第一〇二五條)である。あるだけの相続財産で仕末をつけて呉れ財産からはみ出した借金は一厘も支拂はぬといふことである。隠居による相続の場合に、限定承認を許すとしたら、戸主に首の廻らぬ程借金させて置いて、相続人の方で限定承認して涼しい顔をして居られるといふ不都合が起る。相続の單純承認を、隠居の要件としたことは、尤も千萬のことといはねばならぬ。しかし、「戸主カ疾病本家ノ相続又ハ再興其他己ムコトヲ得サル事由ニ因リテ爾後家政ヲ執ルコト能ハサルニ至リタルトキ」は、六十年未滿の男戸主でも、「裁判所ノ許可ヲ得テ隠居ヲ

爲スコトヲ得」而もこの場合には、家督相続人が無能力者であつても將又限定承認をしても差支ないことになつて居る(民法第七五條)。裁判所が仲に入つて居るから、不都合がないと見て居るのである。婚姻によつて他家に入らうとする女戸主も、これと同じ手續によつて、裁判所の許可を得て隠居し、晴れて夫の家に入ることが能きる(民法第七五條)。この場合、女戸主に子があれば、未成年者でも家督相続人となり子がなければ、「豫メ家督相続人タルヘキ者ヲ定メ其承認ヲ得」た上で隠居し、且婚姻することを得るのである。入夫を迎へることの困難な今日、適當な處置であるが、ここに若い獨身の女戸主にとつて耳寄りな法の日こぼしがある。「戸主カ隠居ヲ爲サスシテ婚姻ニ因リ他家ニ入ラント欲スル場合ニ於テ戸籍吏カ其届出ヲ受理シタルトキハ其戸主ハ婚姻ノ日ニ於テ隠居ヲ爲シタルモノト看做ス」(民法第七五條第四項)。市町村長にこの通りやつて呉れとはいへないが、やつて呉れたら有難い仕合せには違ひない。

入夫婚姻 先きには女戸主が婚姻して他家に入る場合の問題を説いたが、こんどは女戸主が夫を己が家に迎へる婚姻について述べる。これが入夫婚姻なるものであり、家督相続開始原因の一である。「女戸主カ入夫婚姻ヲ爲シタルトキハ其家ノ戸主ト爲ル。但當事者カ婚姻ノ當時反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此限ニ在ラス」(民法第七三條第六項)とあるから、入夫婚姻したる夫が、だまつて居れば當然家督相続が開始するやうに見えるが、戸籍法で、「入夫婚姻ノ場合ニ於テ入夫カ戸主ト爲ルトキハ其旨」を婚姻届に記載せねばならぬ(第一〇〇條第一項第五號)と規定したので、だまつて居れば家督相続が開始しないこととなつた。戸主となる積りで入夫婚姻する者はこの手續を忘れてはならぬ。尤も女戸主の隠居は簡単に能きるから、最初の失策遂に長蛇を逸すといふやうなことはない。

さてこの入夫が戸主となつた後離婚した場合には、「婚姻＝因リテ他家＝入リタル者ハ離婚ノ場合ニ於テ實家＝復籍」する(民法第七三九條)から家督相續が開始して妻たりし者が再び女戸主となる。婚姻又は養子縁組が取消されて無効となつたために家を去る場合にはこの取消による無効は、最初から無効であつたとはされず、取消の判決があつた時に無効となるとされて居るから、判決が效力を生じた時に家督相續が開始するのである。

家督相續は一人相續である 天に二日無く、地に二君無く、家に二主無しとするのである。家督相續人たり得るものは、第一に被相續人の家族たる直系卑屬である。これを第一種法定家督相續人といひ、その第一順位にある者を法定の推定家督相續人といふ。法定の推定家督相續人なきときは被相續人は相續人を指定することが能きる。之を指定家督相續人といふ。これもなき場合には、一定の順位に従つて相續人が選定せられる。之を第一種選定家督相續人といふ。かゝる相續人もなきときは被相續人の家族たる直系尊屬が相續人となる。之を第二種法定家督相續人といふ。これすらなきときは、再び廣き範圍から選定せられる。之を第二種選定家督相續人といふ。かやうに、これでもかゝといふ風に慎重に規定して居るのは、容易に家を斷絶せしめざるの用意に出づるのである。

第一種法定家督相續人 は被相續人の血族にして家族たる直系卑屬である。單なる直系卑屬ではなく、血族にして家族たる直系卑屬でなければならぬとすることに、家督相續とは家を續ぐことだといふ氣持をはつきりと示して居る。直系卑屬では、嫡出子、庶子、私生子は勿論繼子をも含んで居るが、戸主の息の嫁は、直系卑屬ではないから家督相續には與らぬ。

さて、「被相續人ノ家族タル直系卑ハ左ノ規定ニ從ヒ家督相續人ト爲ル

一、親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス——子は孫に先ち、孫は曾孫に先つ。

二、親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス——子同志の間では年少でも男は女に先つ、孫同志の間でも同様。

三、親等ノ同シキ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡出子ヲ先ニス——男の子同志の間では、年少でも嫡出子は庶子や私生子に先つ。女同志の間でも同様。

四、親等ノ同シキ嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及ヒ庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス——子同志、孫同志の間では、男が先で女が後なんだけれども、嫡出子、庶子、私生子とある場合には、私生子が男であつても女の嫡出子又は庶子よりも後れる。男戸主には私生子はないから、これは女戸主の場合の規定である。因みに、嫡出子と庶子との間では、原則通りで、庶子男は嫡出子女に先つ。

五、前四條ニ掲ケタル事項ニ付キ相同シキ者ノ間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス——嫡出子たる男子が三人あるとすれば、長男、嫡出子たる女ばかりなら長女、以下同斷(民法第九七〇條)。

年長者を定めるに當り、準正又は縁組によつて嫡出子となつた者は、實際の年齢によらず、「家督相續ニ付テハ其嫡出子タル身分ヲ取得シタル時ニ生マレタルモノト看做ス」(民法第九七〇條第二項)。七歳の長男を有する妻に死なれた男が、妾を本妻に直して、嘗て兩人の間に儲けおきし十歳の男子を準正により嫡出子とするも、家督相續については七歳の長男が優先する。十歳の女子を養子とした者が後に十五歳の女を養子としても、家督相續については、十歳の女子十五歳の女子を凌ぐ、といふのである。

法定の推定家督相續人とは、第一種法定家督相續人のうちにあつて第一の順位にある者をいふ。随つて法定の推定家督相續人は一人である。俗に「跡取り」といつて居るものである。この「跡取り」も、現實に相續してしまふまでは、相續の利益を獲得しては居ないが、戸主の意思だけで無暗にその地位を動かして得ない點に鑑みて、法定の推定家督相續人は相續權を有つと考へられて居る。相續權は相續を期待し得るところの權利即ち期待權である。しかし法定の推定家督相續人につき、「一、被相續人ニ對シテ虐待ヲ爲シ又ハ之ニ重大ナル侮辱ヲ加ヘタルコト、二、疾病其他身體又ハ精神ノ狀況ニ因リ家政ヲ執ルニ堪ヘサルコト、三、家名ニ汚辱ヲ及ホスヘキ罪ニ因リテ刑ニ處セラレタルコト、四、浪費者トシテ準禁治産ノ宣告ヲ受ケ改悛ノ望ナキコト」の事由存するときは「被相續人ハ其推定家督相續人ノ廢除ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得」ることになつて居る（民法第一條第一項）。俗に廢嫡といつて居るのはこれである。上述四つの廢嫡原因の外、「正當ノ事由アルトキハ被相續人ハ親族會ノ同意ヲ得テ其廢除ヲ請求スルコトヲ得」るのであるが（民法第九七條）、この場合には、親族會の同意を得て居らねばならぬ。こゝに正當の理由とは、「本家相續ノ必要アルトキ」を除き、「法定ノ推定家督相續人ハ他家ニ入り又ハ一家ヲ創立スルコトヲ得」ざるに拘らず（民法第七四條）、女子たる法定の推定家督相續人を他家に嫁入らせようとするが如きをいふ。この場合、男子を養子として「跡取り娘」の地位を退かせた上他家に嫁入らせ、目的到達の後その養子を離縁するといふ脫法的方法が行はれて居るから、正當なる廢嫡理由として認め、以て脫法的でなく「跡取り娘」を廢嫡するの途を開いて居るのである。さて、一度廢嫡が宣告されても、「推定家督相續人廢除

ノ原因止ミタルトキハ被相續人又ハ推定家督相續人ハ廢除ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得」（民法第九七條）。この取消の宣告によつて、恰も廢嫡されなかつたと全く同じやうに取扱はれる。推定家督相續人たることを廢除されたからとて、それで親子の縁が切れたといふのではない。昔の久離とか勘當とかのやうに、親子關係を斷絶せしめることは民法の認めざるところである。

女戸主に法定の推定家督相續人ある場合において、入夫婚姻により家督相續が開始しても、新戸主となるものは入夫であつて、法定の推定家督相續人ではない（民法第九七條）。しかし、「法定ノ推定家督相續人ハ其姉妹ノ爲メニスル養子縁組ニ因リテ其相續權ヲ害セララルコトナシ」（民法第九七條）であるから、三人姉妹の長女のためにした婿養子があるからとて、その婿養子縁組の日より後に生れた長男の相續權が奪はれはしないし、庶子男の妹に婿養子が出來たからとて、庶子男は依然として法定の推定家督相續人である。所謂養嗣子たる養子が、趣全くこれと相異なることについては、既に述べたところである。

我家督相續制度は、之を要するに、長子相續制、特に長男相續制である。長子特に長男の血統を傳へんとする念慮のあらはれの一は、所謂代襲相續（承祖相續とも呼ぶ）である。「第九百七十條及ヒ第九百七十二條ノ規定ニ依リテ家督相續人タルヘキ者カ家督相續ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相續權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑屬アルトキハ其直系卑屬ハ第九百七十條及ヒ第九百七十二條ニ定メタル順序ニ從ヒ其者ト同順位ニ於テ家督相續人ト爲ル」（民法第九七條）。長男が戸主に先つて死亡し又は相續權を失つた場合には、二男が法定の推定家督相續人となる筈であるが、若し長男に子があれば、その子のうちの先順位者がたとひ女であつても、父たる長男の地位を代襲し、叔父

を排して法定の推定家督相続人となるのである。

胎児を家督相続人と認むる制度は、代襲相続制が長子相続の破綻を事後に彌縫するの策であるのに對し、その破綻を事前に防止せんとする試みである。大要は次の如し。「胎児ハ家督相続ニ付テハ既ニ生マレタルモノト看做ス」しかし「胎児カ死體ニテ生マレタルトキハ之ヲ適用セス」と、民法第九百六十八條は規定してゐる。これは制度の性質上明かなる如く、相続開始の時點を基準とし、未だ生れて居ない胎児を既に生れて居るかのやうに取扱つて家督相続をさせ、以て、相続の純粹を維持させようとするのである。妻懷胎中に男子を養子となしたるに、その胎児が男子であつたやうな場合、その胎児が家督相続につき養子に先つといふが如き意味ではないのである。また死體として生れれば相続をなかつたこととなること、法規の示す通りである。之を要するに「胎児ハ家督相続ニ付テハ既ニ生マレタルモノト看做ス」とは、「胎児は家督相続人たる地位にあり」と、抽象的一般的に言表したるのではなく、相続開始の際の胎児は家督相続人たり得ると、一回的具體的に宣言したるものである。「家督相続人カ胎児ナルトキハ母ハ相続ノ開始アリタルコトヲ知リタル日ヨリ一ヶ月内ニ診斷書ヲ添付シ家督相続ノ届出ヲ爲スコトヲ要ス」(戸籍法第(一)二七條)。妻懷胎中に、女の子ばかりを残して死んだ戸主の家督相続人は誰であるか。胎児が生れるまで待つて見ねばならぬ。死體で生れるか、女かであれば、長女が之を相続し、男が生れれば、その子が戸主となる。理論はかうであるが、この戸主浮遊状態時代の實際的取扱は、明確には規定されて居ない。

指定相続人は、「法定ノ推定家督相続人ナキトキハ被相続人ハ家督相続人ヲ指定スルコトヲ得」(民法第九條)の規定に基き相続人となる。「家督相続人ノ指定ハ之ヲ戸籍吏ニ届出ツルニ因リテ其

效力ヲ生ス」(民法第九條)る。家督相続人の指定は遺言でもすることが能きる。その場合には、「遺言執行者ハ其遺言カ效力ヲ生シタル後遲滯ナク之ヲ戸籍吏ニ届出ツルコトヲ要ス此場合ニ於テ指定ハ被相続人ノ死亡ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス」(民法第九條)。「家督相続人に指定せらるべき者の資格については何等の制限もない。指定せられる側から見れば指定せられたからとてそれを承諾せねばならぬ義務はない。而も、指定が效力を生じてからでも、「此指定ハ法定ノ推定家督相続人アルニ至リタルトキハ其效力ヲ失フ」(民法第九條)ものであり、「家督相続人ノ指定ハ之ヲ取消スコトヲ得」(民法第九條)るのである。この取消もまた市町村長に届出でられねばならぬ。家督相続人を指定する行爲は身分行爲であるから、未成年の戸主も、判断能力を存することを前提として、有效になすことが能きる。取消もまた同じ。

第一種選定家督相続人「法定又ハ指定ノ家督相続人ナキ場合ニ於テ其家ニ被相続人ノ父アルトキハ父、父アラサルトキ又ハ父カ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ母、父母共ニアラサルトキ又ハ其意思ヲ表示スルコト能ハサルトキハ親族會ハ左ノ順序ニ從ヒ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス。第一、配偶者但家女ナルトキ、第二、兄弟、第三、姉妹、第四、第一號ニ該當セサル配偶者、第五、兄弟姉妹ノ直系卑屬」(民法第九條)之を第一種選定家督相続人といふ。選定權者は被相続人の父母又は親族會、選定範圍は家族、その順位は右記載の通り。家女ならぬ配偶者が第四順位であることが眼を惹く。この選定は、「正當ノ事由アル場合ニ限り裁判所ノ許可ヲ得テ前條ニ掲ケタル順序ヲ變更シ又ハ選定ヲ爲ササルコトヲ得」(民法第九條)かくして選定せられた者も、家督相続を拋棄して戸主たらざることを得る。因みに家督相続を拋棄し得ないのは第一種法定家督相続人だけであつて、

爾餘の家督相続人は、無條件に之を抛棄し得るのである。

第二種法定家督相続人 第一種選定家督相続人もなきときは、「家」ニ在ル直系尊屬中親等ノ最モ近キ者家督相続人ト爲ル但親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス(民法第九八四條)。これを第二種法定家督相続人といふ。これに關聯して、興味のある話が傳へられて居る。某處に、第一子の懐胎中に夫に死別した妻があつた。戸主であつた夫は、一人の弟を家族として有つて居た。既に述べたやうに、胎兒は家督相続については既に生れたるものと看做されるが死體として生れたときには、生れなかつたこととなる。そこでこの寡婦の場合であるが、若し胎兒が生きて生れれば、勿論その子が戸主となる。死んで生れたらどうなるか。前戸主が誰をも家督相続人として指定して居ないから、第一種選定相続人として前戸主の弟へ行く、家女ならざる配偶者へは來ない。胎兒が生きて生れはしたが、數時間の後死んだらどうか。この場合には、生れたばかりの子が一度戸主となり、この新戸主が死亡して相続が開始したといふ勘定になる。この生れたばかりの新戸主に直系卑屬のあらう筈はなく、家督相続人が指定されよう道理もなく、兄弟姉妹も配偶者もあり得よう譯もなく、結局、第二種法定家督相続人としての直系尊屬たる寡婦に來る。胎兒がオギヤアと一聲産聲をあげて呉れるか、呉れないかは、この寡婦にとつて、家督相続が能きるか、能きないかの關ヶ原である。

第二種選定家督相続人 第二種法定家督相続人もなき場合には、「親族會ハ被相続人ノ親族家族、分家ノ戸主又ハ本家若クハ分家ノ家族中ヨリ家督相続人ヲ選定ス。前項ニ掲ケタル者ノ中ニ家督相続人タルヘキ者ナキトキハ親族會ハ他人ノ中ヨリ之ヲ選定ス。親族會ハ正當ノ事由アル

場合ニ限り前二項ノ規定ニ拘ハラズ裁判所ノ許可ヲ得テ他人ヲ選定スルコトヲ得(民法第九八五條)。之を第二種選定家督相続人といふ。單身戸主が家督相続人を指定せずして死んだ場合には、直ちにこれに該當する。

以上のやうな手續を経ても、家督相続人が決らぬときは、絶家となるの外はない、絶家となつた家に財産があつた場合には、その財産は國庫に歸屬する。

家督相続の單純承認 家督相続は、被相続人の有せし財産と負債との全體を包括して承繼し相続の瞬間から相続人の固有財産と融合混一するを常とする。この常態的結果を承認することを、家督相続の單純承認といひ、「相続人カ單純承認ヲ爲シタルトキハ無限ニ被相続人ノ權利義務ヲ承繼ス(民法第一〇二三條)。單純承認をすれば、どんなに澤山負債があつても、相続人において辨濟せねばならぬ。(1)相続人が相続財産の全部又は一部を處分したとき、(2)相続人が自己のために相続の開始ありたることを知りたる時より三ヶ月内に限定承認又は抛棄をしなかつたとき、(3)相続人が限定承認又は抛棄をした後でも、相続財産の全部若くは一部を隠匿し、私に之を消費し又は惡意を以て之を財産目録中に記載しなかつたときは、單純承認をなしたものと看做される(民法第一〇二四條)。これによつても知られるやうに、單純承認の意思表示には、特別の形式が要求されて居ない。

家督相続の限定承認 財産額よりも負債額の遙かに多い場合の家督相続に、單純承認を強いることは家督相続人に對し酷であるから、かやうな場合には、家督相続の限定承認をしてもいいことになつて居る。この制度については、隠居を説明するに際し一寸觸れたやうに、「相続ニ因リテ得タル財産ノ限度ニ於テノミ被相続人ノ債務及ヒ遺贈ヲ辨濟スヘキコトヲ留保シテ」なす承認を

いふのである(民法第一二五條)。系譜祭具及び墳墓の所有権は、家督相続の特権に属するから、前述相続人因リテ得タル財産中に算入せられず、完全に家督相続人の手中に遺される。さて、限定承認をなさんと欲する家督相続人は、「利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リ裁判所ニ於テ仲長」せられる場合を除き、通常「自己ノ爲メニ相続ノ開始アリタルコトヲ知リタル時ヨリ三ヶ月内ニ」(民法第一〇一七條)「財産目録ヲ調製シテ之ヲ裁判所ニ提出シ限定承認ヲ爲ス旨ヲ申述スルコトヲ要ス」(民法第一〇二六條)。限定承認により、相続財産と相続人の固有財産とは混合しなくなるから、相続人が「其被相続人ニ對シテ有セシ權利義務ハ消滅セサリシモノト看做」される(民法第一〇二七條)。限定承認をなしたる家督相続人は、自己の固有財産と同一の注意を以て、相続財産を管理し、法定の手續に従ひ、相続債権者及び受遺者に對し、辨濟する義務がある。

家督相続の拋棄

限定承認によるもなほ家督相続人の迷惑を一掃し得ざる場合がある。如かず、家督相続を拋棄せしめんに。第一種法定家督相続人は此自由を有しない(民法第一二〇條)が、爾餘の相続人は拋棄の自由を有す。「相続ノ拋棄ヲ爲サント欲スル者ハ其旨ヲ裁判所ニ申述スルコトヲ要ス」(民法第一二八條)。しその申述により、「拋棄ハ相続開始ノ時ニ遡リテ其效力ヲ生ス」(民法第一二九條)。

家督相続は被相続人の有つて居た財産の總體を、そつくりその儘承継するのを原則とする。しかし、「國籍喪失者ノ家督相続人ハ戸主權及ヒ家督相続ノ特權ニ屬スル權利ノミヲ承繼ス」(民法第九九〇條)といふ例外がある。また、「隱居者及ヒ入夫婚姻ヲ爲ス女戸主ハ確定日附アル證書ニ依リテ其財産ヲ留保スルコトヲ得」(民法第九八八條)るから、上述家督相続の原則を貫いて相続財産を總領し得るのは、戸主の死亡を原因とする家督相続に限られるやうに見えるが、これとても、「遺言者ハ包括又

ハ特定ノ名義ヲ以テ其財産ノ全部又ハ一部ヲ處分スルコトヲ得」(民法第一〇六四條)るのである。家族を扶養し、祖先を祀り、家名を維持して行かねばならぬ重い責任を負はされて居る家督相続人に、少しの財産も遺さないといふことは考へられない。宜なり、わが民法は、遺留分の制度を設けて、必ず家督相続人に遺さねばならぬ額を規定してゐる。「法定家督相続人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ半額ヲ受ク。此他ノ家督相続人ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受ク」(民法第一一三〇條)。戸主の國籍喪失により開始せる場合においても遺留分は之を承継し得べく(民法第一一三〇條但書)。隱居者又は入夫婚姻をなす女戸主も、遺留分の規定に反して相続財産を留保することが能き(民法第九八八條但書)。遺言による贈與も「遺留分ニ關スル規定ニ違反スルコトヲ得」ない(民法第一〇六四條但書)。尙ほ、「當事者双方カ遺留分權利者ニ損害ヲ加フルコトヲ知リテ爲シタル」贈與並に「不相當ノ對價ヲ以テ爲シタル有償行爲」及び、當事者善意なるも「相続開始前一年間ニ爲シタル」贈與は、遺留分の規定に違反して存することは能き(民法第一一三三條)。留保財産、遺贈又は上述せる贈與又は有償行爲にして、遺留分を侵蝕せる部分については、遺留分權利者又はその承継人において、滅殺を請求し得るのである(民法第一一三三條)。

遺留分は如何にして算定するか「遺留分ハ被相続人カ相続開始ノ時ニ於テ有セシ財産ノ價額ニ其贈與シタル財産ノ價額ヲ加ヘ其中ヨリ債務ノ全額ヲ控除シテ之ヲ算定ス」(民法第一一三二條)。例へば、相続開始の瞬間において被相続人の有せし財産二千圓、相続開始前一年以内の贈與價額三千圓、遺贈價額千圓、債務總額二千圓であるとすれば、遺留分算定の基礎たるべき相続財産は 2000圓 + 3000圓 - 1000圓 - 2000圓 = 4000圓 即ち四千圓である。それで、家督相続人が第一種法定家督相続人である

場合には、四千圓の半額即ち二千圓を遺留分として承継すべきである。然るに實際家督相続人の手中に遺されたものは、相続當時の財産二千圓に對し負債二千圓、差引零である。よつて遺贈並に贈與から遺留分たるべき二千圓を減殺する。この場合、先づ遺贈につき減殺するが、遺贈全部を減殺するもなほ千圓不足するから、次にその分を贈與中より減殺する。贈與ハ遺贈ヲ減殺シタル後ニ非サレハ之ヲ減殺スルコトヲ得ないからである(民法第一三六條)。上述設例の場合では、受遺者は一厘も貰ふことが能き受贈者は二千圓だけしか受取れない。數箇の贈與が時を異にしてなされて居た場合の「贈與ノ減殺ハ後ノ贈與ヨリ始メ順次ニ前ノ贈與ニ及ブ」(民法第一三八條)。その同時なる場合においては、贈與價額に按分して減殺する。全部を減殺する必要なき場合の遺贈また同じ。この遺留分減殺の方法は、隱居者又は入夫婚姻をなす女戸主の留保財産の場合にも用ひられる。

遺産相続 について簡単に述べよう。

「遺産相続ハ家族ノ死亡ニ因リテ開始ス」(民法第九二條)。而して、遺産相続人は「相続開始ノ時ヨリ被相続人ノ財産ニ屬セシ一切ノ權利義務ヲ承繼ス但被相続人ノ一身ニ專屬セシモノハ此限ニ在ラス」(民法第一〇〇一條)であるから、いくら家族が死亡しても、財産又は負債を有たぬ場合には、遺産相続は開始しない。被相続人が家族でなければならぬことと、相続開始の原因が死亡に限られて居ることと、財産又は負債の存在を前提とすることとは、遺産相続を家督相続から區別する最重要點である。家督相続にあつては、被相続人は必ず戸主でなければならず、相続開始の原因には、死亡以外隱居、入夫婚姻、國籍喪失等があつたし、財産なく負債なき場合でも、戸主權の承繼だけはなければならなかつた。次に家督相続は一人相続であつたが、遺産相続は共同相続であり、被相続人と家を同じうする

ことは、遺産相続人たるの要件ではなく、随つて、外國人でも遺産相続人たり得る。家督相続については、届出を必要としたが、遺産相続には、戶籍法上の手續は何も要らない。遺産相続開始の原因の完成した瞬間、遺産相続人が之を知ると否とに拘らず、被相続人の住所地において、直ちに遺産相続の行はれることは、家督相続の場合と相等しい。

遺産相続には指定相続がない。指定相続に相當するものは、遺言により遺産の全部又は一部分を包括して贈與する場合であり、民法も「包括受遺者ハ遺産相続人ト同一ノ權利義務ヲ有ス」(民法第一〇二條)と規定して居るけれども、これは遺贈であつて遺産相続ではない。遺産相続には、選定相続もまたない。随つて、遺産相続には、法定相続があるのみである。その法定相続人の順位は次の如くである。

第一順位の遺産相続人は、被相続人の直系卑屬であれば足り、被相続人と家を同じうするや否やを問はない。例へば、家族たる母が死亡すれば、家を同じうする息子も、他家に嫁入つて居る娘も、嘗て生み落しておいた私生子も、それぞれ遺産を相続する權利を有する。被相続人の直系卑屬中、「親等ノ異ナリタル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス」、即ち子は孫に先ち、孫は曾孫に先つが、男女の間に區別はない。次に、「親等ノ同シキ者ハ同順位ニ於テ遺産相続人ト爲ル」(民法第九四條)。男女の間に差等なく、同順位に於て共同して相続人となる。而して、「遺産相続人數人アルトキハ相続財産ハ其共有ニ屬シ」(民法第一〇〇二條)。「各共同相続人ハ其相続分ニ應シテ被相続人ノ權利義務ヲ承繼ス」(民法第一〇〇三條)。然らば、各自の相続分は如何にして定められるか。「被相続人ハ遺言ヲ以テ共同相続人ノ相続分ヲ定メ又ハ之ヲ定ムルコトヲ第三者ニ委託スルコトヲ得」(民法第一〇〇六條)るが、かゝる遺言なき場

合には、「同順位ノ相続人數人アルトキハ其各自ノ相続分ハ相均シキモノトス但直系卑屬數人アルトキハ庶子及ヒ私生子ノ相続分ハ嫡出子ノ相続分ノ二分ノ一トス」(民法第一〇〇四條) 家族たる父が死亡した場合において、嫡出子男女各一人、庶子女一人あつたとして、遺産總額五萬圓を、遺言により長男三萬圓、長女一萬圓、庶子女一萬圓と指定することが能き。指定なき場合には、嫡出子はそれぞれ「五分の二」、庶子は「五分の一」の法定相続分を得ることとなり、長男も長女も二萬圓宛、庶子女が一萬圓を受けることとなる。遺産相続人の相続分を決定するに當つて注意せねばならぬのは、「共同相続人中被相続人ヨリ遺贈ヲ受ケ又ハ婚姻養子縁組分家廢絶家再興ノ爲メ若クハ生計ノ資本トシテ贈與ヲ受ケタル者アルトキ」である。かやうな場合には、「被相続人カ相続開始ノ時ニ於テ有セシ財産ノ價額ニ其贈與ノ價額——受贈者ノ行爲ニ因リ其目的タル財産カ滅失シ又ハ其價額ノ増減アリタルトキト雖モ相続開始ノ當時仍ホ原狀ニテ存スルモノト看做シテ之ヲ定ム——」ヲ加ヘタルモノヲ相続財産ト看做シテ相続分を算出し、かくして「算定シタル相続分ノ中ヨリ其遺贈又ハ贈與ノ價額ヲ控除シ其殘額ヲ以テ其者ノ相続分トス」る。併し「遺贈又ハ贈與ノ價額カ相続分ノ價額ニ等シク又ハ之ニ超ユルトキハ受遺者又ハ受贈者ハ其相続分ヲ受クルコトヲ得ス」(民法第一〇〇七條)。實例で説明すると次のやうになる。長男二男長女の三子を有てる家族たる母が死亡したときに七千圓の遺産があつた。しかし、二男が分家した節六千圓を貰ひ、長女婚姻の際持參金として二千圓を與へられて居たとすれば、現在その金が有つても無くても、前記の計算方法により、一萬五千圓の相続さるべき遺産あるものと看做され、各子の相続分はそれ〴〵五千圓となる。しかし既に六千圓を得て居る二男は相続分を失ひはするが、しかし超過部分千圓を返還する必要なき

により、殘額九千圓を長男と長女とが四千五百圓宛相続する勘定となる。然るに、長女は既に二千圓を貰つてあるのだから、遺産七千圓中から不足額二千五百圓を受け、長男は殘額四千五百圓を受け、かくして遺産相続の計算を終るのである。

代襲相続の制度 は遺産相続においても認められて居り、被相続人の直系卑屬にして「遺産相続人タルヘキ者カ相続ノ開始前ニ死亡シ又ハ其相続權ヲ失ヒタル場合ニ於テ其者ニ直系卑屬アルトキハ其直系卑屬ハ其者ト同順位ニ於テ遺産相続人トナル」(民法第九五條) 代襲相続人數人ある場合の順位は、被相続人の直系卑屬が遺産相続人となる場合に同じい。代襲相続人たる「直系卑屬ノ相続分ハ其直系尊屬カ受クヘカリシモノニ同シ但直系卑屬數人アルトキハ其各自ノ直系尊屬カ受クヘカリシ部分ニ付キ」法定相続分に從つて「其相続分ヲ定ム」(民法第一〇〇五條) 之を實例で説かう。嫡出子二人と庶子一人とを有つた部屋住みの父が相続財産五萬圓を遺して死んだとせよ。この遺産相続開始の際、嫡出子甲と庶子とが死んで居たとする。どちらにも子がなければ、生き残つた嫡出子乙が全額五萬圓を相続する。嫡出子甲が一子を遺して居るとすれば、嫡出子乙と嫡出子甲の一子とがそれ〴〵二萬五千圓宛相続する。若し庶子が嫡出子二人、私生子一人を遺して居るとすれば、嫡出子乙二萬圓、嫡出子甲の子二萬圓、庶子の嫡出子二人がそれ〴〵四萬圓宛、庶子の私生子が二萬圓を受けることとなる。遺産相続開始の時胎兒たる者は、家督相続においてと同じく、遺産相続については既に生れたるものと看做され、一人前の相続分を受ける。勿論、死體にて生れたときはこの限りではない。

培養子縁組により他家に入りたる男は、その妻の父母の子として遺産相続人たり得るが、婚姻に

よりて他家に入りたる女は、婚家の父母と親子の關係を生じないから、婚家の父母を被相続人とする遺産相続開始するも、その相続人たることを得ない。継子も継父母の、庶子も嫡母の、それぞれ遺産相続人たり得ると對比して、その不權衡を思はせるに十分である。

妻が夫の遺産相続人たり得る場合 は、夫に直系卑屬なきときに限られて居る。夫が戸主であれば、子がなくても、家督相続の順番の中々妻に廻つて來ないことに付ては、既に述べた。遺産相続の場合でも、夫に庶子でもあれば、妻は遺産相続人とはなれない。夫に遺言でもして貰つて居ない限りは、寡婦の地位は悲惨なものである。民法は、被相続人に直系尊屬がない場合には、その配偶者が遺産相続人となる（第九九六條第一項第一號）と規定し、夫と妻とに區別を置いて居ないから、何も妻の地位のみが悲惨とはいへまいといふものがあるかも知れぬが、配偶者としては、妻と同列の夫も、男として相続法上優越な地位を占めて居るから、こんな反對論は物にはならぬ。

被相続人の直系尊屬が遺産を相続する場合 被相続人に直系卑屬も配偶者もないときに限る。親等の近き者を先にし、即ち父母は祖父母に先ち、同順位者數人あるときは共同して相続する。實父母、養父母、繼父母、嫡母等が共同相続人たる場合もあらう。この場合の相続分は均分である。遺産相続人たる父母が家を同じうするや否やは、ここでも問題ではない。

被相続人に直系卑屬も配偶者も直系尊屬もない場合 には、假令兄弟姉妹があつてもそれには行かず、戸主が遺産相続人となる。遺産相続は家族の死亡を原因とするものであるから、必ずその被相続人の屬して居た家の戸主がある筈である。家督相続の場合とは異り、遺産相続にあつては、最後に戸主が相続するから、遺産が宙に迷ふ心配はない譯である。

遺産相続人も亦遺留分の制度を以て保護せられて居る しかし、戸主たる遺産相続人には遺留分がない。さて、「遺産相続人タル直系卑屬ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ半額ヲ受ク。遺産相続人タル配偶者又ハ直系尊屬ハ遺留分トシテ被相続人ノ財産ノ三分ノ一ヲ受ク」（民法第一〇三一條）被相続人が相続人以外の者に遺贈し又は贈與して遺留分を害した場合は簡單であるが、共同相続人の或る者に偏重して、相続分の指定遺贈又は贈與をなした場合は少し計算が面倒である。三嫡出子を有する家族たる母が、己が特有財産六千圓の全部を末子に遺贈したとせよ、この場合の相続人は被相続人の直系卑屬であるから、三人して六千圓の半額三千圓を遺留分として受くべく、嫡出子同志であるから、一人當り千圓となる。よつて、長子と次子とは、千圓宛合計二千圓を末子の受遺額から減殺し、末子は殘額四千圓を受ける勘定となるのである。

遺産相続が配偶者又は戸主によつてなされる場合は簡單である。 蓋し、この兩場合は一人相続だからである。しかし、被相続人の直系尊屬が遺産相続人たる場合特に直系卑屬が遺産相続人たる場合には、共同相続たるを常とし、一人相続たることは例外に屬する。遺産相続の通常なる場合は直系卑屬が相続する場合であるから、共同相続についての法律關係を考察することは、遺産相続を説明するにつき省略するを得べからざるものである。

數人の相続人が共同して遺産を相続する場合 には、相続財産は共有關係に立ち、其持分たる相続分に應じて權利を有し義務を負ふ。相続分の相均しき三人が共同して相続した債務六千圓は相続と同時に分割せられて二千圓宛の相続となるのか、それとも結局はさうなるのだが、一度は六千圓その儘の債務を三人がかりで相続するのは、問題のあるところであるが、相続債務の引受又

は分割があるまでは不可分の債務として存するものと考えべきである。

さて相続せられた遺産を共有關係に立たしめてゐるのは、全然經過的なものであつて、共有關係の永續を目的とするものではない。随つて被相続人の遺言を以てするも、「相続開始ノ時ヨリ五年ヲ超エサル期間」を限り、「分割ヲ禁スルコトヲ得」(民法第一〇一一條)るに過ぎぬ。分割以前でも、共同相続人の一人はその相続分を他人に譲渡することが能るのである。しかし、分割以前の相続分は單なる財産的な持分とは異なり、どこまでも身分的な色彩を保持して居るから、他人を相続財産の共有關係者として迎へることは困る場合が多い。そこで、「共同相続人ノ一人カ分割前ニ其相続分ヲ第三者ニ譲渡シタルトキハ」、「一ヶ月内ニ」限り、「他ノ共同相続人ハ其價額及ヒ費用ヲ償還シテ其相続分ヲ讓受クルコトヲ得」(民法第一〇九條)ることになつて居る。これを相続分の取戻権といつて居る。

「被相続人ハ遺言ヲ以テ分割ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ定ムルコトヲ第三者ニ委託スルコトヲ得」(民法第一〇〇條)かやうな遺言のない場合には、「各共有者ハ何時ニテモ共有物ノ分割ヲ請求スルコトヲ得」(民法第二五條)しかし、「五年ヲ超エサル期間内分割ヲ爲ササル契約ヲ爲スコトヲ妨ケ」ない(民法第二五六條)分割は共同相続人の協議によつて行はれ、協議調はさるときは裁判所に決定して貰ふ(民法第二項)遺言に定めた方法により、又は法定の手續により、遺産が分割せられた時は、例へば五年間共有關係が続いたやうな場合でも、五年前の遺産相続開始の時に遡り、その瞬間から分割財産を承継して居たこととなる(民法第一〇二條)しかし、共同相続人の一人の得た分割財産に隠れた瑕疵缺點などがあつても、致し方なきものとして泣寝入りせねばならぬとすれば、不公平の上もなきことと

いはねばならぬから、そのやうな場合には、他の共同相続人も責任を分つことになつて居る。父が未だ戸主とならぬ前に死亡すれば、その遺産は遺子達が共同して相続する。しかし、戸主となつてからだと、長男又は長女のみが独占する。婚姻簡易化の聲が、嫁入仕度の撤廢を生んで居るやうであるが、通常の状態においては、父の遺産を分配しては貰へない位置におかれて居る弟妹は、婚姻又は獨立の際に、然るべく贈與を受けて置くことが必要でもあり、賢明でもあらう。然らざれば、婚姻合理化はたゞ跡取りの兄弟の懷を肥すに過ぎぬ結果とならう。

遺産相続に關聯して遺言のことを説かう。戸主及び家族は、死後自己の財産を欲するがままに處置することの自由を有つて居る。これを遺言といひ、遺留分の規定に違反しない限りは、遺言により遺産を信託し(信託法)他人に與へ(民法第一〇六條)又は、財團法人を設立すること(民法第四一)が能きる。勿論遺言はかやうな財産に關する處置についてのみでなく、後見人及び後見監督人の指定(民法第九〇一條)、親族會員の選定(民法第九四)、私生子の認知(民法第二二九)、養子縁組(民法第八四條)、家督相続人の指定及びその取消(民法第九)等の身分行為についても亦之をなすことが能きる。しかし、遺言が最も大きな働を演ずる部分は何といつても遺産の處分であり、民法は之を遺贈といつて居る。遺贈を受ける者を受遺者といふ。遺言は財産又は身分の變動に關係するものでなければならぬから、「喜一大キクナツテ錢イツパイ儲ケロ」といふが如きは、民法に所謂遺言ではない。

「滿十五年ニ達シタル者ハ遺言ヲ爲スコトヲ得」(民法第一〇六條)未成年者が遺言をなす場合でも、親權者又は後見人の同意を必要としない。禁治産者、準禁治産者及び妻も、後見人保佐人又は夫の同意を得ずして有效な遺言をなすことが能きる。たゞ禁治産者だけは、本心に復したときの遺言でな

ければ無効であるから、その本心に復したことの証明のために、「醫師二人以上ノ立會アルコトヲ要ス」(民法第一〇七三條)とされて居る。

死者の意思を尊重するために遺言といふ制度が認められて居るのであるが、遺言に付て死者の意思を確めねばならぬときには、死者は居ない。所謂死人に口なき状態の下に、死人の意思通りに處置せねばならぬことが遺言の特質をなして居るのだから、民法は遺言について厳格な方式を定めて之を履踐せしめ、以て事後の紛争を防止しようとして居る。遺言の方式には、普通方式と特別方式とがある。

普通方式 において「遺言ハ自筆證書、公正證書又ハ秘密證書ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス」(民法第一〇六七條)。普通方式中、最も多く用ひられるのは、自筆證書である。「自筆證書ニ依リテ遺言ヲ爲スニハ遺言者其全文、日附及ヒ氏名ヲ自書シ之ニ捺印スルコトヲ要ス。自筆證書中、挿入、削除其他ノ變更ハ遺言者其場所ヲ指示シ之ヲ變更シタル旨ヲ附記シテ特ニ之ニ署名シ且其變更ノ場所ニ捺印スルニ非サレハ其效ナシ」(民法第一〇六八條)。方式は嚴重に履踐されねばならぬが、特に日附が重要なりとされて居る。次に公正證書及び秘密證書による遺言であるが、孰れも、公證人役場において作成又は證明せられねばならぬものだから、詳細は公證人に相談して決するを適當とする。簡単に説明すれば、公正證書による遺言は、證人二人以上の立會の下において遺言者の口授を公證人が筆記して作成し(民法第一〇六九條)、秘密證書による遺言は、内容は他人に書いて貰つてもいいが氏名のみは自書して之に捺印し、之を封して同じ印章を以て封印し、此封書を公證人及び證人二人以上の前に提出して、自己の遺言なる旨を述べて筆者の氏名住所を申述し、公證人がその日附と遺言者の申述

とを封紙に記載し遺言者、證人とともに、公證人が署名捺印して作成する(民法第一〇七〇條)。秘密證書としての要件を缺く場合でも自筆證書としての要件を具備して居ると、自筆證書として有効である。

特別方式による遺言 には五種ある。

- (1) 「疾病其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル者カ遺言ヲ爲サント欲スルトキハ證人三人以上ノ立會ヲ以テ其一人ニ遺言ノ趣旨ヲ口授シテ之ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ其口授ヲ受ケタル者之ヲ筆記シテ遺言者及ヒ他ノ證人ニ讀聞カセ各證人其筆記ノ正確ナルコトヲ承認シタル後之ニ署名捺印スルコトヲ要ス。前項ノ規定ニ依リテ爲シタル遺言ハ遺言ノ日ヨリ二十日内ニ證人ノ一人又ハ利害關係人ヨリ裁判所ニ請求シテ其確認ヲ得ルニ非サレハ其效ナシ」(民法第一〇七六條) 而して、裁判所はかゝる遺言に對しては、「遺言カ遺言者ノ眞意ニ出テタル心證ヲ得ルニ非サレハ之ヲ確認スルコトヲ得」ざることとなつて居る(民法第一〇七七條)。
- (2) 「傳染病ノ爲メ行政處分ヲ以テ交通ヲ遮斷シタル場所ニ在ル者ハ警察官一人及ヒ證人一人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ得」(民法第一〇七七條)。
- (3) 「從軍中ノ軍人及ヒ軍屬ハ將校又ハ相當官一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作成スルコトヲ得」(民法第一〇七八條)。
- (4) 「從軍中疾病、傷痕其他ノ事由ニ因リテ死亡ノ危急ニ迫リタル軍人及ヒ軍屬ハ證人二人以上ノ立會ヲ以テ口頭ニテ遺言ヲ爲スコトヲ得」(民法第一〇七九條)。この遺言書は、「遲滞ナク理事又ハ主理ニ請求シテ其確認ヲ得ルニ非サレハ其效ナシ」(民法第一〇七九條第二項)。

(5) 「艦船中ニ在ル者ハ軍艦及ヒ海軍所屬ノ船舶ニ於テハ將校又ハ相當官一人及ヒ證人二人以上
其他ノ船舶ニ於テハ船長又ハ事務員一人及ヒ證人二人以上ノ立會ヲ以テ遺言書ヲ作ルコトヲ
得」(民法第一〇八〇條)。

以上五種の特別方式の遺言作成に關係した者は、凡て署名捺印せねばならぬ(民法第一〇八二條)、署名又は捺印し得ざる者あるときは、立會人又は證人は其事由を附記せねばならぬ(民法第一〇八三條)。特別方式によりなしたる遺言は、「遺言者カ普通方式ニ依リテ遺言ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル時ヨリ六ヶ月間生存スルトキハ」當然にその效力を失ふ(民法第一〇八五條)。

遺言の無効 二人以上の者が共同して同一の證書にて遺言するのは無効である(民法第一〇七五條)。また、證人又は立會人を必要とする遺言において、次の者がそれになつた時も無効である。(1) 未成年者、(2) 禁治産者及び準禁治産者、(3) 剝奪公權者及び停止公權者、(4) 遺言者の配偶者、(5) 推定相続人、受遺者及びその配偶者並に直系血族、(6) 公證人と家を同じくする者及び公證人の直系血族並に筆生、雇人(民法第一〇七四條)。なほ、公の秩序善良の風俗に違反する遺言方式に従はざる遺言、要素に錯誤ある遺言も亦無効である。

遺言の取消 「遺言者ハ何時ニテモ遺言ノ方式ニ從ヒテ其遺言ノ全部又ハ一部ヲ取消スコトヲ得」(民法第一〇二四條)。別に明示の取消がなくても、「前ノ遺言ト後ノ遺言ト抵觸スルトキハ其抵觸スル部分ニ付テハ後ノ遺言ヲ以テ前ノ遺言ヲ取消シタルモノト看做ス」(民法第一〇二五條)。また、「遺言者カ故意ニ遺言書ヲ毀滅シタルトキハ其毀滅シタル部分ニ付テハ遺言ヲ取消シタルモノト看做ス遺言者カ故意ニ遺贈ノ目的物ヲ毀滅シタルトキ亦同シ」(民法第一〇二六條)。ここに取消といつて居るのは、效力の

發生せざるに先ち意思表示を撤回することをいふのである。一度取消された、即ち撤回せられた遺言は、「其取消ノ行爲カ取消サレ又ハ效力ヲ生セサルニ至リタルトキト雖モ其效力ヲ回復セス」(民法第一〇二七條)。即ち撤回された遺言は復活せずと規定されて居るのである。しかし、撤回行爲が、「詐欺又ハ強迫ニ因ル場合」には復活する(民法第一〇二七條但書)。因みに、遺言そのものが詐欺又は強迫によりなされた場合には、本来の意義において取消することが能きる。この場合の取消權者は被相続人ではなくて相続人である。

遺言の效力の發生 「遺言ハ遺言者ノ死亡ノ時ヨリ其效力ヲ生ス」(民法第一〇八七條)。而も遺言は相手方なき意思表示であるから、遺言者死亡の時何人の手中にあり、何處の筐底に藏せられて居らうとも直接且當然に效力を發生する。しかし、相続人その他近親者に不利益な内容を有する遺言書が、彼等によつて偽造變造破毀又は隱匿せられるかも知れず、又は相続人において之を適法に執行しないかも知れぬが、それでは遺言の制度に悖ること甚しい。そこで民法は、「遺言書ノ保管者ハ相続ノ開始ヲ知リタル後遲滞ナク之ヲ裁判所ニ提出シテ其檢認ヲ請求スルコトヲ要ス遺言書ノ保管者ナキ場合ニ於テ相続人カ遺言書ヲ發見シタル後亦同シ」、「封印アル遺言書ハ裁判所ニ於テ相続人又ハ其代理人ノ立會ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ開封スルヲ得ス」(民法第一〇六條)と規定し、併せて、「遺言書ヲ提出スルコトヲ怠リ、其檢認ヲ經スシテ遺言ヲ執行シ又ハ裁判所外ニ於テ其開封ヲ爲シタル者ハ二百圓以下ノ過料ニ處セラル」(民法第一〇七條)といふ制裁を置いた。遺言書の裁判所による檢認は、「公正證書ニ依ル遺言ニハ之ヲ適用セス」(民法第一〇六條)となつて居るが、遺言作成の際裁判所その他の確認を得たものでも、檢認の手續を踐まねばならない。檢認は遺言の效力を左右するもので

はないから、其檢認の遺言執行も過料の制裁はあるが無効ではなく、無効の遺言は檢認あるも有効とはならない。

執行を必要とする遺言と然らざるもの 後見人及び後見監督人の指定、親族會員の選定、相続分の指定や遺産分割に關することなどに關する遺言は、特別の執行なくして當然その效力を發生する。私生子認知、養子縁組、推定相続人の廢除及びその取消、家督相続人の指定及びその取消、遺贈、財團法人設立の寄附行為などに關する遺言は、遺言執行者を設けて之を執行するによりて、はじめて完全なる效力を發生する。遺贈と寄附行為とは、相続人自ら之を執行することも能きる。遺言執行者は「相続人ノ代理人ト看做」され（民法第一一七條）るのであるが、遺言者から遺言により指定せられ又は遺言により委託を受けたる第三者から指定せらる（民法第一一〇八條）し、遺言執行者ナキトキ又ハ之ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ之ヲ選任スルコトヲ得ることになつて居る（民法第一一二條）。孰れにせよ、「無能力者及ヒ破産者ハ遺言執行者タルコトヲ得」な（民法第一一四條）。遺言執行者は、法定の手續に従ひ、「相続財産ノ管理其他遺言ノ執行ニ必要ナル一切ノ行為ヲ爲ス權利義務ヲ有」するから（民法第一一四條）、「遺言執行者アル場合ニ於テハ相続人ハ相続財産ヲ處分シ其他遺言ノ執行ヲ妨クヘキ行為ヲ爲スコトヲ得ない」（民法第一一五條）。

執行を必要とする遺言 の中、遺贈は特に注意さるべきである。遺贈とは、遺言による贈與であるが、通常の贈與が契約であるとは異り、受遺者の承諾を必要とせざるものである。しかし、時としては受遺者の側において遺贈を受くるを潔しとせぬ事情もあらうされば、「受遺者ハ遺言者ノ死亡後何時ニテモ遺贈ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得」拋棄したる曉には、「遺言者ノ死亡ノ時ニ遡リテ其

效力ヲ生ス」（民法第一〇八八條）。即ち、未だ嘗て遺贈を受けなかつたこととなるのである。遺贈が拋棄されなくても、(1)受遺者が遺言者より先に死亡した場合（民法第一〇九六條）、(2)停止條件附遺贈の條件成就以前に受遺者が死亡した場合（民法第一〇九六條）、(3)目的物たる權利が相続財産に屬しない場合（民法第一〇九八條）には、遺贈はその效力を發生しない。遺贈が拋棄せられ又は效力を發生しない場合には、「受遺者カ受クヘカリシモノハ相続人ニ歸屬ス」（民法第一〇九七條）る。

遺贈には包括遺贈と特定遺贈との別 があり、「包括受遺者ハ遺産相続人ト同一ノ權利義務ヲ有ス」（民法第一〇九二條）るから、一定の相続分を有する遺産相続人と考へて、その法律關係を理解して貰へばよい。特定遺贈、即ち特定物、物の數量又は一定の金額を指示しての遺贈は、その指示せられた財産についての權利を、直接且當然に受贈者をして取得せしめる。

最後に、胎兒も亦受遺者たるの資格を有することを注意する（民法第一〇六五條）。

注意一 家督相続の場合には、「前戸主に屬した戸主權を初め祭具、系譜、墳墓など、家の繼續統制に必要なものは悉く家督相続人に移る。戸主の財産も原則として全部家督相続人の財産となる。この場合前戸主の財産に付てのみ別の財産相続が起ると考へてはならない。前戸主の權利義務は身分上のもも財産上のもも一括して唯一人の家督相続人へ移る。」（中川氏公民教科書上、三八—三九頁。）とあるのはまことに適切な注意である。

「相続は親族關係に在る者の間に於て死亡等の原因に基く權利義務の一體の承繼である。これには、身分相続と財産相続がある。家族制度に於ては家長が死亡するとその身分を承繼する者が必要であつて、家産は身分の承繼者に移るのである。然し個人の財産權が認められると財産相続を生ずる。我國では既述の如く家族制度上の身分相続たる家督相続を維持し、一方個人制度上の財産相続としての遺産相続の制を採つた。」（公民教科書I、上、一六頁）といふのは甚だ悪い説明である。第一に、家産は華族世襲財産の特

例を除き、一般には認められてゐないから、斯様に説くことは出来ない筈である。第二に、戸主の財産は法律上戸主個人の財産であるから、此の説明によると家督相続と同時に遺産相続が行はれるやうに見えて、人をして甚しき誤解に陥らしめる虞がある。それから、『法定の推定家督相続人——之は民法の規定によつて當然に相続人たるもので、被相続人の家族たる直系卑屬である』（公民教科書E、上、一九頁）と同様な説き方が、多くの公民教科書——（C、上、四一頁）、（E、上、二二頁）、（G、上、二八頁）、（H、上、一九頁）、（I、上、一八頁）——に見られる。これは大きな誤である。このことに就ては本文に述べた所を参照せられたい。又、『家督相続もこれを戸籍吏に届出ないと法律上ではその效力を認められないから、その届出を怠つてはならぬ。』（公民教科書D、上、二七—二八頁）は注意的説明としては必ずしも悪くはないが、法律上その效力なしといふのは誤である。相続開始原因たる事實あれば届出の有無に拘らず當然に效力を生ずる。

最後に、『家督相続は被相続人の直系卑屬が爲すのが順當であるから、云々』（公民教科書I、上、二二—二三頁）と云ひ、『戸主が死亡した場合又は戸主が六十歳以上となつて隠居した場合には、長男がその跡を承継、男子がない場合には長女がこれを承継る。』（公民教科書E、上、二六—二七頁）と説き、又、『家督は法定の推定家督相続人が相続すべきである。この者は被相続人の直系卑屬でその順位は親等の近い者を先とし、同親等の間では嫡出子、男子、年長者を先とする。』（公民教科書G、上、二八頁）と述べて居るが如きは何れも許し難き誤謬である。蓋し被相続人の直系卑屬であつても、被相続人と家籍を同じうする者でなければ、第一種法定家督相続人たり得る資格を持たない。然るに前述の説明は、孰れもその最も大切なる被相続人の家族たる直系卑屬といふ、その家族たらねばならぬ屬性を脱して居るからである。

注意二 我が國では一般にまだ家族が特有財産を持つ事例が少いから、遺産相続に就ての理解が明瞭になつてゐない。所謂健訟の弊は慎むべきことであるけれども、共同相続人の無智なるに乗じて或る一部の者をして不當に利益せしむることは避くべきことである。他方遺産相続人としての地位に在る者は自己の権利の正當なることを認識し、法定の推定家督相続人たる直系卑屬以外の直系卑屬を財産的に薄く待遇してゐる我相續制度を、幾分にも均衡あらしめる様にしたと思ふ。長子總領相続の缺陷を幾分に

でも救ひたいと思ふ。

注意三 『相続は相続人が之を承認し、若しくは拋棄することを要する。』（公民教科書I、上、二六頁）とあり、續いて、凡ゆる相続が拋棄出来るやうに説いてゐるのは誤謬である。本文に於て述べた如く、法定の推定家督相続人たる直系卑屬は、相続を拋棄することを得ないのである。さうかと云つて、『法定家督相続人は家督相続を拋棄することが出来ない。』（公民教科書G、上、二九頁）といふのもいひ過ぎである。蓋し第二種法定家督相続人は家督相続を拋棄することが出来るからである。

又遺留分の説明に於て、『これ（遺留分制度）は、我が國の法律が家族制度を採用してゐる以上、これを維持するために設けた當然の規定である。』（公民教科書F、上、三〇頁）とあるのは、家督相続の場合に於ては正當であるけれども、遺産相続の場合に於ける遺留分制度の正當なる説明と云ふことは出来ない。

遺言に關する『遺言は、家督又は遺産の相続及びその他各般の事項に關する自己の意思を死後に效力あらしめんがために、生前に於て意思表示をなす單獨行爲である。満十五歳以上の者でその能力ある場合には、何人も之をなし得るのであるが法律上の方式に依らぬものは無効であり、正當のものが數通作成せられてあつた場合には、その最終の一通を有效とするの規定がある。』

遺言は慎重に考へて、何人も之を實行せねばならぬ。歐米人は遺言するを例となせど、日本人はシの字嫌ひなどいふて、死を忌むあまり遺言をなす者が稀である。遺言は生命の延長である。家族や友人などに對する最後の仕事である。社會に對する最後の奉仕である。嚴肅にして意義あり、尤も實行力に富める公正無私の掉尾の活動である。遺言により死後の骨肉間の紛擾を除去するといふ一點だけでもその意義は大きい。資産の多少などは問題でない。借金があればあるで其の處分方法の遺言が必要である。死後のことなどはどうでもよいといふのは無責任である。子孫に、親族に、友人に、郷黨に、學校に、社會に、それ／＼に自己の死による清算を爲さざるは放慢の罪を免れない。多くの人は死に臨み遺言せんとして、口言ふ能はず手筆にする能はず、煩悶のうち生命を終るか、卒然として世を去り、遺言を爲さざりしため遺族の状態を見て地下に後悔するのである。我等は社會の公民として一生を享けたる上は、一家一族に止まらぬ、社會に對する感謝として豫め遺言をつくる事を忘れてはならぬ。』（下村氏公民教科書、

上、四三四頁）といふ注意は、甚だ適切である。

參考一 民法親族編中改正案綱要（大正十四年臨時法制審議會決議）

第一 親族の範圍

親族の範圍を左の如く定むること

- 一 直系血族
- 二 六親等内の傍系血族
- 三 配偶者
- 四 直系血族の配偶者
- 五 三親等内の姻族及配偶者
- 六 子の配偶者の父母
- 七 養子の父母及び子の養父母

第二 繼親子

繼親子の關係は父又は母の家に生まれたる子と父又は母の後妻又は後夫として其家に入りたる者との間に生ずるものとし養子との關係亦之に準ずるものとする事

（附帶決議） 成るべく繼親子の名稱を避くる事

第三 庶子の入家

庶子は父に配偶者ある場合に於ては其同意あるに非ざれば父の家に入ることを得ざるものとする事

第四 分家

一 直系尊屬に非ざる成年の男子にして獨立の生計を立つることを得る家族は戸主に於て之を分家せしむることを得るものとする事

二 成年の男子にして獨立の生計を立つることを得る家族は戸主の同意なくして分家を爲すことを得るものとする事

三 前二項の場合に於ては家に在る父母、父母共に在らざるときは家に在る祖父母の同意を得べきものとする事但父母、祖母は正當の理由なくして同意を拒むことを得ざるものとする事

四 前三項の條件具備するも特別の事情ある場合には家事審判所は分家をなさしめざることを得るものとする事

五 法定の推定家督相續人は分家をなすことを得ざるものとする事

第五 廢絶家再興

一 廢絶家再興に付ては民法第七百四十三條の要件の外廢家者又は絶家者の親族及縁故者より成る親族會の同意及家事審判所の許可を得ることを要するものとし家事審判所其許可を與ふるには利害關係人をして異議を述ぶることを得しむるものとする事

二 廢絶家再興者が其家を廢する場合は民法第七百六十二條第二項の規定に準ずるものとする事

第六 戸主の監督義務

戸主は家族を監督し且必要なる保護を爲す權利義務を有する旨を明にし又責任能力なき家族の不法行爲に付き他に責任を負ふ者なき場合に於ては監督義務を怠らざりしことの證明なき限り其責に任ずべきものとする事

第七 戸主權の代行

戸主がその權利を行ふこと能はざるときは戸主は戸主權代行者を置くことを得るものとし之を置かざるときは親族會は戸主權代行者を選任し且重要なる事由あるときは之を改任することを得るものとする事

第八 離籍及び復籍

- 一 成年の家族に家名を汚辱すべき重大なる非行あるときは戸主は家事審判所の許可を得て之を離籍することを得るものとする
 - 二 民法第七百四十九條第三項を削除すること
 - 三 家族が戸主の同意を得ずして婚姻又は養子縁組をなしたるときは戸主は家事審判所の許可を得て之を離籍することを得るものとする
 - 四 實家の戸主の同意を得ずして離婚又は離縁を爲したる者は家事審判所の許可を得て之を離籍することを得るものとする
 - 五 戸主は離籍せられたる者を復籍せしむることを得るものとする
- 第九 離縁又は離婚等に因りて家を去る者の子の家籍
- 一 離縁又は縁組の取消の場合に於ては養子の子は家女との間に生まれたる者に非ざる限り養子に隨ひて家を去るを原則とすること
 - 二 入夫の離婚又は入夫婚姻の取消の場合に於ても亦前項に準ずるものとする
- 第十 廢戸主
- 一 戸主に戸主権を行はしむべからざる重大なる事由あるときは家事審判所は戸主権の喪失を宣告することを得るものとする
 - 二 前項の審判手續が開始せられたるときは家事審判所は戸主権の代行及び財産の管理に付き必要なる處分を命ずることを得るものとする
 - 三 第一項の審判手續開始後に戸主の爲したる行爲は之を否認することを得るものとする
- 第十一 婚姻の同意
- 一 子が婚姻を爲すには年齢の如何を問はず「第四の三」に準ずること

- 二 子が前項に違反する婚姻をなしたる場合に於ては相當の制裁を定むること
 - 三 未成年者が第一項に違反する婚姻を爲したるときは父母、祖父母に於て之を取消し得べきものとする
- 第十二 婚姻の成立
- 一 婚姻は慣習上認められたる儀式を擧ぐるに因りて成立するものとし其成立證明の方法を法律に定むること
 - 二 前項に依り婚姻を爲したるときは一定の期間内に届出を爲すべきものとする
 - 三 第一項に依らざる場合に於ては婚姻は届出に因りて成立するものとする

第十三 重婚及び近親結婚

重婚及び近親結婚はこれを無効とすること

第十四 妻の能力及び夫婦財産制

- 一 妻の無能力及び夫婦財産制に關する規定を削除し之に代るべき相當の規定を「婚姻の效力」の下に設くること
- 二 妻の能力は適當に之を擴張すること
- 三 夫婦の一方が婚姻前より有せる財産及び婚姻中自己の名に於て得たる財産は其特有財産とするを原則とし夫又は女戸主が其配偶者の財産に對して使用及び收益を爲す權利及び夫の妻の財産に對する管理權を廢止すること

第十五 協議離婚の同意及び子の監護

- 一 協議上の離婚の同意及び其同意の拒絶に付ては「第四の三」に準ずること
- 二 右の同意を得ず又は之を得ること能はざるときは家事審判所の審判を受くべきものとする
- 三 民法第八百十二條の規定に依る監護者を不適當なりとするときは家事審判所に於て監護者を定むることを得るものとする

第十六 離婚の原因及び子の監護

一 離婚の原因は大體に於て左の如く定むること

- (一) 妻に不貞の行爲ありたる時
 - (二) 夫が著しく不行跡なるとき
 - (三) 配偶者より甚しく不當の待遇を受けたるとき
 - (四) 配偶者が自己の直系尊屬に對して甚しく不當の待遇を爲し又は配偶者の直系尊族より甚しく不當の待遇を受けたるとき
 - (五) 配偶者の生死が三年以上分明ならざるとき
 - (六) 其他婚姻關係を繼續し難き重大なる事情存する時
- 二 前項第一號乃至第五號の場合と雖も總ての關係を綜合して婚姻關係の繼續を相當と認むるときは離婚をなさしめざることを得るものとする
- 三 子の監護に付ては「第十五の二」に準ずること

第十七 離婚に因る扶養義務

離婚の場合に於て配偶者の一方が將來生計に窮するものと認むべきときは相手方は原則として扶養を爲すことを要するものとし扶養の方法及び金額に關し當事者の協議調はざるときは家事審判所の決する所に依るものとする

第十八 嫡出子の否認

- 一 嫡出子の否認權は承認の一事に因りて之を失ふことなきものとする
- 二 否認權は否認の原因たる事實を知りたる時又は出生の時より起算し現行法に比して其の行使の期間を延長すること

第十九 私生子の名稱

私生子の名稱は之を廢すること

第二十 子の認知の無効及び取消

一 子の認知を爲したる父又は母は反對の事實を知りたる時又は認知の時より起算し一定の期間内に其認知を取消し得るものとする

二 子其他の利害關係人の認知の無効又は取消の主張に付ては前項に準ずるものとする

第二十一 養子の種別及び相続權

- 一 家督相続人たるべき養子は之を養嗣子とし單純なる養子と區別すること
- 二 法定の推定家督相続人たる男子なき戸主は男子を養嗣子と爲すことを得るものとする
- 三 法定の推定家督相続人たる女子に婿養子を爲したる場合に於て單純なる婿養子と爲す旨の届出を爲さざるときは之を養嗣子と看做す
- 四 法定の推定家督相続人たる男子及び女子なき戸主は女子を養嗣子となすことを得るものとする
- 五 養嗣子たる女子は長女たると同一の相続權を有するものとする
- 六 單純なる婿養子は家督相続に關しては其配偶者たる女子と同一の地位を有するものとする
- 七 單純なる養子が家女又は養女と婚姻したるときは之を婿養子に準ずるものとする
- 八 單純なる養子は法定又は指定の家督相続人なき場合に限り家督相続權を有するものとする
- 九 養嗣子を爲すことを得る場合に於ては單純なる養子又は婿養子は之を養嗣子となすことを得るものとする
- 十 養嗣子は其同意を得て之を單純なる養子又は婿養子となすことを得るものとする但配偶者あるときは其同意をも得べきものとする

第二十二 縁組の許可

未成年者を養子と爲すには家事審判所の許可を受くべきものとする

第二十三 縁組の同意

養子縁組の同意及び其同意の拒絶に付ては「第四の三」に準ずること

第二十四 尊屬又は年長者養子

尊屬又は年長者を養子とする縁組は原則として之を無効とすること

第二十五 協議離縁の同意

協議上の離縁の同意及び其同意の拒絶に付ては「第四の三」に準じ其同意を得ず又は之を得るときは家事審判所の審判を受くべきものとする事

第二十六 離縁の原因

一 離縁の原因は大體に於て左の如く定むること

(一) 養子に家名を讀し又は家産を傾くべき重大なる過失ありたるとき

(二) 養子の生死が三年以上分明ならざるるとき

(三) 他の一方より甚しく不當の待遇を受けたるとき

(四) 他の一方か自己の直系尊屬に對し甚しく不當の待遇をなし又は他の一方の直系尊屬より甚しく不當の待遇を受けたるとき

(五) 婿養子縁組の場合に於て離婚ありたるとき又は養子が家女と婚姻をなしたる場合に於て離婚ありたるとき、婚姻が無効なるとき又は其取消ありたるとき

(六) 其他縁組を繼續し離き重大なる事情存するるとき

二 前項第一號乃至第五號の場合と雖も總ての關係を綜合して縁組の繼續を相當と認むるときは離婚をなさしめざることを得るものとする事

第二十七 親權行使の制限

母の親權行使に關し親族會の同意を要する事項を整理減縮すること

第二十八 親權の喪失

親權の濫用又は著しき不行跡の外父又は母に親權を行はしむべからざる重大なる事由あるときは家事審判所は親權を喪失せしむることを得るものとする事

第二十九 法定後見人

民法第九百一條及び第九百二條の規定に依りて後見人たる者あらざるときは家に在る祖父母は戸主に先ちて後見人たるものとする事

第三十 後見監督人及び後見事務の監督

一 後見監督人は指定のものを除く外親族會に於て必要と認むるときは之を選任することを得るものとする事

二 後見の事務は親族會の監督に屬する外第二次に家事審判所の監督に屬するものとし現行法の繁雜なる規定に適當の改正を加ふる事

第三十一 親族會の構成

一 親族會員の員數及び選任は關係者に於て之を協定し家事審判所の認可を受くべきものとする事

二 無能力者の爲めにする常設親族會に付ては家事審判所に於て會員を選任又は改任することを得るものとする事

三 親族會の構成が不能又は困難なる場合に於ては家事審判所の審判を以て其決議に代ふることを得るものとする事

第三十二 親族會の代表

親族會には其代表者を置くものとし且親族會の訴訟當事者能力を認むること

第三十三 親族會の決議

- 一 親族會の決議に付ては適當の範圍に於て書面表決の效力を認むること
- 二 親族會の決議は之を家事審判所に報告すべきものとし且審判所が其實行の監視督促を爲すことを得る方法を設くること
- 三 親族會が決議を爲さず又は之を爲すこと能はざるときは家事審判所の審判を以て其決議に代ふることを得るものとする

第三十四 扶養義務

扶養に付ては扶養をなすべき者其他の大綱を規定するに止め扶養義務者の順位扶養の程度方法等に關する現行法の繁雜なる規定を整理し家事審判所をして適宜之を裁斷せしむるものとする

參考二 民法相續編中改正案要綱 (昭和二年臨時法制審議會決議)

第一 戸主の死亡に因る家督相續

- 一 戸主の死亡に因る家督相續に於ては家督相續人は被相續人の直系尊屬、配偶者及び直系卑屬に對し相續財産中家を維持するに必要なる部分を控除したる剩餘の一部を分配することを要するものとする
- 二 前項の分配は相續財産の狀態と分配を受ける者の員數、資力、職業、家に在ると否等諸般の事情を斟酌し相當の生活維持を標準として之を定むるものとする
- 三 第一項の分配が決定せられたるときは分配を受けたる者は遺贈を受けたるものと看做し分配決定前は相續財産の處分を適當に制限すること
- 四 被相續人が生前行爲又は遺言を以て財産の分配を爲したるとき第二項の分配額以上に當る分配を受けたる者に付ては前三項の適用なきものとする
- 五 第一項に掲げたる者は自己に對する分配が著しく不當なる場合に於て家事審判所の審判を求むることを得るものとする

第二 戸主權喪失の宣告に因る家督相續

戸主權喪失の宣告に因る家督相續に付ては「第一」に準ずるものとする

第三 隱居に因る家督相續

戸主の隱居に因る家督相續に付ては「第一」に準ずるものとし被相續人が財産を留保したる場合に於ては留保財産及び相續財産の雙方又は一方より適宜に分配を爲すべきものとする

第四 女戸主の入夫婚姻等に因る家督相續

- 一 女戸主が入夫婚姻をなす場合に於ては反對の意思表示なき限り家督相續を開始せざるものとする
- 二 入夫の離婚又は入夫婚姻の取消による家督相續に於ては妻を家督相續人とし入夫の死亡又は隱居に因る家督相續に於ては妻は庶子に先ちて家督相續人たるものとする
- 三 女戸主の死亡、隱居、戸主權喪失又は國籍喪失に因る家督相續に於ては庶子は法定の推定家督相續人たらざるものとし入夫婚姻の取消に因る家督相續が妻の死後に生じたる場合亦之に準ずること

第五 國籍喪失に因る家督相續

- 一 國籍喪失に因る家督相續は法定の推定家督相續人あるとき又は之なき場合に於て戸主が豫め指定したる家督相續人あるときに限り開始するものとする
- 二 戸主が國籍を喪失したる場合に於て法定の推定家督相續人及び指定の家督相續人なきときは絶家したるものとする
- 三 國籍喪失者の家督相續人は戸主權及び家督相續の特權に屬する權利並に前戸主が指定したる相續財産を承繼することを原則とし其指定したる財産なきか又は著しく少額なる場合に於ては家事審判所の審判を以て相當の財産を承繼せしむることを得べきものとする

第六 遺産相續人の範圍及び相續分

- 一 遺産相續に於ては配偶者を直系卑屬と同一順位の相續人とし其相續分は家に在る嫡出の直系卑屬と同一とする

- 二 家に在らざる直系卑屬の相続分は家に在るものの二分の一とすること
 - 三 遺産相続人中に兄弟姉妹を加へその相続順位は直系尊屬に次ぐものとする
- 第七 數人の遺産相続人ある場合に於ける相続債權者の權利

- 一 遺産相続人數人ある場合に於ては相続債權者は相続財産の分割前に於て其財産に對し權利を行ふことを得るものとする
- 二 遺産相続人數人ある場合に於て其一人が限定承認をなしたるときは相続財産の全部に付き限定承認に因る清算手續を爲す趣旨を明にすること

第八 胎兒の利益保護

相続に關し胎兒の利益を保護するため管理人を置くことを得るものとし且胎兒の出生に因りて家督相続人の順位に變更を生ずることあるべき場合に付き相當の規定を設けること

第九 嫡出女子の家督相続の順位

家督相続人の順位に付ては嫡出子は女と雖も庶子に優先するものとする

第十 親族入籍者の相続順位

民法第九七十二條を改め其適用を入夫又は養子の子が入夫又は養子の戸主となりたる家の家族と爲りたる場合に限るものとする

第十一 家督相続人の指定

一 家督相続人の指定に付ては被相続人に配偶者ある場合に於ては其同意を要するものとする

二 家督相続人に指定せられたる者は其指定を拒絶することを得るものとし拒絶の方法、期間等に關し相當の規定を設けること

第十二 家督相続人の選定

一 民法第九百八十二條中兄弟、姉妹を同號とし其間及び兄弟姉妹の直系卑屬の間に於て第九百七十條に準ずる順序に従ひて家

督相続人の選定をなすべきものとする

二 單身戸主の死亡に因る家督相続に於て指定の相続人なく又は指定の相続人が相続を放棄したるときは原則として被相続人の親族に限り之を相続人に選定することを得べきものとする

第十三 相続人確定の手續及び相続人曠缺の場合に於ける相続財産の處理

一 法定の推定家督相続人若しくは指定の家督相続人なく又は指定の家督相続人が相続を放棄したる場合に於ては相続財産の管理人を選任すべきものとし其管理人に家督相続人の選定を目的とする親族會招集請求の權利を認め其他相続人の確定を迅速ならしむる爲 相當の規定を設けること

二 相続人あること分明ならざる相続財産は法人ならざるものとする

三 相続人曠缺の場合に於ける相続財産の管理人は家事審判所の許可を得前戸主の扶助に依り生計を維持したる者其他前戸主と特別の縁故ありたる者又は社寺等に對し國庫に歸屬すべき相続財産中より相當の贈與を爲すことを得るものとする

第十四 絶家の時期

法定の推定家督相続人若しくは指定の家督相続人なく又は指定の家督相続人が相続を放棄し且相続財産管理人の選任なき場合に於て家督相続開始の時より一定の期間内に家督相続人確定せざるときは其期間満了の時に於て絶家したるものとする

第十五 包括遺贈

- 一 包括受遺者は遺言に因り遺産の全部又は割合に依る部分を受くる者に限る趣旨を明にする規定を設けること
- 二 包括受遺者が其の遺贈ありたることを知りたる時より一定の期間内に承認を爲さざるときは放棄を爲したるものと看做す旨の規定を設けること

第十六 遺言の方式及び效力

一 白筆證書に依る遺言に付ては日附の自書及び捺印並に民法第六十八條第二項の要件は之を缺くも裁判所の認定又は家事審

判所の審判に依りて其效力を認め得るものとする

二 特別方式の遺言をなすことを得べき場合を擴張し且其效力を認むる條件を緩和する爲め民法の規定に相當の改正を加ふる

三 遺言の趣旨甚しく不當にして遺言者の本意に出でたるものと認め難き場合に於ては家事審判所の審判を以て救済を爲し得るものとする

第十七 遺留分

一 遺産相続人たる配偶者及び直系卑屬ある場合に於ては其遺留分を遺産の三分の二とし配偶者のみある場合に於ては半額とする

二 隠居者が家督相続人の遺留分に關する規定に違反して財産を留保したる場合に於て家督相続人が減殺の請求を爲さざるときは隠居者の死亡の際其遺産中より減殺を請求することを得べかりし財産額を取得することを得るものとする

參考三 相続税の基礎

學者は從來「相続権の基礎」と云ふ問題を取扱ふ。相続制度の存在理由を説明しやうとするのである。第十八世紀の自然法派の學者は、權利は其主體に伴つて存在するもので其主體の消滅と共に消滅すべきものとし、従つて當然の相続権を否認する者が多かつた、ただ他方個人の自由意思を尊重する所から、遺言で遺産を子其他の者に相続させることは是認する論者もあり、又個人の意思も其死後を支配せぬと云ふ論もあつた。而して自然法論の勢力下に成つた佛民法其他の諸立法は、遺言相続を本則とし、無遺言の場合の法定相続を補充とした。相続制度は又社會主義、共產主義から攻撃否認される。即ち相続は「不勞所得」の最も甚しきものとして又財産集積の原因として攻撃され、又私有財産制度廢止共產制度實現の手段として相続制度の廢止が主張されるのであつて、現にソヴェトロシアは私有財産制度廢止の前提として一旦相続の廢止を命令したが、遂に其目的を貫徹し得ず、ロシア新民法

には結局相続編が置かれることになつた。

斯くして相続制度は結局廢止し得ざるものであり、又すべてを遺言相続たらしめんとすることも不可能であり且却つて不當であつて、やはり法定相続制度が缺くべからざるものである。そこで學者は其存在理由の説明に苦心し、神慮で説明する者があり、無主物先占たとする者があり、遺産は一旦國家に歸屬し國家は特に法律でこれを一定の人に附與するのだとする者があり、親は子に身體生命を遺傳するのだから其身體生命の保存に必要な財産をこれに遺傳するのは當然だと論ずる者もあり、親族の共同生活を論據とする者もあり、被相続人の推定意思で説明する者もある。最後の説明が從來最も行はれた様である。しかし此等各種の説明はたとひ當つて居るにしても一方面の眞理に過ぎぬ。相続なる制度の起源は畢竟人類の種族保存性に存するが、その將來に向つての存続理由は人類共同生活の心理的經濟的の必要に存する。人類は同時代の人類と「横の共同生活」をすると同時に先祖から子孫へと過去現在未來に亘つて「縦の共同生活」をして居るのであるが、相続はこの「人類の縦の共同生活」の重要な現はれである。殊に人類が大なり小なり家族生活をなす以上、相続は單に財産上のみならず精神的にも重きをなす。要するに相続なるものの直接主觀的基礎は結局親子の愛情であるが、これを制度として是認する客觀的基礎は人類社會共同生活の必要である。(顯積氏「相続法」、法學全集第三十三卷、二三七—二四〇頁)

參考四 相続税法

第六條 課税價格が家督相続ニ在リテハ五千圓、遺産相続ニ在リテハ千圓ニ滿タサルトキハ相続税ヲ課セス

第八條 相続税ハ課税價格ヲ左ノ各級ニ區分シ其ノ各區分ニ對シ相続人ノ種類ニ從ヒ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ課ス

| | | | |
|------|------|--|--|
| 課税價格 | 家督相続 | 相続人カ被相続人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ | 相続人カ被相続人ノ指定シタル者、民法第九百八十二條ニ依リ選定セラレタル者、被相続人ノ家族タル直系尊屬又ハ入夫ナルトキ |
| | 遺産相続 | 相続人カ被相続人ノ指定シタル者、民法第九百八十五條ニ依リ選定セラレタル者ナルトキ | |

| | | | |
|------------|--------|--------|--------|
| 千圓以下ノ金額 | 千分ノ五 | 千分ノ六 | 千分ノ八 |
| 五千圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ六 | 千分ノ七 | 千分ノ十 |
| 一萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ七 | 千分ノ八 | 千分ノ十五 |
| 二萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ八 | 千分ノ十 | 千分ノ二十 |
| 三萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ十 | 千分ノ十五 | 千分ノ二十五 |
| 四萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ十五 | 千分ノ二十 | 千分ノ三十 |
| 五萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ二十 | 千分ノ二十五 | 千分ノ四十 |
| 七萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ二十五 | 千分ノ三十 | 千分ノ五十 |
| 十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ三十 | 千分ノ四十 | 千分ノ六十 |
| 十五萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ四十 | 千分ノ五十 | 千分ノ七十 |
| 二十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ五十 | 千分ノ六十 | 千分ノ八十 |
| 三十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ六十 | 千分ノ七十 | 千分ノ九十 |
| 四十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ七十 | 千分ノ八十 | 千分ノ百 |
| 五十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ八十 | 千分ノ九十 | 千分ノ百 |
| 七十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ九十 | 千分ノ百 | 千分ノ百 |
| 百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 |
| 二百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百 | 千分ノ百二十 | 千分ノ百二十 |
| 三百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百二十 | 千分ノ百三十 | 千分ノ百三十 |
| 五百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百三十 | 千分ノ百四十 | 千分ノ百六十 |

| | | | | |
|------------|-----------|--------------|-------------------|---------------|
| 課 稅 價 格 | 千圓以下ノ金額 | 相續人カ直系卑屬ナルトキ | 相續人カ配偶者又ハ直系尊屬ナルトキ | 相續人カ其ノ他ノ者ナルトキ |
| | 千圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ十 | 千分ノ十二 | 千分ノ十七 |
| | 五千圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ十二 | 千分ノ十四 | 千分ノ二十 |
| 一萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ十四 | 千分ノ十七 | 千分ノ二十 | 千分ノ二十五 |
| 二萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ十七 | 千分ノ二十 | 千分ノ二十五 | 千分ノ三十五 |
| 三萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ二十 | 千分ノ二十五 | 千分ノ三十五 | 千分ノ四十五 |
| 四萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ二十五 | 千分ノ三十五 | 千分ノ四十五 | 千分ノ六十五 |
| 五萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ三十 | 千分ノ四十五 | 千分ノ五十五 | 千分ノ七十五 |
| 七萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ三十五 | 千分ノ五十五 | 千分ノ六十五 | 千分ノ八十五 |
| 十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ四十五 | 千分ノ六十五 | 千分ノ七十五 | 千分ノ九十五 |
| 十五萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ五十五 | 千分ノ七十五 | 千分ノ八十五 | 千分ノ百 |
| 二十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ六十五 | 千分ノ八十五 | 千分ノ九十五 | 千分ノ百 |
| 三十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ七十五 | 千分ノ九十五 | 千分ノ百 | 千分ノ百 |
| 四十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ八十五 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 |
| 五十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ九十五 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 |
| 七十萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 |
| 百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 |
| 二百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 |
| 三百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 |
| 五百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 | 千分ノ百 |

| | | | |
|------------|---------|---------|---------|
| 百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百三十五 | 千分ノ百四十五 | 千分ノ百六十五 |
| 二百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百五十 | 千分ノ百六十 | 千分ノ百八十 |
| 三百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百六十五 | 千分ノ百七十五 | 千分ノ百九十五 |
| 五百萬圓ヲ超ユル金額 | 千分ノ百八十 | 千分ノ百九十 | 千分ノ二百十 |

外國ノ法律ニ依リ開始シタル相續ニ關シテハ遺産相續ニ關スル稅率ヲ準用ス但シ相續ハ二人以上アル場合ニ於テ其ノ適用スヘキ稅率相異ルトキハ最低キ稅率ヲ適用ス

第十條 相續稅ヲ課セラレタル後五年以内ニ於テ更ニ相續開始シタルトキハ前ノ相續額ニ對スル相續稅ヲ免除ス

相續稅ヲ課セラレタル後七年以内ニ於テ更ニ相續開始シタルトキハ前ノ相續額ニ對スル相續稅ノ半額ニ相當スル相續稅ヲ免除ス

第十三條 課稅價格ハ政府之ヲ決定ス課稅價格ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ相續人、遺言執行人又ハ相續財產管理人ニ通知スヘシ

第十七條 相續稅ハ一時ニ之ヲ納付スヘシ但シ稅金額百圓以上ナルトキハ相續稅ニ相當スル擔保ヲ提供シ七年以内ノ年賦延納ヲ求ムルコトヲ得

前項ニ依リテ年賦延納ヲ求メントスル者ハ第十三條ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ出願スヘシ
相續人、遺言執行人又ハ相續財產管理人帝國内ニ住所ヲ有セサルトキハ前項ノ期間ハ三箇月トス

第三章 一家の生計

第一節 一家の收入

「人はパンのみにて生くる能はず」といふことは人口に膾炙せる聖書の訓である。このことの眞理であることは言ふまでもなき所であると共に、又その根本に於て「人はパンなしには生くる能はず」といふ訓を含んでゐる。余は人の生活に對する必需資料として二つのものを挙げたい。第一は即ち「パンのみにて生くる能はず」といふ原則から導かれものであつて、これを文化財といひ、第二は「パンなしには生くる能はず」といふ原則から導かれるものであつて、これを物質財といふ。文化財も物質財も共に財たるに相違なく、從て財を以て單に物質財のみに限らんとする通常の見解は偏狹たるを免れなす。財を英語で Good とし、獨逸語で Gut とし、「善きこと」と同一視してゐることは甚だ意味の深いことである。財とは取りも直さず、人の生活に對して「善きもの」である、人の生活を向上進歩せしめるものだからである。

人は文化財及び物質財を以て生活する。その生活は既に述べた如く單に個人的なものではなく、常に社會的なものである筈であり、又單に現代的のものたるに止らず、超時代的の祖孫相續的のものであるべきである。一家の收入は實に斯様な意味の深い人の生活の資料たる財を獲得すべき基礎となるものであるから、人生に於て甚だ重要な役目を演ずる。一家の收入そのものが物質財、特に資本主義經濟組織の今日に於ては金錢であることからして、一種の輕蔑觀を以てし、「武士

は食はねど高楊子」式に振舞ふ氣風は決して賞めた話ではない。蓋し、一家の物質財の收入によつて、常に生活資料としての物質財を獲得し得るのみならず、文化財も亦これなしには獲得し得られざるものだからである。最後に注意しておきたいのは、茲に一家といつてゐるのは、民法上の戸主によつて統括されてゐる一家を指すのではなく、實際上生活の單位をなす共同態をいふのである。これ即ち世帯なるものであつて、多くの場合夫婦とその子供を以て組織する生活體であり、此の一世帯間に一の共同經濟が行はれる。これを生計と呼んでゐる。生計は言ふ迄もなく收入と支出並にその調節とから成立つて居る。換言すれば、『生計は其の收入を適當に用ひて支出を行ひ、收入支出の適合を計り、生活の状態を整頓することに外ならない。此の適合を行ふ大原則は、「入るを計つて出づるを制する。」ことであつて、生活が整ふのも整はないのも、一家が榮えるのも衰へるのも、此の原則が有効に用ひられると否とによつて定まる。』(河田氏公民教科書上、一九頁)従て收入は一家の生計に於ける積極的要件をなし、支出はその消極的要件をなす。孰れにもせよ、生活の安定は、常に一身一家にとつて大切なるのみならず、一市町村の生活、一府縣の生活、一國の生活にも影響を及ぼす所のものである。

一家の收入は、これを經濟學的にいへば、一家の所得である。所得とは或る人を標準として一定期間に大體繰り返してその人に入つて來る貨幣の分量である。勿論農業者、漁業者、林業者などにあつて、自ら生産した物を自ら消費する、所謂自給經濟の範圍では、所得必ずしも金錢とは云ひ切れないけれども、現在自給經濟の行はれる範圍は甚だ狭少であり、又物々交換も行はれること極めて稀であるから、貨幣の分量を以て所得の額を計ることは常態であるといつて差支へあるまい。一

家即ち一世帯に於て所得者が數人ある場合は、それは前にも述べた如く共同經濟が行はれるから、一家の收入と云ふ場合にはその各人の所得を合した額を以て計るべきである。所得は大體に於て連續的に繰返して入つて來る一定分量の貨幣でなければならぬから、必ず所得を生み出す所の源泉がある筈である。所得の源泉なくしては、連續的に繰返して一定分量の貨幣が流れ出づる譯はないからである。そこで我々は所得の源泉に就いて考察しなければならぬ。

所得には、先づ經濟的活動から生ずる所得と經濟的活動以外から生ずる所得とがあるが、茲では經濟的活動から生ずる所得のみを取扱へばよいであらう。經濟的活動から生ずる所得にはまた(一)財産所得、(二)勞働所得、(三)企業所得の三種がある。然し或る人の所得といふ場合には、此の三種の所得が混一融合して現れる場合が多いから、或る人は財産所得のみ、或る人は勞働所得のみ、或る人は企業所得のみを有つものと一概に考へてはならない。以下簡単に、以上三種の所得に就いて説明しよう。

(一)財産所得　これは自己の財産を他人の利用に委ねることによつて得られる所得であつて、地代、利子、賃料等がこれに含まれる。斯かる所得が得られる所以のものは、現在の經濟組織が私有財産制度を基礎とし、何人も財産を有する者はその財産を自由に利用し、収益し處分し得ることが、法律により又慣習によつて認められ擁護せられて居るからである。

地代は一定期間に於ける土地の利用に對して支拂はれる賃料である。小作料と呼ばれるものは農業に於ける地代を主として包含するものである。地代には農業地代、鑛山地代、建築地代等があるが、何れもその土地の豊度又は位置などによつて決定され、需給の程度によつて變動する。賃

料は家屋その他に對する賃借料であり、利子は貨幣資本の利用に對する報償である。株式配當は利子と同様に世間で取扱はれて居るが、理論上は企業利得なのである。

(二) 勞働所得　これは勞務の提供によつて得られる所得であつて、賃銀俸給等がこの中に含まれる。現代資本主義社會に於ては孰れの國に於ても國民の大多數は主として此の勞働所得によつて生計を營んでゐるのである。然かも、此の勞働所得は前記の財産所得に比すれば甚しくその永續性と安定性を欠き、勞働者又は俸給生活者の死亡、疾病、負傷、失業等によつて、忽ち彼等の所得に依つてさへへられて居る一家が家族擧つて路頭に迷ふの悲惨事に遭遇する場合が少くない。

(三) 企業所得　企業とは營利を目的として活動する單一な經濟體であつて、その經濟的活動は、土地や資本や勞働と、これ等を組織し指導し經營する企業家とが合體することによつて行はれる。従て企業は土地や資本の如き物的要素と勞働者や企業家の如き人的要素から成立つてゐる。此の企業によつて得られる總収益から企業の活動に要した一切の費用、即ち地代、利子、賃銀、原料、什器、器械の購入費その他の支拂を差引いて後に、残つた剩餘が企業所得である。企業所得は斯かる剩餘であるが故に、企業によつて幾許の利潤が實現されるかは、その生産物たる商品がどの程度の社會的欲望に照應するか、換言すればその商品のどれだけの量がどれだけの價格で販賣されるかによつて決定されるものである。株式配當は企業所得に屬する。

注意一 『我等の收入は、家長を始め家族のものが、夫々職業に従事して得るものである。』(公民教科書H、上、二五頁)とあるのは、收入は職業によつて得る所のものであると限定してゐる點に誤謬を含んでゐる。然し又、『所得を生ずる元本を財産といふ。』

と限定しておきながら、『凡そ所得を得る方法は二種ある。その一を勤勞所得といひ、他の一を財産所得といふ。勤勞所得は人の勤勞によつて生ずるもので、極めて貴重なものではあるが、人には疾病・負傷・死亡・失業などの危険があるから、勤勞所得だけでは生活の安定を得ることが出来ない、恒産のない人は恒心を得られないのが常であるから、我等は努めて財産を造成し、一家の生活の安定を圖ると同時に、國家、社會に貢獻する所がなければならぬ。』(公民教科書G、上、三一—三三頁)としてゐる説明は曖昧である。所得を生ずる元本が財産ならば、勤勞も亦一の財産でなければならず、然らば所得を分つて勤勞所得と財産所得とすることは無意義とならざるを得ないではないか。前者の説明は、勤勞所得に即ち職業所得に傾き過ぎ、後者の説明は、財産所得に重點をおき過ぎるの嫌あり、孰れも正鵠を得たる見解ではあるまい。

注意二 具體的な説明としては、『一家の收入には、勞務の報酬、職業の所得、營業の利得、事業の利潤、財産の収益等の別はあるが、收入する物の種別によりて、實物收入と金錢收入の二種に分たれる。』

實物收入とは、農家の原始生産物即ち米・麥・蔬菜の類より、其副業たる養蠶・養鶏・養豚・果樹をはじめ、薪炭・木材・魚鳥肉・花卉の類など實物による收入である。

金錢收入は、俸給・年金・賣上金・賃金・地代・家賃・利子等金錢による收入である。前項の實物收入も其の實物の價值は金錢を以て見積ることが出来るから、其の實物を賣り拂つて金錢を得、又金錢により其の實物を求むることを得、故に一家の生計は收入支出皆金錢を以て計算されるのである。』(下村氏公民教科書、上、四六—四七頁)といふ様に説くことは甚だ適切であらう。『收入には多くの種類がある。大別すれば實物收入と金錢收入とである。例へば前者は米・麥・豆などのやうに實物として入るものをいふ。』(公民教科書B、上、七二—七三頁)といふ様な説明では、今でも自給經濟が農家に於ては完全に行はれて居る様に人をして思はしめる處があるから、不適當な説明である。近頃世間で問題になつてゐる豊作饑饉といふことなども、農村で自給自足の經濟が完全に行はれてゐるなら、決して起り得べからざる現象ではないか。豊作饑饉なるものは、これを農村の側からいふと、實物收入としては甚だ豊富なのであるが、金錢收入としては甚だ微少なるため、恰も饑饉と同視すべき状態に置かれてゐるのであり、これが

又資本主義經濟組織が農村を支配して居る當然の歸結である。『收入に實物收入と金銭收入とある。田畑を耕して得る米・麥・果物・蔬菜の類や、蠶を飼育して得る繭や、山林を仕立てて得る材木等の收入は實物收入である。農家の収入の大部分はこれであつて、農家の生活が比較的安定してゐるのは、この實物收入が多いからである。』（公民教科書Ⅱ、上、二五頁）といふ説明の甚しき認識不足なることは、何人も之を見逃さないであらう。

参考 資本主義的經濟組織の下に於ける農業者所得

現在の生産がどうなつてゐるかを申し上げますと、其等が皆商業的になつて居るのであります。之を稱して、現在のあらゆる生産は、資本主義的經濟組織の下に行はれ、市場へ商品として賣り出されるために行はれて居ると申します。これを百姓に付て申させよう。私も百姓の家の生れであります。私共の國では、米は一反歩七俵位穫れる、若し之が九俵も穫れることがありますれば豊年でありませう。そんな年には、九俵宛穫れたと云うて、豊年踊りでもしてウント騒いでも好い筈であります。所が、今日の百姓は喜ばない。何故喜ばないかといふと、單に七俵が九俵になつたからといつても、未だ大事なことが決定されて居らぬ、甚だフラクした状態である。何故ならば、今迄七俵の時は一俵十五圓で賣れて居つた、所が今はマア幾らしますか……七圓とか八圓とか……假に十圓とします。十圓で買手があるとして、十五圓の時七俵で百五圓になりませう、けれども十圓の今は九俵でも九十圓にしかならないではありませんか。然らば、米が七俵穫れるところを九俵穫れたというても、何も悦ぶべき理由はない。米は豊年でも懐は凶作であります。百姓の目指すところは多收穫よりも多收益であります。是が即ち資本主義經濟組織の一つの特徴であります。米が問題なのではない、米によつて得られる金が問題なのであります。近頃「豊作饑饉」といふ熟語が出来た。それは絶対に米の饑饉ではない、七俵が九俵にもなるのでありますから寧ろ豊作である。饑饉といふのは即ち懐る勘定の饑饉である。豊作であつて而かも饑饉であるなんて、甚だしい矛盾である、此矛盾は、百姓も今は單なる生産者ではなくて、商人なのだといふところへ氣がつけば、自ら解ける矛盾である。此點を我々は見逃してはならない。資本主義經濟組織時代に於ける農業者の、かやうな姿を見逃してはならないのであります。

それから尙之に關聯して次に考へて見たいことは、帝國農會あたりの調査に依ると、米作について一反歩を耕すに凡そ二二三人を要するといふことあります。假に二十五人とすると、一町歩の田地を作つて居るとすれば、二百五十人を要することになります。一年二百五十日働けば一町歩の米作が出来るといふ勘定です。若し五人家族の中で、三人働けるとする、否二人半と見ませう、さうすると、一人が百日働きさへすれば米は作れるといふ勘定です。言ひ換へれば、一人百日働きさへすれば、一家が一町歩の田地を耕して米を作ることが出来るといふのです。一年は御承知の通り三百六十五日であります、併し、其中の百日さへ働けば、一町歩の田地を耕して米を作ることが出来るから、茲に二百六十五日といふものが餘る勘定になります。百姓は營々として働いてゐると申します、私も遊んで居るとは申しませぬ、が茲に問題が残るのであります、どう残るか、言ひ換へれば、一年のうち百日さへ働けば米は作れる、だから米作り専門ならば、一年百日で好いのであります、併し、一年三百六十五日のうち百日だけ働いてそれでよい筈はないから、後の二百六十五日は米作り以外のもので何かやることはないか。一年の三分の一が米を作るに掛るが残り三分の二を何か外の方の仕事に振り向ける工風はないか。其處で皆さんは云ふでせう、其爲に蠶をやつたのだと。さうです、米だけでは儲けがない、生きて行けない。だから一年のうち餘る所の三分の二を、米作以外に費して有利に經營の出来るものを考へなければならぬ。一年の三分の二を費するものなら、それは決して副業など呼ばるべきものではないであらうと思はれる。而かも今日の農業は機械化して居る。そのために投じた資本、其利子を考へなければならぬ。と共に、又従來は五人掛つた仕事か今日では二人で出来るやうにもなつて、益々人手が餘るやうになつて來て居るのであります、其餘る勢力を何とか有利に利用しなければなりません。今日は、米作だけでは百姓も喰へないのである、若し喰へると考へるならば、一年の三分の一働けば済むのであるから、斯んな好い職業はどこにもあるまい。百姓位意情で其日を送り得る者は世の中にない勘定となる。そんなことは、到底考へられも、許されもしないから、勢力をどんな風に使ふべきかを研究せねばならない。農村をして立直らせる道は何處に在るか、それは米作以外の此三分の二の勢力を如何に有効に使ふべきかといふ點に、死活の分岐點があるのであります。私の郷里の三重縣には、二三の模範村がありますが、其模範村の經營に付て考へて見ますに、皆此の剩餘時間を有効に使つて居るところに模範村と

しての經營の眼目が横つて居るやうに見えます。米作りだけやつて居つては、決して引合ふものではないといふことを充分に吞込んで居り、米作で餘つた勞力の活用、それ／＼獨得の經營振りを見せて居るのであります。

これに付て思ひ出されるのは、ドイツの田舎のことです。ドイツではドンナ田舎へ参りましても、各々皆小さな工場を有つて居ります。農村が即ち小工業化して居ります。農村小工業化といふことは、確かに農村疲弊打開の一策には相違ありませんが、併し小工業と雖も、それを實際に經營するのは、決してさう容易なことではない、多くの困難があります。その困難に打ち克つためには、産業教育を徹底し、農民各自が信用組合、購買組合、販賣組合、利用組合等の産業組合を、充分に合理的に活用し得るやうな能力を習得せねばなりません。農村に於ける行詰り打開の方策は、二三にして止まらぬであらうし、私自身も亦意見を有たぬではありませんか、茲では、米作りの意味を明かにするだけで御免を蒙ります。

さて、既に述べましたやうに、現在に於ては純粹に生産をしてゐると考へる農業も、決して生産をやつてゐるのではないのであります。米作りは商品の賣買をして居るやうなもので、其の分量の多きを欲せず、賣上代金の一厘でも多からんことを欲してゐるのであります。それは、現在の經濟組織が資本主義經濟組織であるからであります。此の點に對する理解を確かりと植付けて行かなければならぬ、こゝに公民教育の内容の一として産業教育が重んぜられねばならぬ中心點が横はつて居るのであります。で、斯ういふ風な點に於て皆さんのやうな教育といふことに常に關係して居らつしやる方々に、充分に能く御考へになつて頂きたいと存じます。(拙著『公民教育の根本問題』五四頁)

第二節 生計費

一家の生計に就いて守るべき第一の原則は、「入るを計つて出づるを制す」といふことである。入るを計るの「入」とは前節に述べた一家の収入の總額を指し、出づるを制すの「出」とは一家の生活に營むに必要な出費の總額である。入るを計らずして欲するが儘に出づるに委せておくなら

生計立ちどころに亂れて、嘗に所謂首が廻らぬ状態に陥り一身一家の破滅を來すのみならず、延いては社會的に活動することも出來なくなり、社會國家の一員としてその向上發展に盡すことも出來なくなる。入るを計つて出づるを制する原則を守らざる場合、人はこれを奢侈と呼んで居る。奢侈は實に個人的惡徳なるのみならず、社會的惡徳なる所以は、正しく茲に存するのである。然し奢侈は他の點からも言及せられ得るものであつて、如何に多額の収入を有する場合でも、一身一家の品位を保ち、社會國家に貢獻するに就き必要なる限度を超えた出費を敢てすることは、是又奢侈であり、その惡徳たるに於いては敢て前の場合の奢侈に劣らない。自己の収入の範圍内に於ける出費であり、何等他人に迷惑を及ぼすものではないから、世間から小言をいはれる必要はない筈だといふ様に考へる觀方がありとすれば、それは甚しき謬見であるといはねばならない。

さて、「入るを計つて出づるを制す」の原則は、之を豫算生活の原則といひ直すことも出來る。漫然と支出を續けて行くのではなく、豫め収入と支出との間の均合を熟慮し算盤をとつて各種の支出費目に然るべく支出額を割當てることに外ならない。そこで此の豫算生活に當つては、一家の生活に於て如何なる種類の支出費目があるかを考へておかなければならない。通常は、(一)食糧費、(二)住居費、(三)被服費、(四)嗜好品費、(五)文化費に分けてゐる。一般の統計書類に於ては、右のうち、住居費はその中に燃料及び燈火費即ち光熱費を含み、文化費は娛樂費、衛生費、教育費、公租公課等を含んで居る。又嗜好品中には酒類と煙草とを含むのであるが、之は食糧費中から分離して考へて居る。そこで一家の豫算を立つるに當つて、一家の収入總額に對し如何なる割合で以上の支出諸費目が割當てらるべきかと先決問題とならねばならない。その爲には、人はエンゲル氏がザ

クセンに於いて行つた家計調査を基礎として立てた法則所謂エンゲルの法則なるものを引合ひに出す。我々は勿論エンゲルの法則の正確なることに對して大體に於いて疑問を差はさむものではない。然し我々日本人の生計費の標準を求むる場合には之を我が國の材料とそれによつて導かれた歸結とに頼ることの妥當なるを信じて疑はない。今大正十五年九月より昭和二年八月に至る間に全國主要都市の給料生活者及び賃銀労働者に就き内閣統計局が行つた家計調査の結果を表示しよう。

一、收入階級別一世帯一ヶ月支出内譯(全國給料生活者及労働者家計平均)

| 所得階級 實人員 四人三〇 | 消費ノ | | 嗜好品 | | 住居費 | 光熱費 | 被服費 | 保健 | | 教育費 | 公ノ修養 | |
|---------------------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 總額 | 米 | 總額 | 酒類 | | | | 煙草 | 衛生費 | | 育兒費 | 負擔費 |
| 六〇圓未満 | 100.00 | 49.93 | 33.88 | 7.30 | 2.97 | 1.71 | 1.43 | 5.87 | 9.89 | 2.45 | 0.34 | 0.49 |
| 八〇圓未満 | 100.00 | 43.85 | 18.86 | 7.03 | 2.55 | 1.63 | 1.53 | 5.05 | 12.11 | 1.82 | 0.68 | 0.56 |
| 一〇〇圓未満 | 100.00 | 40.85 | 18.86 | 7.19 | 2.66 | 1.55 | 1.27 | 4.83 | 12.77 | 1.76 | 0.76 | 0.59 |
| 一三〇圓未満 | 100.00 | 37.35 | 16.30 | 6.67 | 2.37 | 1.37 | 1.33 | 4.67 | 13.33 | 1.71 | 0.76 | 0.59 |
| 一四〇圓未満 | 100.00 | 35.43 | 13.62 | 6.63 | 2.33 | 1.14 | 1.24 | 4.47 | 13.80 | 1.46 | 0.68 | 0.68 |
| 總數 | 平均額 103.33 | 36.93 | 13.63 | 6.93 | 2.33 | 1.33 | 1.33 | 4.56 | 13.33 | 1.53 | 0.71 | 0.71 |
| 世帯數 | 4,755 | 3,755 | 3,392 | 6,900 | 2,370 | 2,340 | 2,730 | 4,660 | 2,363 | 2,560 | 2,460 | 2,810 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|
| 一六〇圓未満 | 100.00 | 34.51 | 11.34 | 6.81 | 2.34 | 1.36 | 1.73 | 4.30 | 14.09 | 1.43 | 0.84 | 0.68 |
| 一八〇圓未満 | 100.00 | 33.47 | 10.60 | 6.39 | 2.96 | 1.25 | 1.69 | 4.33 | 14.25 | 1.04 | 0.95 | 0.95 |
| 二〇〇圓未満 | 100.00 | 33.50 | 9.11 | 6.36 | 1.73 | 1.07 | 1.88 | 4.09 | 14.20 | 1.13 | 0.33 | 0.76 |
| 三〇〇圓以上 | 100.00 | 29.04 | 8.41 | 6.33 | 1.58 | 0.94 | 1.76 | 3.87 | 13.81 | 0.87 | 1.70 | 5.42 |

二、收入階級別一世帯一ヶ月支出内譯(全國給料生活者家計)

| 所得階級 實人員 四人一七 | 消費ノ | | 嗜好品 | | 住居費 | 光熱費 | 被服費 | 保健 | | 教育費 | 公ノ修養 | |
|---------------------|---------------|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 總額 | 米 | 總額 | 酒類 | | | | 煙草 | 衛生費 | | 育兒費 | 負擔費 |
| 六〇圓未満 | 100.00 | 43.31 | 19.80 | 5.73 | 3.09 | 1.05 | 1.73 | 6.36 | 12.55 | 1.89 | 0.57 | 1.98 |
| 八〇圓未満 | 100.00 | 37.95 | 15.19 | 5.93 | 1.49 | 1.65 | 1.74 | 5.69 | 13.70 | 1.54 | 0.88 | 3.58 |
| 一〇〇圓未満 | 100.00 | 36.67 | 13.61 | 6.34 | 1.77 | 1.44 | 1.83 | 5.03 | 13.61 | 1.71 | 0.87 | 4.09 |
| 一三〇圓未満 | 100.00 | 35.11 | 11.95 | 6.40 | 1.71 | 1.30 | 1.89 | 4.96 | 13.61 | 1.67 | 0.87 | 4.53 |
| 一四〇圓未満 | 100.00 | 33.45 | 11.04 | 6.29 | 1.67 | 1.23 | 1.87 | 4.64 | 13.95 | 1.36 | 0.89 | 4.70 |
| 一六〇圓未満 | 100.00 | 33.47 | 10.05 | 6.57 | 1.71 | 1.25 | 1.85 | 4.47 | 14.03 | 1.48 | 1.03 | 5.11 |
| 總數 | 平均額 114.55 | 33.66 | 10.59 | 6.91 | 1.91 | 1.27 | 1.84 | 4.55 | 13.83 | 1.30 | 1.23 | 4.85 |
| 世帯數 | 1,575 | 1,406 | 1,217 | 2,770 | 928 | 846 | 1,018 | 1,660 | 1,318 | 1,300 | 1,240 | 1,603 |

| 所得階級 | 消費ノ | 飲食物 | 嗜好品 | 住居費 | 光熱費 | 被服費 | 保健 | 育兒費 | 教育費 | 公ノ修養 | 負擔費 | 娛樂費 |
|--------|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 一八〇圓未満 | 100.00 | 33.43 | 9.83 | 6.05 | 1.53 | 1.09 | 1.73 | 4.00 | 1.37 | 6.09 | 0.98 | 2.95 |
| 二〇〇圓未満 | 100.00 | 30.06 | 8.73 | 6.06 | 1.04 | 1.09 | 1.87 | 4.18 | 1.36 | 6.39 | 1.08 | 2.69 |
| 二〇〇圓以上 | 100.00 | 26.26 | 7.86 | 6.02 | 1.30 | 0.86 | 1.85 | 3.90 | 1.38 | 5.72 | 0.83 | 2.70 |

三收入階級別一世帯一ヶ月支出内譯(全國勞働者家計)

| 所得階級 | 一世帯平均 實人員 四人三 | 消費ノ 總額 | 嗜好品 | | | 住居費 | 光熱費 | 被服費 | 保健 | | 育兒費 | 教育費 | 公ノ修養 | |
|--------|----------------------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 米 | 酒類 | 煙草 | | | | 衛生費 | 負擔費 | | | 娛樂費 | |
| 六〇圓未満 | 100.00 | 50.33 | 23.04 | 7.39 | 3.02 | 1.83 | 1.43 | 5.75 | 9.75 | 6.00 | 2.47 | 0.36 | 0.49 | 2.27 |
| 八〇圓未満 | 100.00 | 44.94 | 19.54 | 7.33 | 2.63 | 1.63 | 1.44 | 4.94 | 2.81 | 6.19 | 1.88 | 0.74 | 0.49 | 2.87 |
| 一〇〇圓未満 | 100.00 | 41.91 | 16.90 | 7.44 | 2.89 | 1.58 | 1.54 | 4.75 | 2.55 | 6.66 | 1.76 | 0.73 | 0.50 | 3.27 |
| 一三〇圓未満 | 100.00 | 38.14 | 14.73 | 6.78 | 2.62 | 1.36 | 1.51 | 4.54 | 2.07 | 6.53 | 1.74 | 1.10 | 0.54 | 3.68 |
| 一四〇圓未満 | 100.00 | 36.96 | 13.69 | 6.89 | 2.83 | 1.15 | 1.43 | 4.33 | 2.70 | 6.62 | 1.53 | 1.33 | 0.53 | 4.03 |
| 一六〇圓未満 | 100.00 | 36.36 | 13.87 | 7.33 | 3.09 | 1.28 | 1.56 | 4.09 | 2.17 | 5.94 | 1.36 | 1.92 | 0.63 | 4.16 |
| 一八〇圓未満 | 100.00 | 34.18 | 12.88 | 6.98 | 2.74 | 1.24 | 1.68 | 3.96 | 1.98 | 6.23 | 1.23 | 2.00 | 0.74 | 4.43 |
| 總數 | 世帯數 三、三〇 平均額 九・三元 | 三、三〇 三九・七六 | 一、四二 一五・六四 | 一、六五 七・二三 | 一、五二 二・八〇 | 一、二七 一・三九 | 一、四四 一五・七八 | 一、四七 四・五六 | 一、八七 二・九九 | 一、八四 六・三九 | 一、三三 一・六七 | 一、〇〇 一・〇九 | 一、〇五 〇・五六 | 一、三六 三・五六 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 三〇〇圓未満 | 100.00 | 33.84 | 10.33 | 6.87 | 2.60 | 1.04 | 1.63 | 3.81 | 2.55 | 5.80 | 1.32 | 1.34 | 0.83 | 4.30 |
| 三〇〇圓以上 | 100.00 | 33.35 | 10.75 | 7.23 | 2.79 | 1.33 | 1.62 | 3.74 | 2.74 | 5.50 | 1.22 | 2.23 | 1.10 | 4.77 |

一家の豫算を實際に編成するに當つては、右の標準により地方的事情、一家の特殊的事情等を參酌して適當の案配をすべきである。勿論、右の標準は給料生活者及び賃銀勞働者に就いてのものであるから、農業者に其の儘當てはまるわけではない。農業者に就いても亦内閣統計局からの報告はあるにはあるが、學問的價値は別として、我が國の農業者が之を標準として生活し得るといふ様な實踐的價値があるとも思はれないから、之を省くこととした。要するに、農業者に在つては自家の年々の經驗を基礎とし、入るを計つて出づるを制するの原則を恪守するを上策とする。

以上是一家の豫算を編成するに就き必要なる限度に於て家計調査を見たものであるが、之を客觀的に且つ又社會政策的見地に立つて見るときには、次のやうにいふことが出来る。(社會局社會部編「生活標準調査に關する資料」昭和五年十二月——から)

一、食料費

(イ)食料費の總支出額に對する割合は所得の増加するに従つて漸減すること、エンゲル法則の食料費に關する歸納と合致してゐる。

(ロ)給料生活者と勞働者とを區別して見るに、所得が増進するに拘らず、同一所得階級に於ても勞働階級の食費支出の割合は、給料生活者に於けるよりも常に多少高率であることが認められる。

- (ハ) 食料費に對する支出の割合は所得の少いものほど負擔が多い。
- (ニ) 生活費に於ける食料費の標準支持は二つの方面より影響を受けるので、之れが社會問題の對象となる。一は失業に依る所得の喪失より來る食料の營養量維持の問題で、他の一は主要食料品の市價の暴騰より來る營養料節約の問題である。この點に就いては消費經濟方策を提示する場合に説明する。

二、住居費

エンゲルの法則の住居費に關する歸納を見るに、家賃及び燃料燈火料の支出割合は、所得の多寡に拘らず大差ないとある。之れを統計局の全國生計調査に就て見るに、

(イ) 家賃は給料生活者を通じ八〇圓未満より二百圓以上階級に涉り一五・三二%より一八・八%を示してゐるので、所得の増加に拘らず二七・六%の差を示すに過ぎないと見てよい。エンゲルの法則を立證してゐる。

六十圓未満階級より百二十圓未満階級に涉り所得の増進するに従つてその割合は多少の向上を示すも二%の差を示すに過ぎないが、之れを以て所得増加せば家賃に對する支出上の割合が増加するとは限らない。東京中等階級生計調査にありては、百五十圓階級に至るまでは却つてその割合は低減してゐることを示してゐる。故に所得の百二十三十圓階級に至るまでは、家賃の支出割合は必ずしも所得の増進に伴ふて増加又は低減の傾向にありと斷言することが出来ない。之れは寧ろ所得の百二十三十圓階級に至るまでは總支出に對する家賃の割合は所得の増加に拘らず結局大差ないと見るべきであらう。

(ロ) 之れを消費者の所得の地位より云へば所得の少いものほど家賃に對する負擔が大きいのである。この點住宅問題の社會的意義を與ふるものである。

(ハ) 給料生活者と労働者とに於て所得の同一階級にあるに拘らず前者は常に後者よりも家賃に對する支出負擔の高いことを示してゐる。従つて家賃問題は労働階級に對するよりも給料生活者のために一層社會的意義のあるものと見得るであらう。

(ニ) 燃料及燈火費にありては、所得の増加するに拘らずその割合は大差ない。が、所得の低額階級にありては光熱費に對する支出割合は他の所得階級に比し一%以上負擔が多い。之れは瓦斯及び電燈料が下層階級に對する社會政策的見地より充分考慮せらるべきものであることを語る。

三、被服費

(イ) 統計局全國生計調査に依れば、八〇圓階級より二〇〇圓階級に至る間に所得増加するに拘らず一%の差を示すに過ぎない。エンゲル法則の行はれてゐることを立證してゐる。

(ロ) この調査の内容觀察として給料生活者と労働者との場合を區別して吟味すれば、

(1) 労働者の場合にありては被服費の八〇圓階級に於ける支出割合と最高支出を示せる二〇〇圓階級に於ける割合との差額は三%餘を示してゐる。

(2) 然るに給料生活者の場合にありては八〇圓階級に於ける支出割合と最高支出を示せる一六〇圓階級に於ける割合との差額は一%以下である。

この現象は給料生活者に於ける被服費の支出割合が各所得階級を平均して一三・八二%を

示し一%以下だけ労働階級に於ける平均率より高いので、所得の増進に伴ふて被服費に對する支出は特に増加の必要を感じぬ所に起因するものゝやうである。之れに反して労働階級にありては被服費支出割合は給料生活者に比し一般に低率であるので八〇圓階級と二〇〇圓階級との被服費の支出割合は三%以上の開きを示すのである。

(ハ) 協調會の行ひたる全國生計調査に依るも、五〇圓以上のものにおいて被服費支出の割合は所得増進するも大體大差ない。エンゲル法則が行はれてゐるものと認められる。

(ニ) 被服費の支出の割合が家賃に於ける場合と等しくエンゲル法則の行はれてゐることは何を意味するか。即ち所得の増減に拘らず大體大差なしと云ふことは、必需品消費に對する支出の割合が所得の少いものほどその負擔の大いものであることを示すものである。この點に於て衣類反物等の市價の低落を計ることは消費者に對する社會政策的に見て重要な意義を有することを語るものである。

四、嗜好品費

統計局は嗜好品目として酒類と煙草を取扱つてゐる。

(イ) この嗜好品費の割合は統計局全國調査に依れば所得増加するに拘らず大體大差ない僅に一%餘を示すに過ぎない。

(ロ) 嗜好品目中、酒類に對する支出割合は、労働者に於ても、給料生活者に於ても、各所得階級を通じ六〇圓未満の所得階級に於て支出が高い。この所得階級に於て労働者は第二位(他の最高位は一六〇圓階級の三〇九%であるが六〇圓未満階級に於て三〇一%)であるが殆ど最

高率のものと同様の高率である。給料生活者は最高率を示してゐる。

(ハ) 煙草に對する支出割合は、労働者にありては六〇圓未満階級に於て最高率を示し、給料生活者にありては八〇圓未満階級に於て最高率を示してゐる。

(ニ) 酒類及び煙草に對する支出は所得の少きもの程負擔が最も重い。此の點は消費の整調と社會政策との兩方面より充分考慮を拂ふべき問題である。

五、文化費

茲に云ふ文化費なる概念は娛樂、衛生、教育、公租、公課等を包括せる消費項目である。

(イ) 文化費に對する支出の割合は、所得の増加に伴ふて漸増する。即ち統計局全國生計調査資料よりこの問題に關する數字を特に集計すれば、次の如き比例を示してゐる。

| 所得階級 | 文化費(教育、公課、衛生、娛樂) |
|------|------------------|
| 六〇圓 | 九・〇四 |
| 八〇圓 | 一〇・四八 |
| 一〇〇圓 | 一一・三八 |
| 一二〇圓 | 一二・一二 |
| 一四〇圓 | 一二・八〇 |
| 一六〇圓 | 一三・五三 |
| 一八〇圓 | 一四・五九 |
| 二〇〇圓 | 一四・六六 |

(ロ)この内譯に於て、

(1) 娛樂修養費は勞働階級にありても給料生活者にありても所得一八〇圓階級までは所得の増加するに従つて、その支出割合を漸増してゐる。これは何を意味するかと云ふに、娛樂に對し文化的欲求あるに拘らず所得少きものは購買力なきため之を満足させることが出来ぬ状態である。この點に於て劇場及び其の他の興業的入場料の低下及び民衆娛樂の公共的施設はまた社會政策の一方面である。

(2) 教育費は給料生活者及勞働者を通じ一八〇圓階級までは所得増加するに従つて、その支出の割合を漸増してゐる。

この事實は所得少きものは、其の經濟的事情のためにその子女の能力に應じて充分教育を授くるの機會を得ることが出来ないことを語るものであらう。

(3) 保健衛生費の支出割合は所得の増減に拘らず同様である。この事實は所得の少きものは、其の負擔を増大するものであるから、醫料施設の社會化の如きは社會政策上重要な意義を有するものと思はれる。

(ハ) 協同會の行へる全國生計調査に於ても、文化費に關する支出の割合は同様の傾向を示してゐると見てよ。

注意一 「收支の調節は單に節約を意味するものでなく、物を買ひ、物を使ふ消費經濟の合理化を圖ることである。即ち(一)浪費を慎しみ、(二)物價の變動に注意し、——高き時に賣り安き時に買ふ、——(三)現金主義による豫算生活を營み、——延の拂ひに

れば價格も高くなり、又自然餘計に買ひたくなる、日本では一月拂が原則であるが、歐米では一週拂が原則であり、掛賣の値段は現金賣の値段より高くしてある、——(四)貯蓄を實行することなど、いづれも日常生活の上に留意すべきである。

外國人が日本に來朝して驚くことは、一面には自然の風光の美と、一面には日本人の浪費生活である。昔は一粒の米飯を落しても勿體ないとばかり必ず拾ひ口にしたものであるが、今日は汽車辨當など少々箸をつけたばかりで惜氣もなく棄てられる。電燈は晝間猶ほつけ放しであり、水道の共同栓は振子を施したまゝすて置く。歐米人に比して所得の少い日本人は、衣食住を通じて日本風と西洋風と二重の生活をなし、しかも其の生活振りに何等の自覺もなく、無駄な浪費をつゞけてゐる。

一家の主人もしくは主婦にして、新聞の經濟面により日常諸物價の變動に注意してゐる者が幾人あるか。生産と消費、需要と供給との關係について、物價指數又は度量衡について、何人も相當の實用知識を有たねばならぬはずであるが、日本人は元來經濟方面には無頓着過ぎる。口には生活難・經濟國難を唱へながら、自分達は不合理な不經濟な生活を送りつゝある。

購買組合・公設市場の利用は、近年著しくなつて來たが、まだ十分でない。都會地では米屋・八百屋・魚屋の品物はすべて市場から店頭運ばれる。家庭より直々市場に買ひ出しにゆくことか、その小賣店にすらも出かけない。小賣の若い者は荷車を引き、肩にかつぎ、門並に各家庭の臺所に持ち廻はるのだから、其の間に品物は次第に少くなり古くなり、高くなる、しかも延の月拂であり、その拂が遅れ勝となり、中には不拂も少くない。歐米では、直接に市場へ行く。小賣店でも現金で買ふ。日本の現在では小賣商人も値段を高くせねば立ち行かず、家庭の方でも必要以上高いものを買はねばならぬ仕かけになつてゐる。

豫算生活も、單に收支の概算を定めるといふだけでは何にもならない。品物を求める時と處と價格と分量と方法を研究して、豫算より多少共餘剩を残さねばならぬ。豫算生活は、餘剩を蓄積するを得て始めて生計を堅實にし、將來生活の向上發達を期しうるのである。』(下村氏公民教科書、上、四七—五〇頁)

此の説明は言々金玉の響をなせる名品であつて、一家の生計を説く場合に熟讀玩味して之を生徒に傳へ、深く感銘せしむる所がなければならぬ。唯だ現金買の推賞すべく、御用聞商人から月末拂で買ふことの不經濟なることは、余も亦充分これを知るもの

である。併し、一ヶ月間の諸入費を給料を受くる以前に支拂ひ得るだけの餘裕をもつことは、給料の週拂を原則とする諸外國と同一に律することの出来ぬ事情もある。且つまた市場に買出しに行くためには嚴重な戸締りをしてからでなければならぬ我國の住宅形式では、歐米のやうに鍵さへ二つ三つ掛ければ、それで盜難の虞もない所謂アパート式の住宅に住んでゐるのとは違つて、中々容易に手軽に主婦が買ひ出しに出掛けて行けるものではない。このことは、その月々の給料で月々の生活費を支出し、且女中を持たぬ余の家庭に於ける眞實の體驗である。主婦に市場へ買出しに行つて貰ふために女中を雇はねばならぬとすれば、その方が大きな出費であるし、戸締りも嚴重にせず現金買に行つて居る間に盜難にでもかゝれば、それは寧ろ濫費となる。此の點において現金・市場買主義を簡單に貫くことは出来ず、諸種の事情を考慮して個々具體的に決定すべきものである。餘りに理論一點張りに教へ込むことは、學校の教育をして世間識らずの識を受けしめることにならう。

注意二 『家計の切り盛りに際して直ちに、従てまた屢々、考へ付かれることは節約といふことである。しかし節約が尊重せらるべき美德の一であることは疑ないとしても、徒らに之のみに依頼することは時に害あつて利なく、家の經濟を破壊することにさへなり得るのである。二枚着の着物を時に一枚に減らす必要が起るかも知れない。しかし之を更に進め一枚も着ないことにして生計の收支を合はして見たところで、それは本當の意味で收支が合つたものとはどうしてもいふことが出来ない。

眞の節約とは寧ろ消費の合理化を意味する。よき消費はまことによき生産と同位に重んぜらるべきである。否よき生産の結果もよき消費を得ないならば、その實效を半減されてしまふといつて差支へない。節約がそれ自身としては何等の財貨をも生み出すものでないに拘はらず、家の經濟上甚だ注意されなければならぬ所以はここに在る。

家計上の消費を合理化して眞の節約を實現するために最も重大なることは無駄の排除である。我國の如き物資の豊富でないところに於て、殊に明治初年以後移入せられた歐米風の生活様式と固有の生活様式とがまた渾然一體となり切つて居ない結果、所謂二重生活を種々な方面で強制されて居る日本人の生活に於いて、一しほ大切なことはこの無駄の排除でなければならぬ。

現今に於ては、一家の經濟は密接に一國の經濟に繋がり、一國の經濟は直接世界の經濟に關係を有するが故に、一個の世帯と全

世界經濟とは、小さなラヂオ・セットの鑛石とラヂオ・ステーションの大装置との如く續き合つて居る。今日我々の食膳には、容易に米國製のコーン・ビーフの罐詰が上り、チャワ産のコーヒーが上る。アメリカ合衆國に於ける人絹相場の變動は、直ちにわが絹織物の値段にも、また更らに惹いては木綿織物の値段にさへも影響する有様である。

斯る事情の下に在つて消費の合理化を行はうとする者はよく新聞などによつて經濟界の動きに對する留意を怠らぬと同時に、またそれ等の事象に對する理解力をも備へることが必要である。殊に物價に關する理法に付いては、特に正確な、そしてなるべく精密な知識を養つて置くべきである。

消費者は市場の王であるといはれる。如何なる販賣者もこの怒に逢へば市場から落伍しなければならぬといふ。しかしながらよほど氣を付けないとこの王は君臨しながら實は何等の統治力を有しないことになるであらう。何となればこの王は甚だ騙され易いからである。商人等は時に容易に牝鶏なくして卵を生ましめ、牝牛なくして牛乳を搾る。

殊に最近のやうに財貨の種類が殖え、一つの財貨に於ける種別の夥多になつて來た際、その鑑別に大なる謬を犯さず、よく有利な購買消費を行ふことは必ずしも容易な業ではない。配給徑路の遠きものの如きは、自然配給費用だけその價格を増さしめる道理であるから、多少の繁勞を厭ふがために敢て斯る高價品を購入するが如きは大いに避くべきことである。

斯のやうな注意と努力が一段と進められた場合に、組織し利用せらるる機關に購買組合や消費組合がある。購買組合の主たる目的は共同購買であり、消費組合の效用は、前者の利益に一步を進め、消費額に比例して、この機關を通じて行つた購買の故に節約し得た出費を配當されることにもなり、また更に進んでは、消費組合が自から生産を行ふにさへ立ち至り得るのである。『(中川氏公民教科書、上、五一—五五頁)』

此れも亦まことに適切な注意である。我國に於ける二重生活の無駄を何とかせねばならぬことは容易に解決し得ざるほど大きな問題であるが、それと共に舶來品尊重、歐米風無條件崇拜の弊風に就き深く反省せしむる所がなければならぬ。國產獎勵は即ち國産品の消費獎勵といふ問題としても取扱はるべきである。最後に消費組合運動に對する注意をも喚起する所あらねばならぬ。

良き品を安き値段で買入れることは一家の生活に於て如何なる點より云ふも重要であり、良き品を安く買ふことを共同の力により達成せんとするのが消費組合運動だからである。

参考一 消費經濟問題の考察について

一 消費の解釋

(一) 消費の意義

經濟行程は財を生産し、その消費財に對する最後の需要に關する凡ての階級を包括するものであつて、家計はその行程中に現はるゝものである、この行程の内部に於て、財が人間の欲望の満足に充用せられ、之れがために財が消耗され、若くは漸次に減損されることを消費と云ふ。

(レキシスに依る、Wilhelm Lexis, Konsumtion, B. Der Kreislauf der Volkswirtschaft, Allgemeine.)

(二) 消費の概念

消費とは財の效用の破壊を意味するもので、之れには三つの場合がある。

- 第一は個人が欲望を満足せしむるために生ずる效用の破壊の場合であつて、消費の究極行爲である。
- 第二は財の生産を完成せしむるために原料若くは用具として之れに供せらるゝ財の效用が一時破損せられ、他の財の價值形成の手段となる場合であつて、かゝる場合の消費は生産的消費と云ふ。
- 第三の場合は消費者の満足に供せらるゝことなきか、若くは他の財の生産の用に供せらるゝことなくして財の效用が破壊せらるゝ場合であつてこれは消耗の場合である。

(バルロック教授に依る、Prof. Charles J. Bullock, Consumption defined. Elements of Economics.)

(三) 消費と消耗との區別

消費と消耗とは概念の範圍が一致してゐるものでなく、消耗は消費の或一部分の場合であつて、欲望満足の用に供せられずに

效用が破壊さるゝか、不生産的に效用が破壊さるゝことであるが、消費は人間の欲望を満足せしむるために財の效用を合理的に破壊することを意味する。

(バルロック教授、The Consumption of wealth, Introduction to the Study of Economics.)

二 エンゲル法則の檢討

エンゲル法則は消費に對する所得の支出割合に關する歸納である。この法則の條項中、最も顯著なるものは生活費の大部分を占むる食費と所得との關係である。曰く、平均家計に於て所得愈々少きに從ひ食物に對する支出の割合愈々増加し、等比級數の割合を以て増進すると、エンゲルはこの歸納を發表したのは、個々の家計に就いて實際調査せる資料より統計的方法に依つたものである。

個々の生活費調査に就いてその歸納を得たのは、必ずしもエンゲルに始つたものではない。その調査の歸納に對しては先驅を爲したものは白耳義のデュクベチョー氏であつた。デュクベチョー Dupetitiaux, は一八五五年に白耳義の勞働階級の家計調査を行ひ、支出の割合に就いて次の如き結果を發表した。

| 消費項目 | 支出ノ割合 |
|-------|-------|
| 食物 | 六割一分 |
| 衣服 | 一割五分 |
| 住宅 | 一割 |
| 燃料及燈火 | 五割 |
| 器具 | 四分 |
| 教育 | 二分 |
| 公課 | 二分 |
| 合計 | 九割五分 |
| その他 | 五分 |

衛生 一分
娛樂 一分

チユクベチヨ一の調査が發表されるや、プロイセンの統計家エルンスト・エンゲル Dr. Ernst Engel はザクセン國の上中下各階級の家計に就き調査を行ひ、一八五七年に次の統計歸納を發表した。
調査の對象として上流階級中一ヶ年所得三千マルクより四千マルク。
中流階級中年所得一千八百マルクより二千四百マルク。
下層階級中年所得九百マルクより千二百マルク。
この三階級を標準とした。

| 消費項目 | 下層階級 | 中流階級 | 上流階級 |
|-------|--------|--------|--------|
| 食物 | 〇六二・〇 | 〇五五・〇 | 〇五〇・〇 |
| 衣服 | 〇一六・〇 | 〇一八・〇 | 〇一八・〇 |
| 住宅 | 〇一二・〇 | 〇一二・〇 | 〇一二・〇 |
| 燃料及燈火 | 〇〇五・〇 | 〇〇五・〇 | 〇〇五・〇 |
| 教育 | 〇〇二・〇 | 〇〇三・五 | 〇〇五・五 |
| 公課 | 〇〇一・〇 | 〇〇二・〇 | 〇〇三・〇 |
| 衛生 | 〇〇一・〇 | 〇〇二・〇 | 〇〇三・〇 |
| 娛樂 | 〇〇一・〇 | 〇〇三・五 | 〇〇三・五 |
| 合計 | 〇九五・〇 | 〇九〇・〇 | 〇八五・〇 |
| 合計 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 |

そこでエンゲルはこの調査に於ける統計的方法より次の歸納を公表した。

- 一、所得増加するに従つて食料費の割合は減少する。
- 二、被服費は所得増加するに拘らず大凡同一である。
- 三、家賃、燃料及燈火料の割合は、所得の多寡に拘らず大差ない。
- 四、教育費、衛生費、娛樂費等は所得増加するに従つてその割合を増加する。

1. Eugen Philippovich, Allgemeine Volkswirtschaftslehre. § 141.
2. Ely & Wicker, Elementary Principles of Economics p. 100-101.
3. C. J. Bullock, Introduction to the Study of Economics. p. 99.
4. C. J. Bullock, The Elements of Economics. P. 21-22.
5. R. T. Ely, Economics. p. 244.
6. Henry Seager, Principles of Economics. § 49.
7. E. R. A. Seligman, Principles of Economics. § 256.
8. L. C. Marshall, C. W. Wright, J. A. Field, Materials for the Study of Elementary Economics. The Standard of Living.

エンゲルの歸納が他の家計調査の場合にも同様の傾向を示すか否か、これはその後の各生活費調査の總合の場合に認識されるに至つた。フォン・シリームン Von Schliebm がツイッタウ地方の手工業者の平均所得五百五十九マルクに就き調査したる結果を一八八五年に公表した。その結果に依れば、

消費項目
 食料
 住宅
 被服及什器
 燃料及燈火料
 合計

年所得五五九マルクニ對スル支出割合
 〇七一・一四
 〇〇六・五五
 〇〇八・四七
 〇〇六・三五
 〇九二・五一

一八八五年ヴェリスホッフア Wärischoffer がバーデン國の巻煙草製造業労働者年所得千八十三マルクの家計に對して行へる調査に依れば、

バーデン國年所得一〇八三マルクニ對スル支出ノ割合
 〇六一・三四
 〇〇七・二七
 〇一七・五五
 〇〇七・八〇
 〇九三・九六

一八九一年ヴェリスホッフアがマンハイム地方の工場労働者の年所得平均千九百八十五マルクの各家庭に就き調査したるものに依れば、

マンハイム地方年所得一九八五マルクニ對スル支出
 〇五二・四
 〇一九・三

被服及什器
 燃料及燈火料
 合計

〇一一・〇
 〇〇三・六
 〇八六・三

一八八九年ハムブケ Hampeke の示せるものに依れば、

| 消費項目 | 年所得二一、〇〇〇マルク | 年所得五、〇〇〇マルク | 年所得四八、〇〇〇マルク |
|--------|--------------|-------------|--------------|
| 食料 | 〇三九・九% | 〇二八・八% | 〇一七・〇% |
| 住宅 | 〇二四・〇 | 〇一五・〇 | 〇一一・一 |
| 衣服及什器 | 〇一四・四 | 〇一〇・六 | 〇一〇・八 |
| 燃料及燈火料 | 〇〇四・一 | 〇〇四・四 | 〇〇二・九 |
| 合計 | 〇八二・四 | 〇五八・八 | 〇四一・八 |

獨逸に於ける是等家計調査に依り、所得の増加するに従つて食料費に對する支出の割合が減少するに至り、エンゲルの歸納が普遍的眞實性を有するに至り、その他の消費項目に於ける支出の割合も大體に於てエンゲルの歸納を承認するに至り、エンゲルの歸納を法則として呼稱せらるゝに至つた。

獨逸にありては家賃に關シエンゲルの法則行はれず、所得増加するに従つてむしろ減少の傾向を見る。これは都市住民に就き見るに所得の減少するに従つて家賃に對する支出額が漸増して來たことをラスバイレス Laschkyros がハンブルヒ市の家計調査の場合にその結果を一八七五年に發表した。(フキリツボヅキツチに依る) 即ち

公民教育資料大成

二五〇

| 平均所得 | 平均家賃 | 所得ニ對スル家賃ノ割合 |
|--------------------|--------------------|-------------|
| 三四七 ^{マルク} | 一一四 ^{マルク} | 三二・八 |
| 七五六 | 一五三 | 二〇・二 |
| 一、八〇九 | 三六三 | 二〇・〇 |
| 三、一五〇 | 六一五 | 一九・五 |
| 四、四四〇 | 六四三 | 一九・〇 |
| 七、八三〇 | 一、二九六 | 一六・五 |
| 一一、一八〇 | 二、三二五 | 九・二 |
| 一九一、四〇〇 | 三、六七五 | 三・七 |

この調査に依り都市にありては所得の少きものほど家賃に對する支出の割合が漸増するとの歸納を得たのである、之れを米國に見るに一八八五年マサチュセツ州労働者家計調査に於て、年所得三百弗より四百五十弗、四百五十弗より六百弗、六百弗より七百五十弗、七百五十弗より千二百弗及び千二百弗以上の各所得階級に對する調査の結果に依れば、

| 消費項目 | 三〇〇—四五〇弗 | 四五〇—六〇〇弗 | 六〇〇—七五〇弗 | 七五〇—一、二〇〇弗 | 一、二〇〇弗以上 |
|-------------|----------|----------|----------|------------|----------|
| 食費 | 六四 | 六三 | 六〇 | 五六 | 五一 |
| 被服費 | 二〇 | 一〇・五 | 一四 | 一五 | 一九 |
| 家賃 | 九七 | 九五 | 九四 | 九四 | 九〇 |
| 光熱費 | 六 | 六 | 六 | 六 | 五 |
| 雜(教育、衛生、娛樂) | 三 | 五 | 六 | 六 | 一〇 |

Sixtenth Report of the Bureau of Statistics of Labor, Massachusetts, p. 152. 之れを右に示せる獨逸の諸家計調査に比較すれば、次の二つの點に就き異なるものがある。

第一、白耳義若くは獨逸にありては家賃に對する支出額十二%を示し、所得の増加に從つて多少減少する傾向があるが、米國の家計調査にありては家賃は所得の増加に從つて二十%より十五%に低減し、獨逸に於ける傾向よりも幾分増進の氣味がある。

第二、エンゲルの調査に依れば被服費は所得の多寡に拘らず同一であると爲すけれども、米國にありては所得の増加するに從つて被服費も増加して居るのである。

之を一九〇一年の米國労働統計局の家計調査に依るも同様である。

| 支出所得 | 四年所得四五〇弗以下 | 六年所得四五〇—一、〇〇〇弗 | 七年所得六〇〇—一、二〇〇弗 | 一年所得七五〇—一、二〇〇弗 | 一年所得一、二〇〇弗以上 |
|--------|------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| 食費 | 五六・〇〇% | 五四・八九% | 五三・三〇% | 五三・一八% | 五四・八七% |
| 家賃 | 二一・九六 | 一七・五四 | 一七・二七 | 一一・〇三 | 六・八〇 |
| 被服費 | 九・一五 | 一一・六九 | 一一・六八 | 一四・六六 | 一四・六二 |
| 燃料及燈火料 | 七・九一 | 六・九一 | 六・七五 | 五・三九 | 四・四九 |
| 計 | 九五・〇二 | 九一・〇三 | 八九・〇〇 | 八四・二六 | 八〇・七八 |
| 教育、教會費 | 一・六一 | 二・九二 | 三・九九 | 四・一二 | 四・五八 |
| 衛生、保健 | 二・九八 | 四・六九 | 三・九九 | 五・〇六 | 六・三九 |
| 雜 | 〇・三九 | 一・三六 | 三・〇三 | 六・五六 | 八・二五 |

| | | | | | |
|----|--------|--------|--------|--------|----------|
| 計 | 四・九八 | 八・九七 | 一一・〇〇 | 一五・七四 | 一九・二二 |
| 合計 | 三八二・四九 | 五五五・五三 | 六八八・八七 | 八八六・五〇 | 一、二五二・五九 |

Thirty-Second Report of the Bureau of Statistics, 1901, P. 295-97.

その後、米國マサチューセツツ労働統計局は、子女を有する家庭に就て數千戸の所得に對し支出の割合を調査した。之を次に示せば、

| 所得 | 支出 | 食費 | 家賃 | 被服費 | 燃料 | 燈火料 | 雜費 | 合計 |
|--------------|-------|-------|-------|------|------|-------|--------|----|
| 二〇〇弗以下 | 五〇・八五 | 一六・九三 | 八・六八 | 六・六九 | 一・二七 | 一五・五八 | 一〇〇・〇〇 | |
| 二〇〇—三〇〇弗 | 四七・三三 | 一八・〇二 | 八・六六 | 六・〇九 | 一・二三 | 一八・七七 | 一〇〇・〇〇 | |
| 三〇〇—四〇〇弗 | 四八・〇九 | 一八・六一 | 一〇・〇二 | 五・九七 | 一・二四 | 一六・〇九 | 一〇〇・〇〇 | |
| 四〇〇—五〇〇弗 | 四六・八八 | 一八・五七 | 一一・三九 | 五・五四 | 一・二二 | 一六・五〇 | 一〇〇・〇〇 | |
| 五〇〇—六〇〇弗 | 四六・一六 | 一八・四三 | 一一・九八 | 五・〇九 | 一・二二 | 一七・二二 | 一〇〇・〇〇 | |
| 六〇〇—七〇〇弗 | 四三・四八 | 一八・四八 | 一二・八八 | 四・六五 | 一・二二 | 一九・三九 | 一〇〇・〇〇 | |
| 七〇〇—八〇〇弗 | 四一・四四 | 一八・一七 | 一三・五〇 | 四・一四 | 一・二二 | 二一・六三 | 一〇〇・〇〇 | |
| 八〇〇—九〇〇弗 | 四一・三七 | 一七・〇七 | 一三・五七 | 三・八七 | 一・一〇 | 二三・〇二 | 一〇〇・〇〇 | |
| 九〇〇—一、〇〇〇弗 | 三九・九〇 | 一七・五八 | 一四・三五 | 三・八五 | 一・一一 | 二三・二一 | 一〇〇・〇〇 | |
| 一、〇〇〇—一、一〇〇弗 | 三八・七九 | 一七・五三 | 一五・〇六 | 三・七七 | 一・一六 | 二三・六九 | 一〇〇・〇〇 | |

| 所得 | 支出 | 食費 | 家賃 | 被服費 | 燃料 | 燈火料 | 雜費 | 合計 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 一、一〇〇—一、二〇〇弗 | 三七・六八 | 一六・五九 | 一四・八九 | 三・六三 | 一・〇八 | 二六・一三 | 一〇〇・〇〇 | |
| 一、二〇〇弗以上 | 三六・四五 | 一七・四〇 | 一五・七二 | 三・八五 | 一・〇八 | 二五・四〇 | 一〇〇・〇〇 | |
| 合計 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | |

United States Bureau of Labor, Eighteenth Annual Report, Cost of Living and Retail Prices of Food, 1904, p. 101.

以上の資料に依り次の結論に到達する。

- 一、所得増加するに従つて食費低減すとのエンゲル法則の實際的論證を得た。
- 二、被服費の割合に就いても所得の多寡に拘らず大凡同一であるとのエンゲル法則に就いては、所得階級の上位にあるものは下位にあるものゝ被服費に比し倍額を示してゐる。米國に於ける調査にありては此の點に於てエンゲル法則中の一條項を訂正すべきものであると云はれた。

三、家賃、燃料燈火料の割合は、所得の多寡に拘らず同様であるとのエンゲル法則を承認すべきものであるが、燃料に就いては所得増加するに従つて比較的支出額が減少してゐることを示してゐる。

四、教育費、娯樂費、保健費に對する支出は、所得増加するに従つてその割合を増加すとのエンゲル法則中の條項は、之れを認むる。

更にエンゲル法則を實際に考察する點に於て好資料を與ふるものは、米國労働統計局が行へる家族人員數の大小と支出額の變化との關係を示したる調査である。これは年六百弗より七百弗の所得を有する貧民階級に於ける家計であつて、次の如き數字を示してゐる。

| 支出 家族 數 | 增加小兒 | | | | | 全 家 族 | |
|---------------|--------------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|
| | 二人 切 婦 | 一 人 | 二 人 | 三 人 | 四 人 | | |
| 食費 | 四〇・〇八 | 四一・九一 | 四三・五九 | 四四・九三 | 四七・二〇 | 四八・六二 | 四三・四八 |
| 家賃 | 一〇・二〇 | 一八・八八 | 一七・八八 | 一七・九三 | 一七・九七 | 一七・〇四 | 一八・四八 |
| 燃料 | 四・七五 | 四・六九 | 四・六〇 | 四・五八 | 四・七九 | 四・四九 | 四・六五 |
| 燈火料 | 一・一八 | 一・一三 | 一・一六 | 一・〇二 | 一・〇九 | 〇・九八 | 一・一二 |
| 被服費 | 一一・四四 | 一二・八一 | 一二・八二 | 一二・八五 | 一三・四五 | 一三・九〇 | 一二・八八 |
| 雜費(娛樂、教育、衛生) | 二一・三〇 | 二〇・五八 | 一九・九五 | 一八・六九 | 一五・五〇 | 一四・九七 | 一九・三九 |
| 合計 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 | 一〇〇・〇〇 |

この表に於て所得一定せる家庭にありて小兒數の増加することは、支出額に對し所得減少せるものと同一である。従つて全家族より小兒數を漸減して觀察するときは、支出額に對し所得増加せることを語るものである。この表に於て上より下へと觀るときには所得減少し、下より上へと觀るときは所得の増加を示すものである。所得の増減を各支出項目に於ける數字に依り知ることが出來、またエンゲル法則の眞を認められる。

猶エンゲル法則に關する研究として認むべき資料がある。それは生活費中絶對的必要費項目たる食料費、家賃、被服費、燈火料及燃料と教育、娛樂、衛生費を包括せる雜費とが所得の増加するに従ひ家計上如何に變化するか。この問題に關し有益なる資料を示したるものはモーア女史、チャピン氏、及び米國勞働統計局の家計調査である。

エル・ピート・モーア女史 Mrs. L. B. More が勞働所得者の家計調査として採れるニューヨーク市の二百世帯に就き、最低所得二百弗より四百弗に至るものより最高所得千二百弗より千五百弗に至るものに對して調査を行つた。この結果に依れば、

一、所得四百以上の家計及び九百弗以上の家計にありては、支出項目中食費の割合は漸減してゐる。
二、家賃は所得の増加するに従つて、之れに對する支出額は漸減する、けれども、千弗以上の所得を有するものにありては漸増する。

三、被服費は所得二百弗より五百弗に至る間にありては、所得の増加するに従つてその支出額も漸増するけれども、所得五百弗より八百弗に至る間にありては甚だしき變化なく、八百弗以上に所得漸増するに従つて大體之に伴つてゐる。

四、燈火料、燃料は所得二百弗より八百弗に至る間にありては、所得の増加と大差ないけれども、八百弗以上に所得増加するに従つて之れが支出額は漸減する。

五、教育、娛樂等の雜費は所得二百弗より五百弗に増加するに従つて、その支出額も増加するが、所得五百弗より六百弗に至る家計にありては雜費支出額は漸減する。但し所得八百弗以上に漸増するに従つて、之れが支出額は漸増する。

(以上モーア女史家計調査統計圖表參照 L. B. More, Wage-Earner's Budgets.)
チャピン R. C. Chapin がニューヨークに於ける三百九十一世帯に就き行へる家計調査に依れば大體に於てモーア女史の調査の結果と一致してゐる。

一、食費の割合は、所得八百弗以下の家庭にありては所得の低減に従つて低減する。
二、家賃は所得の低減するに従つて漸増する。之れは都市に於ける高い賃子の趨勢が住居を求めんとする細民に對してまでも、その生活費中家賃に對し最高の支拂を負擔させるからである。然るに所得の増加するに従つて住居に對しては、より高價なる住宅を要求せずに家賃の支拂をして所得一千二百弗位までは最低限度に留めんとする傾向を示す。けれども所得がそれ以上に増加せるものゝ増加には住宅賃子をして所得に比例せしむるから、家賃支拂の割合が増加すると云ふのである。
この點、エンゲル法則をして大都市の家賃問題に就き訂正せしむる價値ある調査である。而してまた此の點に關しては、モーアの調査と一致してゐる。

たゞ茲に注意しておくべきことは、モリアの調査に依れば、雑費の項目に入れた教育費、娯楽費は所得五百弗以上に増加するに従つて之れが支出額も漸増することを示めし、この點に關してエンゲル法則を立證してゐるが、チャビンに依れば所得一千二百弗より千三百弗に増加するに従つて之れが支出額は漸減してゐることを示し、エンゲル法則に對し反證を擧げた材料になる。

チャビンの家計調査統計表參照 R. C. Chapin, The Standard of Living in New York City, the Apportionment of Expenditures, Elementary Economics, edited by Leon Carroll Marshall, C. Whitney, and James Alfred Field.)

猶日本にありては生計調査の結果に對しエンゲル法則が如何に行はれてゐるかに就きては、本書の卷頭、生活標準調査の概観に説明しておいた。

三 バアロツクの生活標準説

ストレートツフ F. H. Streightoff はその著「米國工業従事員の生活標準」に於て生活標準に於て生活標準に定義を與ふるは困難なりと述べ、ハアバート大學の經濟學者バロツク教授の説を推稱した。

バロツク教授は曰く、如何なる社會に於ても、その各階級に於ける人々は多少に拘らず娯樂贅澤を享有するものである。この娯樂や贅澤の分量に依りて常にその階級の生活標準を下することが出来るものであると。

バアロツク教授は生活標準を實際に享有せる娯樂の程度や種類に依りて説明せんとしたものである。娯樂に對して充たされない欲望は、遂に人を驅つてより高き所得を享有せんと努力せしむるもので、人生進歩の動因たるものである。バロツク教授のこの定義には二つの概念を見出し得る。

先づ第一に娯樂 comforts と贅澤 luxuries とこれである。労働者の經驗より判斷すれば彼等の欲望を大別してパン、穀類、肉類、住宅、酒、茶、タバコ、衣類殆んど斯くの如きものであるに過ぎない。それ故に實際生活に於て毎日労働する所以は、必要以上に餘剰を享有せんとする所にある。

第二に觀察すべき點は、人間の理想的生活標準に對して未だ満足されない欲望の増加と満足とは、實際生活に於ける享有に依り

て決定されるものであると云ふのである。

バアロツク教授のこの説は首肯すべきもので、フランク・ツッカー Frank Tucker に依りて力説せられてゐる。即ちツッカーの語を以て云へば「生活標準とは經濟的及び社會的環境より受くる所得及びその他の條件並に所得に貢獻せる努力に依りて決定される日常の生活分量である。」

生活標準を決定するものは、この學說の他に更に顧みるべきものがある。それは文化的進歩と云ふ題目で、ジョン・ブルツクス Prof. John G. Brooks は云つた。曰く、文化が複雑となるに従つて生活標準は、たとへ不規則ながらも恒常性を保つて向上するものである。生活標準は環境たる經濟所得及び社會的環境と云ふ勢力と共に階級と個人との關係に於ける勢力との二つの點より支配された結果であると云ふのである。これは社會學の見方である。

生活方法を決定する標準として、ストレートツフは更に生活標準に對しても生活の價值あるものと價值なきもの、または高き程度のもとの低き程度のものとの二つの區別を爲して觀察すべきことの必要を力説してゐる。例へば資本家階級に於ける生活標準は労働者の生活標準よりも理想的のものとして果して價值ありやと思考したるが如きは、やゝ文化的研究に偏重したるものたるを免れない。たゞストレートツフは生活に於ける規範的標準と云ふものは、肉體的にも健康を増進せしめ、また精神的發達を遂げしむると共に、道徳をも維持せしむるものでなければならぬと説いた。而して生活費とはこの生活標準を維持するに要する或一定期間の費用の總額を計量したるものであると云ふのである。

(F. H. Streightoff, The Standard of Living among the Industrial People of America, Houghton Mifflin Co.)

Prof. Bullock J. C. The Elements of Economics, P. 41.

Introduction to the Study of Economics, P. 126.

(社會局社會部『生活標準調査に關する資料』八五——一〇二頁)

參考二 消費組合運動

消費組合は消費者が消費者としての立場から組織する協同組合であつて、その指導者の如何に依つて目指す所の目標は異なるが、直接の任務は中間商人の介在を排し、安價なる物資を組合員に提供することによつて彼等の消費者としての利益を擁護し確保せんとするにある。

其の事業の範圍は凡ゆる經濟部門に亘るのみならず文化的方面にも及んでゐるが、その經營は原則として消費者によりて、消費者の爲に行はれる自主的な組織である。消費組合の初歩的經營は、小資本、小規模にて可能な小賣であり、個々の組合は必ずここから出發する。小賣の基礎が確立すれば、次第に其の規模が擴大せられ、生産の經營に迄發展してゐる。尤も精米、パンの製造の如き單純な生産は小組合によつても行はれるが、農場、住宅、病院、保險、ビルディング等の大規模な經營は、大規模の組合によつて始めて行はれ得ることは言ふを俟たない。

消費組合の經營はその技術的な點では勿論資本家的企業と何等異なる所を見ないが、その内部の組織、經營の方針に於ては著しく異り、その立法、行政の如き悉く總會を通じて組合員の意思によつてなされてゐる。

個々の消費組合が如何に發展しても、それによつて今日の巨大な資本家的企業からの壓迫を逃れることの不可能なるは、云ふ迄もない。従てその壓迫をなるべく小ならしむる爲めの必要に迫られて、各組合は互に聯合して大規模の組織を有つてゐる。今日孰れの國に於ても相當数の組合の存する所では、それ等が相提携して一の聯合體を作り大規模な卸賣業務、進んで生産、金融、印刷等の業務を營んでゐる現状にある。而してそれ等の統轄機關として此上に中央會が設けられてゐる。更に一八九五年以後、消費組合の世界的な組織として國際消費組合聯合が成立して各聯合會の聯絡をはかつてゐる。

消費組合の濫觴は、十八世紀末英國に於てナポレオン戰爭によるパン價の暴騰を防止する目的を以て設立せられた三つの小消費組合であると云はれてゐる。十九世紀の初めに當つて、ロバート・オーウエンは其のユトピアニズムの立場から營利を目的とする自由競争の排除、協同生産と生産物の協同的分配を標榜して立つた。その主張に基いて消費組合が組織され、一八三〇年には其數二

六六を數ふるに至つたが、英國の資本主義發展の當時の状態はその發展を許さず、遂に十數年にしてオーウエン主義の組合は全く消滅した。然し彼の思想が後日の消費組合運動に大なる影響を與へたことは、争ふべからざる事實である。

其の後一八四四年、英國の小都會ロッチデールのフランネル職工二十八名によつて、二十八磅の小資金を有する消費組合が設立された。今日世界に於ける消費組合が此のロッチデール組合の流を汲むものであることは、嘗て國際消費組合に於ても認められた所である。ドイツ・フランス其の他歐洲大陸諸國の消費組合は、殆どイギリスに追従して發達して來たと云へよう。最近に於ける世界の消費組合運動の實勢を知るために、一九二四年現在に於ける主要國における組合及組合員の推定概數を示さう(大思想エンサイクロペディア、第三〇卷『社會辭典』による)。

| | 組合數 | 組合員數 |
|---------|--------|-----------|
| ソヴイエト聯邦 | 一一、二六四 | 七、二二七、六一八 |
| イギリス | 一、三六七 | 四、六四五、〇〇〇 |
| ドイツ | 二、五九四 | 四、四〇〇、〇〇〇 |
| フランス | 四、三〇〇 | 二、三二九、八六九 |
| ポーランド | 三、三二二 | 一、〇〇〇、〇〇〇 |
| 日本 | 一一〇 | 一一六、七八四 |

以上の數字に於て我國のものは、産業組合法によつてゐる市街地の購買組合のみを包含するが、それにしても我が國に於ける消費組合運動は甚だ微弱である。元來、我が國の消費組合は從來單に、經濟用品を取扱ふものとして購買組合中に包含せられ、各種産業組合の附随的事業として僅かにその存在を持續して來たに過ぎざるのみならず、寧ろ異端視せられ、往々にして壓迫さへも蒙つた。然し乍ら、歐洲大戰直後に於ける物價の激騰は、自然發生的に消費組合の勃興を促し、殊に大正十二年關東消費組合聯盟の創立を見るに及んで、この氣運は著しく助長せられ、今や既成産業組合に對する一大脅威として力強き歩みを進めつゝある。最近

に於ける我が國の消費組合發達を産業組合中央會の調査に就いて見るに、

| 年 | 組合數 | 組合員數 |
|-------|-----|---------|
| 明治九年 | 二 | 二、一八四 |
| 明治四四年 | 一九 | 九、六二九 |
| 大正五年 | 二七 | 一四、〇八六 |
| 大正一〇年 | 八五 | 五九、一四二 |
| 大正一一年 | 一〇一 | 六八、四六八 |
| 大正一二年 | 一一一 | 一〇二、六七五 |
| 大正一三年 | 一二〇 | 一一六、五〇二 |
| 大正一四年 | 一二九 | 一一九、九四六 |
| 昭和二年 | 一四七 | 一二五、一八八 |
| 昭和四年 | 一四九 | 一三三、〇三六 |

尙昭和四年末に於ける構成員別組合及組合員の數は次の如くなつてゐる。

| 構成別 | 組合數 | 組合員數 |
|-----------|-----|--------|
| 一般市民 | 九一 | 六〇、七六〇 |
| 労働組合 | 一一 | 六、六二五 |
| 會社、官廳、學校等 | 四〇 | 五一、五七四 |
| 特殊營業者 | 四 | 四五五 |
| 其他 | 二 | 一三、〇三六 |

然し、此の數字は消費組合の實勢力を餘程内輪に示すに過ぎない。理由の一つは市街地以外殊に鑛山地方には古くから、進歩的農村組合には近年、可なり消費組合が盛であること、いま一つは、右は専ら産業組合法に據つたものであるが事實消費組合の中には該法に據らないものが相當にあることである。上の數字に於て労働者消費組合の數の甚だ少いのは此の理由からに外ならない。

右の中、一般市民組合は凡ゆる職業の市民を組合員とするものであるが、大部分は官吏乃至會社員であつて、これに屬する主なるものには、東京の家庭購買組合、京都の京都購買組合、大阪の浪花購買組合、神戸の神戸消費組合、兵庫縣の灘購買組合等がある。會社内の組合の典型的なものは日本製鋼所員組合、三池共愛組合等であつて、元來事業主或は資本家の恩惠的施設として其の統制下に發達せしめられたものであり、然かも掛賣が極めて多く、會社のトラクタ・ショップと化するを常とする。官廳内組合の最たるものは逓信共済購買組合である。學校内消費組合としては最近學生消費組合の設立を見るに至つたが、東京學生消費組合の發達は年々その著しさを加へつゝある。然しながら、歐洲大戰以後に於ける消費組合運動の一大特徴は労働者階級の消費組合の發達である。その先驅をなしたものは、其後再度の分裂騒ぎを演じた日本労働總同盟の組織するものであつた。一つは大正八年四月頃總同盟鐵工部の京橋聯合組合及び城南聯合會在原支部に所屬する組合員より成る月島購買組合（震災により解散）であり、他は神奈川縣下に組織された川崎信用購買組合である。しかも此等の組合とは直接何等の關係なく、大正九年から大正十年にかけて、東京並に阪神地方に労働者階級の自主的消費組合が勃興した。此等の主組合は殆ど二分派に分たれる。一つは岡本利吉氏を盟主とする消費組合「共働社」の運動であり、他は賀川豊彦氏を盟主とする消費組合運動であつた。前者の先驅は大正九年十月「純労働者を生みの母として」東京市外大島の工場地帯に生れた「共働社」であつた。阪神地方の運動の中心は大阪の共益社と神戸の神戸購買組合（今日の神戸消費組合）であつた。此の二組合は其後各種の事情から工場労働者の脱退を見、市民的消費組合として立直りつゝあるが、「共働社」の運動は依然として大部分が労働者消費組合として發展して居る。

其の後の之等の消費組合運動の發達は着々その歩を進め、總同盟系の消費組合運動は殊に總同盟の方向轉換後次第に擴大され、大正十三年には關東釀造組合野田支部聯合會によつて野田購買利用組合が設立され（組合員一千三百を擁し典型的労働者消費組合

とされてゐたが、前年の大争議の結果解散の止むなきに至つた。大正十四年には大崎消費組合、購買組合共榮社の設立を見た。大正十五年全國大會の際消費組合の設置促進の件を上げ、爾來大會毎に關係消費組合の消費組合全國協議會を開催して諸社の報告研究をなしてゐる。又關東同盟は關東消費組合の連絡統一を圖る爲め、同盟内の事業部を擴張し、關東労働消費組合同盟を組織した。昭和四年度總同盟大會報告書に依れば、同年九月現在に於ける關係消費組合は二十一を數へ、組合員數は四八一人に達してゐる。又「共働社」の消費組合運動も携みなき努力によつて次第に發展し、大正十一年には、消費者聯盟なる聯合體を組織し、更に大正十五年の大會に於て關東消費組合聯盟と改稱して全國的運動への一步を進めた。その後の聯盟の活動は眞に目覚ましく、昭和三年に於ける加盟組合二十、出資總額二萬四千三百圓、各組合への配供高一ヶ月平均八千圓乃至二萬圓に達した。然るにこの頃より聯盟内部に左右兩翼の對立を生じ事毎に拮抗してゐたが、遂に昭和四年九月右翼派の聯盟執行委員長たる東京共働社の金田廣一氏が突如辭表を提出したことによつて表面化され、十月六日の臨時大會を機として、東京共働社を始めとして江東消費組合、北豊島協同組合、大崎消費組合、豊多摩共働者、勞友社の六組合は脱退を宣し、ここに聯盟は分裂するの止むなきに至つた。残留十五組合は直ちに聲明書を發して眞相を明かにすると共に、新に岡本利吉氏を執行委員長に推し、今後の活動に備へた。昭和五年三月現在に於ける加盟組合は一九を數へ（但し一つは準加盟）、十三の取引組合と五の連絡組合を有する。前記の脱退六組合は、直ちに消費組合聯合準備會を組織し、消費組合の右翼結成に努めつゝあつたが、昭和五年七月六日、消費組合聯合會が創立された。その當時之に加盟したる組合は一一を數へ、九の取引組合と十六の連絡組合とを有つてゐる。その他、日本労働組合總聯合會消費組合（昭和四年度に於ける關係組合數は關西聯合會に依れば二十一である）、全國労働組合關係の消費組合、武相聯合消費組合、日本築業労働總同盟所屬の消費組合、海軍聯盟加盟労働組合の購買部等があり、夫々活動してゐる。尙ほ消費組合運動として特異なるものは舊日本労働組合評議會關係のそれであらう。舊評議會はそれ自體が餘り長くは存続しなかつた爲めであらうが、その指導下に成立した消費組合の數は極く少數であつたし、亦現在でもさうである。然し舊評議會が消費組合運動の重要性を充分に認識して居たことは、本支部會の議趣の中にも見出され得る。其の主張する所に依れば、消費組合は超階級的な機關でないのは勿論、平和

的建設的事業なりとして宣傳される單なる組織でも、純然たる經濟施設でもない。消費組合は階級闘争の一機關である。故に全無産階級が協力して積極的に參加するの必要あるを説き、或は之が設立を促進せしめんとし、更に全無産階級が此の消費組合運動に對して如何に働きかけ又如何に此れが運動方針を決定すべきかを第三回大會議案の内容とした。昭和四年三月評議會の解散後、共產主義系の労働組合の再組織運動は日本労働組合協議會を中心として行はれて來たが、當局の監視嚴重なるため表面的活動なく幹部その他一切不明であり、従つて其等組合に所屬する消費組合の現勢も亦知るに由なき状態にある。尙ほ消費組合運動の最近の情勢を述ぶるに當つて見逃せないものは農村消費組合の勃興である。既在産業組合の地主化と労働者消費組合の發達に刺戟されて勃興の氣運に向ひつゝあつた農村消費組合は、最近各農民組合が、消費組合を以て非争闘的なりとして重視しなかつた態度を抛棄し、積極的にこれが促進を決意するに至り、漸く實行期に入つた。昭和四年末現在に於ける農村消費組合の數は三十に達してゐる。尙、農村消費組合の普及發達を計る機關として農村消費組合協會がある。同協會は大正十四年に設立され、本部を大阪に置き、理事賀川豊彦氏、會長杉山元治郎氏、その他に監事若干名を置き事務を處理してゐる。將來各組合の聯合會たらんとするものである。以上、我が國の消費組合運動の最近に於ける動向を簡單に述べた。我が國の消費組合運動が歐洲諸國に於ける此の運動に比して甚だその勢力の微弱なるは否定出来ないとは云へ、労働運動の今後の發展と共に、消費組合運動の發展も亦、近時の情勢から窺ひ知られるであらう。——以上の叙述は、協調會「最近の社會運動」及び東京政治經濟研究所「政治經濟年鑑」を參考としてなされたものである。

第三節 勤儉貯蓄と保險

さきに、一家の生計の原則は入るを計つて出づるを制するに在り、といつた。此の原則に對して二つの點が注意されねばならない。その一は積極的に收入の増加を圖ることであり、その二は消極的に出費を少くすることである。收入を如何にして増すかといふことに就いては後に述べる

所があらう。茲では唯如何にして出費を少くすべきかを考察しよう。だが出費を少くすることは單に消極的に過ぎないものだから、積極的に収入が多くなりさへすれば、出費が多くなつても差支ないのではないかと、いふことに就いての疑を解いておかなければならない。出費を少くすることは緊縮とか節約とか節儉とかいはれて居り、これは人の經濟生活に於ける一大美德であつて、如何なる場合に於ても、身を離すことの出来ないものである。高等小學修身書卷一第十七課に金原明善翁の質素であつたことが、

「金原明善は靜岡縣の人、天保三年、天龍川のほとり和田村に生まれ、大正十二年九十二歳の高齡を以て没した。終生勤儉力行、己を忘れて人のために圖り、天龍川の治水を始め、幾多公益の事業に力を盡くして、其功績が頗る顯著であつた。

明善は相應の資産を有し、獨力で銀行を經營する程であつたが、常に粗食に甘んじ綿服をまとひ、専心業務に勵んで少しも倦まなかつた。又どんな物でも決して粗末にせず、状態は反古でみづから作つたものを用ひた。手拭が古くなつてもそれを捨てないで、きれいな部分は縫合はせて用ひ、きたない部分は雑巾にして使つた。

明善は外に出る時は粗末な下駄をはいて、徒歩で行くのを常としてゐた。又遠方へ行く時は汽車に乗つたが、それも必ず三等車に乗つた。嘗て岐阜縣知事から、治水、植林の事について其の意見を聞くために招聘されたことがあつた。縣の有志の人達は岐阜驛まで出迎へて、一二等車の方ばかりに目をつけてゐたが、降りた客は皆出てしまつても、一向其の人らしい姿が見えない。一同「どうしたのであらう、一汽車後れたのか。」などと言つて次の汽車を待つてゐると、縣廳から、「金原さ

んが只今見えたから直ぐ來てもらひたい。」と電話がかゝつたので、一同は互に顔を見合はせた。見附からなかつたのもつとも、明善は木綿の着物に股引をつけ、草鞋をはいた質素なみなりで、三等車から降りて徒歩で縣廳へ行つたのである。

明善は常に人を戒めて、「衣食住は其の華美を望むときは際限のないものであるから、みづから制限して足ることを知れば、一生の幸福といふべきである。制限の工夫には先づ目をつぶつて世の衣食住に窮して居る人々の身の上を思ふがよい。同胞の中にかやうな者が多いことを考へれば、自分の榮耀が却つて恥づかしくなる。」と言つた。」

と記載されてゐるが、自づから襟を正したくなるやうな話ではないか。

昭和四年七月濱口政府は、「財政の緊縮、公債の整理、金輸出解禁が我財政經濟建直しの爲急務なることに付き國民の理解を求むると共に、國民全般が協力して消費節約を爲すの必要を自覺勵行し、質素勤勉貯蓄等の美風を涵養せむことを獎勵する爲新に舉國的なる公私經濟緊縮の大運動を起し、廣く朝野の戮力を求め、大いに本運動の趣旨の普及徹底を圖ることに努むることとなつた。是れ蓋し戰時好況時代に馴致せられたる浮華放縱の弊習尙深く人心を浸し、國民精神の弛緩著しく他面久しきに亘る産業の萎微不振、貿易の逆調、爲替相場の低落等の爲我が財政經濟が極度の難局に陥れるに鑑み、政府自ら中央地方の財政を整理緊縮すると共に一般國民の自覺奮起を促し、舉國一致勤儉力行に依り國民經濟の根底を養ひ、當面の難局打開に努め、他日躍進の素地を作り、國力の充實伸張を圖らんが爲に外ならぬ。乃ち政府は八月九日閣議の決定を経て、内務大臣を會長とし、内務、大藏、逓信、農林、商工の各省官吏を委員とする公私經濟緊縮委員會を組織し、公私經濟緊縮運

動に關する計畫、宣傳實行促進の中央機關たらしめ、全國的に本運動を開始したが、今私經濟に關する實行要目として掲げられ之が勵行に努めたる事項の主要なものを擧ぐれば次の如きものである。

「社交儀禮ニ關スル事項」

- (一) 宴會ハ已ムヲ得サル場合ノ外之ヲ開カサルコト
 - (二) 婚儀ハ嚴肅ヲ旨トシ簡素ニ之ヲ行ヒ特ニ調度祝宴、贈答等總テ簡易化ニ努ムルコト
 - (三) 葬儀ニ於ケル生花、造花ノ贈呈、香奠返シ等ハ成ルヘク廢止スルコト
 - (四) 入退營ノ送迎ハ簡素ヲ旨トシテ贈答、饗應、土産等ハ成ルヘク之ヲ廢止スルコト
 - (五) 年末年始中元ノ儀禮ハ之ヲ簡易化シ廻禮形式ノ贈答品ハ成ルヘク廢止スルコト
 - (六) 神詣ノ晴着等ヲ質素ニスルコト
 - (七) 贈答品ハ實質ヲ旨トシ外形上ノ虚飾ヲ避クルコト
 - (八) 年賀狀ハ節約シ縣内ノ者ニハ成ルヘク廢止スルコト
 - (九) 松飾ハ成ルヘク質素ヲ旨トスルコト
 - (一〇) 出産祝、紐解祝ノ如キモ華美ニ流レサルニ努メ招宴ヲ簡素ニスルコト
- 家庭經濟ニ關スル事項
- (一一) 豫算生活及現金直接買ヲ實行シ婢僕ノ使用等ハ出來得ル限り之ヲ廢止ニ努ムルコト
 - (一二) 節酒、節煙又ハ禁酒、禁煙ヲ勵行スルコト
 - (一三) 瓦斯水道、電氣等ヲ浪費セサルコト

- (一四) 食料品ノ撰擇ハ榮養價值ヲ主トシテ成ルヘク高價ナル食料品ノ使用ヲ避クルコト
 - (一五) 買物ノ際ニハ品物ヲ能ク吟味スルコト
 - (一六) 家計簿ヲ作製シ收入支出ヲ計算スルコト
 - (一七) 衣食住ハ質素實用ヲ旨トシ華美虚飾ヲ避クルコト
 - (一八) 寶石、貴金屬等ノ高價ナル裝身具ヲ廢止スルコト
 - (一九) 婦人ノ經濟知識ヲ向上シ消費經濟ノ合理化ヲ計ルコト
 - (二〇) 農家ニ於テハ特ニ自給肥料ノ造成ニ努メ金肥ノ使用ヲ節スルコト
 - (二一) 住宅ノ構造及設備ハ虚飾ヲ避ケ衛生及防災等ニ重キヲ置クコト
 - (二二) 臺所ノ改善ヲ圖リ能率ノ増進ト有效ナル消費ヲ獎勵スルコト
 - (二三) 燃料ノ合理化ヲ圖ルト共ニ使用後ノ消火ニ留意スルコト
 - (二四) 廢物ノ利用ヲ工夫實行スルコト
 - (二五) 廢物蒐集ノ利用ノ施設ヲ講スルコト
- 勤儉貯蓄ニ關スル事項
- (二六) 愛國貯金其ノ他貯金組合ヲ設ケ實行ニ努ムルコト
 - (二七) 規約貯金、共同貯金、收入天引貯金等ヲ勵行シ可成簡易保險ニ加入スルコト
 - (二八) 官公署、會社、工場、學校ニ於テ既ニ實行シツツアル義務貯金ノ増額又ハ繼續實行ニ努ムルコト
 - (二九) 生活ニ餘裕アル者ト雖モ無爲徒食ヲ戒メ勤勞ヲ尙フノ氣風ヲ馴致スルコト

- (三〇) 適當ナル副業ニ力ヲ致シ空地ノ利用ヲ爲ス等勤勞生活ヲ尊フコト
- 國產愛用ニ關スル事項
- (三一) 優良國產品ノ調査推獎ヲ爲スコト
- (三二) 國產品ヲ愛用シ努メテ外國品ヲ使用セサルコト
- (三三) 已ムヲ得サル場合ノ外外國品ノ使用ヲ廢シ國產品ヲ愛用スルコト
- (三四) 生産販賣道德上ノ向上ヲ期スルコト
- (三五) 「ジョーウィンドウ」ヲ國產品愛用宣傳ノ爲使用セシムルコト
- 能率増進ニ關スル事項
- (三六) 産業組合ノ設置ニ依リ業務上ノ福利並能率ノ増進ヲ圖ルコト
- (三七) 仕事ハ計畫ヲ樹テ能率ヲ擧クルコト
- (三八) 畜力機械力等ヲ利用シ能率ヲ擧クルコト
- (三九) 共同事業ニ依リ能率ヲ擧クルコト
- (四〇) 勤勞ヲ獎メ生産能率ノ増進ヲ圖ルコト
- (四一) 副業家庭内職ヲ獎勵シ餘剩勞力ノ利用ニ努ムルコト
- (四二) 各自ノ業務ニ精勵シ能率ノ増進ヲ圖ルコト
- (四三) 能率増進ヲ圖ル爲時間ノ勵行事務簡捷ニ留意スルコト
- 時間尊重ニ關スル事項
- (四四) 時間ヲ尊重シ時刻ヲ勵行スルコト

(四五) 就業時間ト休養時間ヲ明ニ區別シ就業時間中ニ能率ヲ擧クル様工夫スルコト

(四六) 訪問ハ實用ヲ旨トシ時間ヲ嚴守シ用談ヲ簡潔ニシ手土産餐應ハ成ルヘク之ヲ廢止スルコト

(四七) 執務休息食事就寢等ニ關シ規律的生活ヲナスコト

何れも適切な事項ばかりである。

勤儉節約によつて所得に剩餘が生ぜしめられた場合には、これを不時の用に備へ、又は將來の發展に資する爲に適當な方法で活用しなければならぬ。その方法の一は貯蓄であり、他は保險である。金錢を單に算笥や筐底に藏しておくことは所謂死藏であつて、社會人として決して執るべき態度ではない。

貯蓄の通常の方法は、(一)郵便貯金、(二)貯蓄預金、(三)當座預金、(四)定期預金、(五)信託預金等である。之等各種の貯蓄の利害得失に就いて豫め心得ておく必要がある。

郵便貯金 國家に預入れておくのであるから最も確かであり、然かも現在高證明を受けておきさへすれば、日本中何處の郵便局でも拂戻を受け得るから甚だ便利である。然し利子が他の貯金に比して稍低いことは初めから注意せねばならない。月の十五日までに預入れた分に就いても、また十六日以後に拂出しを受けた分に就いても半ヶ月分の利子が附せられるのであるから、預入及拂戻の日などにも出来るだけ注意する必要がある。例へば、一日に預ける代りに前月の末日に預ければ、一日の違ひで半ヶ月分の利子だけ多くなり、又十五日に拂戻を受けるところを十六日にすれば、之また半ヶ月分の利子だけ多くなるわけである。通帳に示されて居る郵便貯金の「制度

のあらまし」のうち預入と拂戻とに關するところを茲に轉載しよう。

『記號番號 この貯金に就て御申出の場合には通帳の記號番號が必要であります。

預入 一口拾錢以上總額二千圓迄。

拂戻 左記の通りであります。

通常拂 郵便局を経て拂戻證書發行の手續を求め其の送付を待つて指定の郵便局で現金を受取ります。

即時拂

一、豫め原簿所管廳の「現在高證明」を受けて置かるれば何れの郵便局でも拂戻を受けることが出来ます。

二、「現在高證明」のない通帳で拂戻を受けるには、

(イ)預け入れた郵便局では其局に預入した金額まで。

(ロ)他の郵便局では正當本人たることを確認した場合に限り一日三十圓迄。』

右は通常の郵便貯金であるが此の外に規約貯金(組合規約により拂戻に制限を附して預入した貯金をいふ)、据置貯金(最初數回に亘つて預入し、其の後一定の据置期間を経過した後に拂戻すもの、例へば最初一ヶ月間に隨意に預入れて、其後五ヶ月を据置期間とし合計六ヶ月の後に拂戻を受けるものをいふ)、共同貯金(貯金者共同し、總代の名を以て預入れたものをいふ)等がある。尙此の外に振替貯金といふ便利なものもある。振替貯金といふのは振替計算の爲にする郵便貯金をいふのであるが、之に加入せんとする者は、所定官廳に口座の開設を申請し、基本預金十圓を添へ承

認を受けなければならぬ。其後、加入者又は其他の者から現金又は所定の證券に依る拂込があるときは、此の口座に受入れる。又口座加入者相互間の貸借の決済は、口座相互間の貯金の振替によつて行はれる。即ち郵便局に依頼して一方の加入者の貯金中から支拂に必要な金額を、支拂を受くる他方の加入者の貯金中に轉記せしめることに依つて、兩者の貸借は現金の支拂手續を省略して郵便局の帳簿の上だけで決済されるのである。更に加入者自ら現金を拂出し、又は他人に現金の拂渡をなさんとする場合には、口座の貯金から拂出される。従つて振替貯金は、加入者から云へば、一々現金を授受したり、爲替を受け取つたり、拂出したりする手續が省かれるばかりでなく、現金送付の手續と危険を省き、且つ其收支の計算は郵便局がやつて呉れるのであるから、頗る都合のよいものである。又口座に金を拂込む人から見れば、普通の郵便爲替による送金よりも安全であり、且つ要件迄も認むることの出来るといふ利便もある。尙ほ郵便局から見れば、手数料ではあるが、現金の出入の度が尠く、計算の上では異動はあるが、預金は安定してゐるから、預金としては最も安全なものである。

貯蓄預金 これは郵便貯金を民營で行つて居るやうなものである。元來貯蓄銀行は一般の人々の貯蓄を目的とするのであるから、預金も普通銀行の如く十圓以上といふ制限はなく、又國家の嚴重な監督を受けてゐるから確實である。又預入及び引出は隨時通帳によつて爲すことが出来るから便利でもある。利子は貯蓄銀行法の規定によつて複利計算によることになつてゐる。尙ほ貯蓄銀行は此の外、据置貯金、定期積金(一年、二年、三年、五年を期間とし、其の期間中毎月一定の金額を預入れて期限に至つて拂戻すもの)、定期預金(後述する)をも取扱つてゐる。

當座預金 これは預金者が預金をしてゐる銀行に對して、その預金高までは何時でも引出し得るものである。預金を引出さうとする場合には、銀行宛に振り出す小切手によらねばならぬ。かく預金者は銀行と所謂當座勘定を開くことによつて、自分の出納事務を銀行にやらせることになるから、家に少しも現金をおくことなしに凡ゆる支拂が出来て安全でもあり便利でもある。然し銀行の側から云へば、支拂準備金の必要も大きく手數も要するものであるから、當座預金の利子は他の銀行預金に比して低い。

特別當座預金 これは郵便貯金や貯蓄預金と似たもので、日常生活の便宜のために貯蓄の意味で銀行に預金するのであるが、唯一口十圓以下の預金を受け付けられない所が、前二者と異なる點である。當座預金に比して小口であり、且つ利子が高い外、小切手の使用が許されてゐない點も異つてゐる。

定期預金 これは銀行の預金支拂期が豫め一定してゐるもので、今日わが國に於ては、銀行間の協定によつて六ヶ月以上の期間と定つてゐる。従つて預金者はその期間内には自分の預金でも引出すことが出来ないのを原則とする。然しその代り他の預金に比して割合に高い利子が拂はれるといふ便宜がある。

銀行預金には以上の外に通知預金がある。これは預金者が銀行に對して預金の引出の豫告をしなければ引出し得ぬ預金であるが、主として大商店、大會社の一時的遊資の預入れとして利用されてゐる。利子は當座預金よりは高くなつてゐる。

銀行預金以外に尙ほ貯蓄の手段として信託預金及び信用組合貯金がある。信託預金は、一口五百圓以上の金銭を、二ヶ年以上の期間信託會社に預けて、その運用範圍を例へば銀行に預金すると

か貸付けるとか又は有價證券を買ふとか指定するもので、信託會社は其の指定通りに資本を運用して收益を擧げ、年二分五厘以内の運用手數料を差引き全部を預金者に交付する。而して萬一運用益金が少いことがあつても、信託會社は、わが國では預金を預る時にこの信託預金に對して五分五厘以内の利益配當を豫め保證することを得るやうに規定されて居り、事實又會社側でも必ず利益保證をするのが例となつてゐるから、此の點信託者にとつて非常に利益である。次に信用組合貯金に就いてあるが、信用組合は元來主として中流以下の産業者が、相互救助の目的を以て組織せられたものであり、一方に於て産業に必要な資金を組合員に貸與すると共に、他方組合員に貯蓄の便をも與へてゐる。我が國に於ては、一般に信用組合貯金に對する利子は非常に高率であるから、此點は預金者にとつて利益であらう。

我々が生活して行く間に種々の事故が起つて、それがために金錢の必要を生ずる。貯蓄が斯かる必要に對して備ふる手段であることはいふ迄もないが、保險も亦種々な事故によつて惹起される經濟上の危険から我々を保護する有效な手段である。蓋し保險は一定の事故の發生によつて或る人が被つた生命又は財産上の損害を同一の危険に曝されて居る多數の人に分擔せしめる組織だからである。故に一定の金錢を支拂つて生命又は財産を保險に附して置くと、一朝危険を被つた時、これから生ずる經濟上の苦痛が緩和される。従つて生計上にも事實上にも非常な便利と安心とを受け、個人又は事業の經濟を安心せしめ得る。

保險當事者は保險者と保險契約者である。保險の掛金を保險料と稱し、之を人々から受取つて事故の發生した時に填補をする事務を行ふ者が保險者で、彼を信頼して一定の保險料の支拂を爲

す者を保険契約者又は加入者といふ。事故の發生に際して支拂はるべき金額又は金額の限度を
 保険金額と稱し、之を受取る者を被保険者といふが、尙生命保険にあつては被保険者は保険の目的
 と成れる人で、彼以外に保険金受取人を指定し得る。之を要するに、保険は、保険契約者が豫め保険
 者と結んだ契約に基き、一定の保険料を支拂ひ、契約中に保険事故が起つた場合に、被保険者又は保
 險金受取人が、約束の保険金の支拂を受ける仕組になつてゐるのである。

保険の事務を行ふ營業を保險業といふが、我が國では保險業を行ふには株式會社又は相互會社
 でなければならず、その上に政府の免許を要する。相互會社といふのは、保險に加入した者が互に
 保險業者となる組織で、協同組合の一種である。現在に於て實際には生命保險にのみ相互會社が
 存在する。尙ほ我が國では政府の管掌する保險がある。

保險の種類は現在實に多く、且つ保險の目的となり得る災害の増加及び保險技術の進歩と共に
 益々増加の趨勢にあるが、之を大別すれば生命保險と損害保險との二種となし得る。

一、生命保險　これは人の生命身體に關する經濟上の危險を保險するもので、人の生存死亡に
 關するものを狭義の生命保險といひ、この他に廣義の生命保險中には疾病保險、傷害保險、廢疾保險、
 失業保險等の所謂社會保險も含まれる。

狭義の生命保險は、私的生活の方面から見れば大體に於て貯蓄預金と同様な性質を持つもので、
 其の異なる所は、貯蓄が常に各貯蓄者の拂込みたる金の元利を支拂ふに反して、生命保險は其拂込金
 の多寡に拘らず、人の生死を條件として最初に契約したる金を支拂ふ點にある。勿論、自分が中々
 死なないものと豫定し、算盤を以て保險の掛金を計算してみると、生命保險は決して割のいゝもの

ではない。特に簡易保險に於て然りである。然し人の壽命は老少不定である、明日をも知れぬ。
 又何時如何なる事故が突發するか測り知れぬ。その萬一を思へば、保險の必要もはつきりするで
 あらうし、且つまた、生命保險は一種の拂出しの出来ない強制的な貯金のやうなものであるから、苦
 しい／＼といひながら拂込んでゐる保険料が、何時の間にか大きな額に達するのである。ふり返
 つて見ると、生命保險に加入しなかつたからとて別にそれだけ貯蓄が出来て居るわけではない。
 これこそ、人間の弱點を善用する側から見た生命保險の一效用である。

狭義の生命保險は、死亡保險、生存保險、養老保險の三種に分つことが出来る。死亡保險は被保險
 者死亡の場合に、保險金を受取るもので、概ね終身保險であるが、稀には危險な仕事に従事する人な
 どが、一年二年と短期間を限つて契約する定期保險もあるけれども、我國では餘り行はれて居ない。
 生存保險は、被保險者が一定期間生存した場合にのみ、保險金を受取るもので、五十歳受取生存保險、
 教育資金保險、結婚資金保險等が之に屬する。生存保險に類似するものに徴兵保險があるが、これ
 は一定年間生存するといふ條件の外に、現實に入營するといふ條件が加つてゐるから、普通の生存
 保險とは趣を異にする。尙ほ此の外に生存保險の一種に年金保險がある。普通の生存保險が、通
 常一定期間生存した場合に一時に保險金を支拂ふに對し、此の年金保險は被保險者の生存中年々
 一定金額を支拂ふものであつて、丁度恩給年金と同様な仕組である。政府の經營する郵便年金は
 即ち此の年金保險である。此の郵便年金は、郵便局で取扱はれ、年金契約者が一定期間掛金を續け
 るか又は一時に掛金を拂込むときは、即時又は一定の年齢に達した時から死亡に至るまで、年額二
 千四百圓以下の約束せる年金の支拂を受けることが出来る。養老保險は、死亡保險と生存保險と

を混合したもので、一定年齢に達した場合でも、それ以前に死亡した場合でも、保険金を受取るもので、我が國では現在これが生命保険中最も多額を占めてゐる。尙政府の管掌する簡易生命保険は、終身保険と養老保険とに限られ、主として中流以下の一般國民を目的とした生命保険であつて、郵便局で取扱はれる。その特徴とする所は、保険金額が小額で最高限を四百五十圓としてゐること、被保険者の年齢に制限を加へ十二歳以上六十歳としてゐること、契約に際して身體検査を行はないことなどである。

廣義の生命保険中には、前述の如く、諸種の社會保險が含まれる。此種の保險は工場労働者の増加と共に益々その必要が増大する。社會保險の範圍は専ら勤勞によつて生活の資を得る階級に限られ、その目的とする所は、斯かる勤勞者の勞働能力が疾病、妊娠、出産、傷害、老衰、廢疾、死亡により減少又は消滅し、又天候或は市況の變動によりて其の利用すべき機會を喪失した場合に、療養費、埋葬料、生活費等を支給することにある。故に社會保險は疾病保險、母性保險（妊娠、出産等に對する保險）、傷害保險、老衰保險、廢疾保險、寡婦保險、孤兒保險、失業保險等よりなるのである。社會保險は社會政策的なものであるから、保險加入の任意なもの外に、強制的なものがある。何れにしる、保險加入者は一定の標準に従つて、保險料を醸出する義務のあることは云ふまでもない。併し乍ら實際に彼等の比較的少額な所得から之を支出させることは困難であるから、多くの社會保險に於ては、國家が補助を與へる。或は國家と雇主と加入者との分擔醸出の制度を採り、雇主の負擔を強制する場合も尠くない。

我が國に於ては、昭和二年一月から健康保險の名の下に、疾病、傷害、死亡、出産等の社會保險が一括して行はれてゐる。今其の概要を述べれば、健康保險加入者には強制的のものと任意的のものがある。

「工場法第一條ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場又ハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場若クハ工場ニ使用セラルル者」は、臨時に使用せらるるものにして、勅令を以て指定するもの、及び一年の報酬千二百圓を超ゆる職員を除き、全部被保險者たることを強制せられ、其他の鑛業、工業、交通業等に從事する者は、一定の條件の下に、任意に包括的に被保險者となり得るのである。尙任意的加入には、従來被保險者たりし者が、其資格を失つた後直ちに申請して繼續被保險者となる場合がある。此等の者が組織する保險團體を主宰し、保險を掌るものは、原則として健康保險組合であり、健康保險組合員に非ざる者が加入者たる場合には、政府が之を司る。保險に要する費用は、政府と事業主と加入者との三者が之を分擔する。即ち保險料は、事業主と其使用人たる加入者とが各々 $\frac{1}{2}$ 宛を負擔し、國庫は各保險組合の保險給付に要する費用の $\frac{1}{10}$ を負擔する。但し加入者の負擔すべき保險料額は、一日に付報酬日額の $\frac{3}{100}$ を超過することを得ず、國庫の補助金も其總額が加入者一人に付一年平均二圓の割合を超過すべからざることになつてゐる。加入者に疾病、負傷、死亡、又は分娩の事故が起りたる場合には、療養の給付、傷病手當金、埋葬料、分娩費又は出産手當金が支出せられる。療養の給付は診察、施藥、手術等であるが、必要な場合には、療養費を支給することも出来る。傷病手當金は加入者が療養の爲め業務に服し得ざる期間支給せられ、一日に付報酬日額の $\frac{60}{100}$ に相當する金額を、業務上の事故による休業に對しては、即日より、業務外の場合には、休業以後第四日目より支給せられる。療養の給付及び傷病手當金の支給は原則として同一の疾病又は負傷及び

之に因りて發したる疾病に付其保險給付を始めたる日より起算し、百八十日を經過したるときは之を止めるのである。埋葬料は加入者の死亡した時其報酬日額の三十日分に相當する金額若し夫れが三十圓に満たぬ場合は三十圓支給せられる。又分娩費は二十圓を支給せられ、出産手當金は産前産後の休養中一定の期間傷病手當金と同額を支給せられる。又加入者を産院に收容し又は助産の手當を支給する場合もある。

社會保險中、失業保險は諸外國に於て社會政策的施設として弘く實施されて居るが、我が國に於ては未だに此の制度は政府の實施する所とならない。僅かに東京、大阪、神戸の三大都市に之を實施するものとして、日傭労働者の共済組合があるだけである。即ち東京市労働者共済會、大阪市労働共済會、神戸労働保險組合がこれである。失業が慢性的性質を帯びて來た現在に於て、失業救済施設としての失業保險制度の設置は焦眉の急務であらう。

二、損害保險　これは財産に關する經濟上の危険を保險するもので、危険の分散が主たる目的で、生命保險の如く貯蓄の意味はないが、便宜の爲め、茲に於て説かう。多く短期間の契約で期間中事故が発生しなかつた場合には、拂込んだ保險料を拂戻さないのを原則とする。尙ほ生命保險は人を保險の目的とするから、如何に巨額の保險契約を爲すことも出来るけれども、財産を目的とする損害保險にあつては、財産の實價(之を保險價額といふ)以上の保險契約をすることは無意味であるのみならず、被保險者は危険の發生により却つて利得することとなるから、種々の弊害を伴ふ。故に法律は保險價額を超過する部分を無効とする(之を超過保險といふ)。

損害保險は、之を火災保險、運送保險及び海上保險に三大別し得るが、其の他盜難保險、家畜保險、硝

子保險、自動車保險、信用保險等甚だ多種である。尙是等と全く異つた性質のもので、保險者が被保險者に對して有する損害填補の責任を、再び他の保險者に保險に付することがある。之を再保險といひ、巨額の保險金額を目的とする海上保險に於て特に盛に行はれる。次に火災保險、運送保險、海上保險に就いて簡単に説明しよう。火災保險は火災によつて生じた經濟上の損害を保險するもので、之を保險の目的物から見て不動産保險及動産保險とする。前者は工場、倉庫、住宅等、後者は是等の建物中の機械、器具、家財、商品等を目的とする。これによつて填補される損害は火災によつて生じた一切の損害及び消防又は避難によつて生じた損害である。火災保險の期間は通常一ケ年であるが、時に一ヶ月、三ヶ月等を期間とし又は臨時に短い日數を定めることもある。運送保險は、鐵道、自動車、馬車などによつて陸上を運送中の貨物、又は船舶によつて湖川、運河を運送中の貨物、並びに運送中一時倉庫に保管してある貨物に對して附する保險をいふ。海上保險は航海に關する一切の危険を償ふ保險である。保險の目的となる危険は甚だ廣く、沈没、坐礁、衝突、火災等の自然的危険の外、船員の悪行、暴風雨の場合に船の沈没を免れるため積荷、船具等を海中に投ずる投荷、窃盜及び海賊、戦争等の如き人為的危険も含まれる。海上保險の目的物には船舶、積荷は元より、船主の受取り得べき運賃、荷主の希望利益、衝突又は船員の過失怠慢による損害賠償なども含まれる。而して航海上諸般の災禍から生ずる損害は之を全損及び分損に分つ。全損とは、保險の目的物たる船舶又は積荷が全く滅失するか、又は全く使用に堪へぬ程度に損害を被つて、滅失と看做さるべき損害をいふ。分損は又海損ともいひ、一部分の損害又は遭難の時に使用した費用をいふ。分損は之を共同海損と單獨海損に分つ。船舶が遭難した時は、積荷又は船舶の一部を犠牲にして全體

の危険を救ふことを要するが、此時生じた損害や費用は救はれた船主、荷主が共同して分擔する。之を共同海損といふ。尤も此の分擔額の決定は實際上はかなり複雑である。單獨海損は共同海損以外の一切の海損で、船主又は荷主が各單獨に負擔するものをいふ。然し之等海損の全部が填補されるのではなく、契約で其の範圍が決定される。即ち、全損のみを擔保するもの、全損と共同海損の場合に限り損害を填補するもの、一切の損害を填保するもの三種がある。尙ほ目的物が損害甚しく、全損に近き場合又は全損と看做される場合、被保險者は其の目的物につき有する一切の權利を保險者に讓渡し、保險金額の全部の支拂を請求し得る場合がある。之を委付と云ひ、海上保險のみに存する被保險者の一權利である。

注意一 節儉と吝嗇との區別は昔から云はれてゐることであるが、このことは何處までもはつきりさせて置かなければならない。尋常小學讀本卷六第十七課は『けんやくと義捐』と題して次の如く述べてゐる。

『或村に大火事があつて、一村ほとんど丸やけになつた。其のとなり村の青年たちが見かねて、方々へ義捐金をつりに出た。或物持の所へ行くと、下男がまだ使へる小繩を捨てたと言つて、主人がひどくしかつてゐた。青年たちは之を聞いて、さゝやき合つた。』

「こまかな人だ。これではとても義捐はしてくれまい。」

「さうかも知れない。」

さて主人に火事の話をして、義捐金のことをいひ出すと、

「それはお氣の毒だ。」

と言つて、たくさん金を出した上に、黍や豆の種を分けて上げて、もよいと言つた。

其の歸り途で、青年たちは

「こまかな人だが、出す時には出すね。」

「全くだ。あんな小言を言ふ程だから、此の義捐が出来たのだらう。」

「さうだ〜。」

といひ合つた。』

平易な話であるけれどもその意味する所は深い。

尙ほ、『しかし、いかに収入なり所得が多くても、それを費ふことが多ければ、餘すところ少く、病氣に罹つたときなど不時の必要あるときに困る。さらに、所得以上に費すにおいては、借金がかさむばかりである。われらは、その分に應じた費ひ方をしなければならぬ。入るを計つて出づるを制しなければならぬ。われらの買ふものには、生きてゆくために必要なものがある。それは求めねばならぬ。文化のために必要なものもある。それも、求めねばならぬ。それこそ、動物界にない、人間社會の誇りである。そこに、生活の向上がある。しかし、贅澤はつつしまねばならぬ。身を亡し家を破ることになるからである。さらに、貧しい人の暮しをおもへば、空おそろしいことでもあるからである。それは、社會に生きる者の心すべきことである。ただ、われらの生活は、いやがうへに向上し、かつては贅澤とおもはれたものも、日用文化品として何人もつかひ得るやうにしたいものである。いづれにするも、節約と吝嗇とは區別しなければならぬ。無駄を省き、分にふさはしい生活をするにある。そして、生活を向上せしめることにある。』(太田氏公民教科書、上、五七―五八頁)とある如く、生活上に費えを惜しむことの無意味なことを、生徒に充分理解させる必要があらう。

注意二 質素節約に關しては、高等小學修身書卷一第十七課「質素」の説明は例により簡にして要を得てゐる。次に之を掲げよう。『人は常に質素を旨とし、無益の消費をばふいて他日の有用な費途に備へる心掛が大切である。此の心掛のない者は一朝思ひがけない事に出會ふと、忽ち生活に困つて救助を他人に仰がなければならぬやうになる。甚だしきは、窮した餘りに不正な事をして、』

其のために一生を誤ることさへある。よしそれ程のことはなくても、世間の交際の道にはづれ、子女の教育も思ふまゝに出来なくなる。それ故平素各自の分に應じて費用を節し、郵便貯金・銀行預金などによつて、貯蓄することが肝要である。

一國の隆昌は其の國の富に待つことが大であつて、國富は主として國民各自の勤儉力行の結果である。大海の水も一滴から成る。多くの人が苦心をあはせて無用の費をはぶけば、一人では僅かの節約でも、それを集めると驚くべき金額となる。例へば我が國民の總數を八千萬人とし、各人が一日に一錢づつの節約をすると、一日の總額八十萬圓に達し、一箇年には二億九千二百萬圓の巨額に達することになる。それを國に必要な事業に用ひると、國運の隆昌に資することは誠に少くない。我が國の富を英・米等の諸國に比較して見ると、残念ながら甚だしく劣つてゐる。我が國民は常に質素を旨として、一層國富の増進に努め、益々國運の發展を圖ることが大切である。

明治十五年軍人に賜はつた勅諭に、「軍人は質素を旨とすべし凡質素を旨とせざれば文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華麗の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はじきせらるゝ迄に至りぬべし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり」と仰せられてある。此の勅諭は軍人に賜はつたものであるが、一般の臣民もまた之を奉體して質實剛健の精神を養ふべきである。かやうに質素を旨とするのは産を治めるに大切であるばかりでなく、又己を修めるに大切な道であるから、富んだ人でも貧しい人でも質素にするのは誠に人の美德と稱すべきである。

質素はたゞ一時之に努めるだけでは不十分である。日常之を旨として習慣としなければならぬ。又自己の衣食住について質素を旨とするばかりでなく、共同生活に於ても互に奢侈を戒め濫費を慎むやうに心掛けることが大切である。』

又贅澤の惡徳に對する『贅澤は個人經濟のうへからする意味において慎むべき以外に、贅澤をするため、生活必需品が少なくて高くつき、それを求めねばならぬ人たちに迷惑をかけるといふ、國民としての經濟の立場からする意味において慎むべきであるといふことも注意しなければならぬ。學者が、贅澤は富者の貧人に對する税のごときのものであるといふのは、味ふべき言葉である。つまりは、富者が贅澤をするから、貧人が生活必需品を高く買ふことになるからである。』(太田氏公民教科書、上、五九頁)といふ見

解は高く評價されるべきである。

注意三 貯蓄に就き預金の種類の種類なるものを説明する場合に特に注意すべきことがある。それは一般の經濟學の書物では銀行側を中心にして色々議論して居るから、その説明の態度を其の儘、預金者を中心として説かねばならぬところの勤儉貯蓄の説明にもつて來ることは出来ないといふことである。茲では、各種預金の説明もすべて預金者の側の利害得失を眼目として取扱ふべきことを忘れてはならない。尋常小學國語讀本卷十一「銀行」は、此の點に於て要領を得た説明であると思ふ。次にそれを掲げよう。

『おとうさん、今度役場の隣にりつばな建物が出来ましたね。あれは何ですか。』

「あれは銀行だよ、今までは横町の小さい家だつたのが、今度はあゝいふりつばなのを建てたのだ。」

「銀行といへば、おとうさんは何時かも銀行へ行つてお金を預けて來るとおつしやいましたね。銀行はお金を預ける處ですか。」

「まあ、さうだね。」

「一體、なぜお金を預けるのですか。」

「お金といふものは、うちにしまつて置くものではない。うちに置くと、火事にあつたり、盗人に取られたりする危険があるからね。さうで無くても、餘分のお金があると、ついでな事に使つてしまふ。だから、少しでも餘つたお金があつたら必ず預金にして置くものだ。」

「預けたお金は何時でも返してもらへますか。」

「銀行の預金には定期預金といふのと當座預金といふのがある。當座の方は何時でも引出すことが出来るが、定期の方は、預けた日から半年とか一年とかきまつた期限が來ないと引出すことが出来ない。」

「それでは當座預金の方が便利ですね。」

「便利だが、その代り利子が安い。定期の方には利子がずつと多く附く。だから當分使ふ見込のない、まとまつたお金は定期預金にした方がよいのだ。」

「一體、銀行は人からお金を預つてそれをどうするのですか。大勢の人に利子を拂ふだけでは、銀行が損をしないのでせうか。」
「世の中にはお金の有餘つてゐる人もあるが、又何か事業を起さうと思つてゐる人で、お金のない人がある。銀行は有餘つてゐる人からお金を預つて、資金の足らぬ人に貸附けるのだ、貸附の利子は預金の利子より高くしてあるから、其の差だけが銀行の収入になるのだ。」

「成程、うまく出来たものですね。」

注意四 保険を貯蓄であるとする事は理論的正確を要求する限り云ひ得ない所であるかも知れない。然し、『保険も亦貯蓄である。人がこの世に處するには不時の災害、危険に遭遇するを免れがたい。これらの災厄に對して多數人の協力によつて經濟的救助をなすため、各人が一定の貯蓄をなすのが保険の制度である。被保険人が保険人へ支拂ふ保険料は正にこの貯蓄に相當するのである。今日に於てはかくして集まる場所の貯蓄は莫大な額に達し、他の生産的事業の資金として運用せられる。』(佐藤・近藤兩氏公民教科書、上、二三頁)の様に説くことは生活上からいつて甚だ適切である。保険の大家矢野恒太氏も『普通貯金は餘裕が出来て始めて進んで預ける。繼續して預ける積りで居ても、出来なければ持つて行かない。然るに定期預金と生命保険は一旦約束したら一時借金してよも定期に掛込まねばならぬ。一は持つて行く、一は取りに来る。此脅迫性を有することが生命保険の一大長所である。』(日本國勢圖會「昭和六年版」三〇三頁)と喝破して居られる、味ふべき言葉である。

參考一 私經濟の緊縮

以上に述べたる如く政府は中央並に地方財政を極力緊縮し、又公債の整理を斷行して、公經濟方面の緊縮に關しては相當の効果を收め得たのであります。然し乍ら政府及び地方自治團體の經濟も之を國民經濟の全般から見ると尙其の一小部分に過ぎませぬ。従つて中央並に地方財政の緊縮も國民全般が政府と共に協力一致して消費の節約、言ひ換へて見れば私經濟の緊縮を行はないならば到底國民經濟の建直しといふ大事業を成就することは出来ないのであります。即ち一般國民が我國現下の經濟的難局にあ

ることを自覺して、舉國一致消費を節し冗費、浪費を排するに非ざれば國民經濟の根柢は何時迄も不堅實なるを免れず、將來に於ける國力の充實伸張は得て期すべからざるものであります。依つて政府は財政の緊縮、公債の整理、金輸出解禁が我財政經濟建直しの爲め急務なることに付て國民の理解を求むると共に、國民全般が協力して消費節約を爲すの必要を自覺勵行し、質素勤勉貯蓄等の羊風を奨励する爲、昨年八月以來中央地方相呼應して全國的に公私經濟緊縮の大運動を起して諸般の施設を講じ、一面民間團體、篤志家等の協力を求め、全国各地に講演會、講習會等を開催して只管本運動の趣旨の普及徹底に努めて参りました。此運動は幸にして一般國民の共鳴を得まして、運動開始以來僅か六箇月の短期間に過ぎませぬが豫期以上の効果を擧げることが出来、勤儉力行、消費節約の氣風は全國に普及し私經濟方面の緊縮に付ても見るべきものが少くないのであります。

私經濟方面に於ける緊縮に關しまして先づ吾々の日常生活を深く省察するならば、其處には尙工夫改善を加ふるの必要ある事柄が隨所に見出され得るのであります。文化の向上、時勢の進展に伴ひ生活様式は種々變遷致して居りますが、國民生活の實體は依然として従來の弊習を脱することが出来ず、生活改善が叫ばれて以來既に相當の年月を経て居るものも、改善すべくして而も其實行を見ざるもの甚だ多く、經濟的にも精神的にも國民生活の上に禍する所が決して少くない様に思ふのであります。例へば婚儀葬祭にしても重きを其の精神に置かねばならぬにも拘らず、動もすれば飲食に莫大なる經費を費し、或は衣服に綺羅を競ひ、裝飾に華美を盡すが如き、其の無反省なる浪費が社會的に及ぼす影響は甚大なるものであります。更に日常の經濟生活、社交等の方面に付て見るも一般に唯漠然と舊來の習慣を踏襲し、無駄多く、能率の上らぬ生活を營んで居る有様で、遺憾乍ら有産階級、知識階級の間にも斯かる情勢が持續せられて參つたのであります。又從來動もすれば舶來品を尊重し國産品を輕蔑する風習がありました。此の弊習は今尙殘存して居る様に思はれます。斯くの如き偏見は畢竟盲目的な歐米崇拜の思想に基因するもので卑屈な洵に民族的自覺の薄い所から起るものと言はねばなりません。素より天恵に薄き我國のことでありますから、各種工業の原料品、材料用品等を外國より仰がねばならぬのは仕方がありません。然し乍ら年々巨額の輸入品中嗜好品、贅澤品の如き吾々の心掛次第で充分減らし得べきものが占むる部分の少からざるものあるは、吾々の大いに反省しなければならぬ點であらうと思ひます。

私經濟方面に於ける以上に述べた様な不合理、非經濟的な風尚は、異常なる經濟的難局に處する我國民としては、正に深く誠心すべき事柄でありました。尤も或る一部の人は夙に之等の弊害を認めて私經濟の改善を唱へたものゝ大勢の趨く所如何とも致し難かつたのであります。然し乍ら一度公私經濟緊縮の運動が開始せらるゝや、我國刻下の財政的經濟的苦境は普く國民の自覺奮起を促し、緊縮は忽ち社會の一般的風潮となり、舊來の弊習を排し私經濟の合理化、消費の整理は到る所に着々其の具體的實行を見るに至つたのであります。即ち各地方に於ては夫々その實情に應じて實行要目又は規約を作り相携へて此が遵守を勵行するに努めるといふ様になつたのであります。今それらの實行要目に現はれたる主要なる事項を擧ぐれば、先づ家庭經濟、日常生活に關するものとしては、豫算生活の提唱、現金買の實行、家計簿の作製、臺所の改善等でありまして、消費の合理化、經濟化といふ點に重きを置き、科學的な工夫改善を考慮して成る可く生活を簡易質素ならしめることが強調せられて居ることを推し得るのであります。次に社交儀禮に關する事項としては、婚儀、葬祭、祝事等は重きを精神に置き嚴肅簡素を旨とし、特に調度、祝宴、贈答は之を簡素經濟的ならしめ、華美虚飾を避けて無用の失費を廢することに努め、従來行はれたる無意義なる浪費濫費の弊習を一掃せんことを期して居るのであります。尙外國品の盲目的無批判的な尊重を排して國産品を愛用すべきことも實行要目として掲げられて居る向きが多いのであります。既に國內産業が相當進歩し寧ろ外國品よりも優秀なる國産品又は外國品に代用し得べき内國品の少からず存する今日の實情に鑑みまして誠に當然のことゝ申さねばなりません。

畏くも先年 今上陛下が 皇太子殿下として御成婚の砌 皇太后陛下には特に宮内大臣を召されまして、此度の婚儀の調度品は出来る限り國産品を使用せよとの旨を仰せ出されたといふことを洩れ承つて居ります。それで宮内大臣は恐懼して御調度の御用掛に命じて殆ど總て日本にないものは仕方がないが、その他は悉く國産品を御使用に相成つたといふことを洩れ承はつて居ります。また 今上陛下には愛知縣名古屋附近にあるところの羅紗製造會社で拵へた服地のフロックコート、内地製麻會社で織つた白地の御洋服、靜岡縣濱松の帽子製造會社で拵へられた御帽子等を御使用遊ばされて居る様に承つて居ります。皇室のこの有難き大御心に對しましても、吾々は一層外國品尊重の迷妄を破りまして國産品愛用に努めねばならぬと思ふのであります。其の他業務の

計畫的遂行、機械力の利用、共同作業等に依りて能率の増進を圖ること、時間を尊重し時刻を勵行すること等も私經濟方面に於ける改善事項として擧げ得るのであります。

以上の諸事項は單なる決議に止まらず現に着々之を實行に移し一種の時代風潮とさへなり來つたのであります。蓋し此等の事柄は決して今日新しく唱へられた事柄ではなく從來と雖も屢次唱導せられた所でありました。然し何故に既往に於て實現せられずして今日よくその實效を擧げ得るに至つたかと謂へば、固より非常なる難局に眼覺めたる國民の奮起努力といふことに存するのであります。一面人性の機微なる働きに依る所が少くないと思ふのであります。即ち周圍の一般が浪費贅澤を顧みず奢侈安逸を事とする時代でありましては、唯一人緊縮節約に生きるといふことは社會的に一種異端視せられ、自家の經營上、家計上の逼迫をさへ豫測せられる惧もあるといふ様な懼りから、兎角之を實行し難い事情があつたかと思ふのであります。然るに一度公私經濟緊縮の運動が起りました以來、緊縮節約は忽ち社會の一般風潮となり、如何なる人も安んじて自己の地位相當の程度に迄生活を切り詰めることが出來たのであります。即ち緊縮の大衆的運動に依つて緊縮節約の社會的風潮を醸成し、以て各人をして從來動もすれば難しとせられた節約の道德的義務を實踐し易からしめたといふ結果になつたことは仕合せであつたと謂はねばなりません。

私經濟緊縮の狀況は大體以上の如くであります。公經濟方面と事異り、その多くは畢竟國民各自の精神の緊張といふことに歸するものであります。之が結果を一々數字を以て示すことは固より困難であります。然しながら以上述べました所並に吾々の生活の實際から見ても、兎も角も私經濟の緊縮が、相當にその成績を擧げ得たといふことは之を感知することが出来るのであります。公私經濟緊縮運動開始以來比較的短期間なりしに拘らず、財界多年の懸案であつた金輸出の禁止を解除して國際經濟の常道に復し得たことに依つても亦此の國民一致の消費節約、私經濟の緊縮が相當にその成果を擧げ得たことを證するに足るものと申してよいと思ふのであります。(安達謙蔵氏述、社會局、『公私經濟緊縮運動概況』四九―五三頁)

参考二 郵便貯金に關する諸統計

郵便貯金現在高

(昭和六年六月末)

| 年次 | 預入人員 | 預金額 | 一人當預金額 |
|-----|-------------|-----------|--------|
| 大正元 | 一二、三五七、一〇四人 | 一九七、二九三 | 一五、九六六 |
| 昭和元 | 二二、二九八、一七二 | 一、一五六、四一五 | 三五、八〇〇 |
| 同 二 | 三四、〇三八、二七〇 | 一、五二三、〇三七 | 四四、七四五 |
| 同 三 | 三六、二八二、三四三 | 一、七四二、七八二 | 四八、〇三四 |
| 同 四 | 三七、三三二、七七二 | 二、〇五一、一二五 | 五四、二九〇 |
| 同 五 | 三八、三三二、七七三 | 二、四〇一、七一九 | 六二、六五四 |
| 同 六 | 三八、五二一、〇八九 | 二、五三六、三九三 | 六五、八二七 |

郵便貯金職業別 (昭和六年六月末)

| 種別 | 人員 | 百分比 | 金額 | 百分比 | 一人當預金額 |
|------------|------------|-----|---------|-----|--------|
| 農業 | 百萬人 一三、五九九 | 三五 | 八二五、七七七 | 三三 | 六〇、七五 |
| 商業 | 四、〇〇二 | 一〇 | 三七五、〇三 | 一五 | 九三、二五 |
| 工商業 | 一、八七 | 五 | 一三九、〇二 | 五 | 七四、五三 |
| 雜業 | 一、三〇 | 三 | 一三九、八六 | 六 | 一〇七、八〇 |
| 被傭職工及一般使役人 | 二、九〇 | 八 | 一五八、六〇 | 六 | 五四、六五 |
| 官吏軍人 | 二、八九 | 七 | 二三九、六二 | 九 | 七九、四三 |

| 種別 | 人員 | 百分比 | 金額 | 百分比 | 一人當預金額 |
|--------|-------|-----|----------|-----|--------|
| 學校生徒 | 七、〇七 | 一八 | 一七五、三七 | 七 | 二四、八二 |
| 漁獵業及船員 | 六四 | 二 | 五八、八四 | 二 | 九一、六六 |
| 無職業 | 一、三九 | 四 | 一二四、一八 | 五 | 八九、三二 |
| 社寺其他團體 | 三一 | 一 | 八二、四三 | 三 | 二六六、四二 |
| 職業未詳 | 二、五五 | 七 | 二二七、六七 | 九 | 八九、一二 |
| 計 | 三八、五三 | 一〇〇 | 二、五三六、三九 | 一〇〇 | 六五、八二 |

郵便貯金元利積算表

通常 (年利四分二厘)

| 年數 | 每月預入 | | | 一度の預金額 | | |
|----|--------|----------|----------|--------|----------|----------|
| | 五十錢 | 一圓 | 三圓 | 百圓 | 三百圓 | 五百圓 |
| 五 | 三三、二二二 | 六六、四八 | 一九九、五一 | 一二二、四〇 | 三六七、二六 | 六一二、一一 |
| 一〇 | 七四、〇二 | 一四八、一二 | 四四四、五八 | 一五〇、三二 | 四五一、一〇 | 七五一、八七 |
| 二〇 | 一八五、七一 | 三七一、六五 | 一、一一五、四二 | 二二六、七四 | 六八〇、六二 | 一、一四三、五三 |
| 三〇 | 三五四、二六 | 七〇八、九二 | 二、一二七、六八 | 三四二、〇七 | 一、〇二六、九六 | 一、七七一、九八 |
| 四〇 | 六〇八、五九 | 一、二一七、八六 | 三、六五五、一六 | 五一六、〇七 | 一、五四九、五五 | 二、五八三、二一 |
| 五〇 | 九九二、三五 | 一、九八五、八二 | 五、九六〇、〇五 | 七七八、六五 | 二、三三八、一二 | 三、八九七、八三 |

| 年數 | 每月預入 | | 一度の預金額据置 | |
|----|------------|------------|-------------|-------------|
| | 五十錢 | 一圓 | 百圓 | 五百圓 |
| 五 | 三三・四三 圓 | 六六・八七 圓 | 一二三・七九 圓 | 六一九・〇七 圓 |
| 一〇 | 七四・九六 | 一四九・九六 | 一五三・七九 | 七六九・二三 |
| 二〇 | 一九〇・六七 | 三八一・四八 | 二二七・四〇 | 一、一八七・六七 |
| 三〇 | 三六九・三三 | 七三八・九八 | 三六六・四八 | 一、八三三・七四 |
| 四〇 | 六四五・二二 | 一、二九一・〇一 | 五六五・七九 | 二、八三一・三三 |
| 五〇 | 一、〇七一・二〇 | 二、一四三・三七 | 八七三・五三 | 四、三七一・六九 |

郵便貯金増加の大勢

(所要年月ノ欄×印日數)

| 貯金額 | 到達年月 | 所要年月 | 當時預入一人當 | 貯金額 | 到達年月 | 所要年月 | 當時預入一人當 |
|-----|--------|------|---------|------|-------|------|---------|
| 一億圓 | 明治四一・六 | 三三・一 | 一二・三〇 | 一四億圓 | 昭和二・五 | ×九 | 四三・九三 |
| 二億圓 | 大正三・七 | 六・一 | 一五・四〇 | 一五億圓 | 昭和二・八 | ×九 | 四四・九八 |
| 三億圓 | 六・一 | 二・六 | 二〇・一〇 | 一六億圓 | 三・五 | 〇・九 | 四七・二〇 |
| 四億圓 | 六・一〇 | 〇・九 | 二四・三〇 | 一七億圓 | 三・七 | 〇・二 | 四八・三六 |
| 五億圓 | 七・八 | 〇・一〇 | 二七・一〇 | 一八億圓 | 四・五 | 〇・一〇 | 四八・七五 |

列國郵便貯金 (一九二九年)

| 國別 | 貯金額 | 到達年月 | 所要年月 | 當時預入一人當 | 貯金額 | 到達年月 | 所要年月 | 當時預入一人當 |
|------|-------|------|-------|---------|-----|------|-------|---------|
| 六億圓 | 八・六 | 〇・一〇 | 二九・二〇 | 一九億圓 | 四・六 | 〇・一 | 五一・二二 | |
| 七億圓 | 九・一 | 〇・七 | 三一・八〇 | 二〇億圓 | 四・九 | 〇・三 | 五三・六一 | |
| 八億圓 | 九・七 | 〇・六 | 三四・五〇 | 二一億圓 | 五・二 | 〇・五 | 五五・二〇 | |
| 九億圓 | 一〇・一〇 | 一・三 | 三六・四〇 | 二二億圓 | 五・五 | 〇・三 | 五七・八二 | |
| 一〇億圓 | 一一・一 | 一・三 | 三七・一〇 | 二三億圓 | 五・七 | 〇・二 | 六〇・二三 | |
| 一一億圓 | 一二・一 | 〇・一〇 | 四〇・〇四 | 二四億圓 | 六・三 | 〇・八 | 六二・六五 | |
| 一二億圓 | 一二・四 | 〇・三 | 四一・〇二 | 二五億圓 | 六・五 | 〇・三 | | |
| 一三億圓 | 二・五 | 〇・一 | | | | | | |

| 國別 | 預年度 | 現在 | | 預一人一人當金 |
|----------------|-------------|---------------|------------------|-------------|
| | | 員數 | 金額 | |
| ×英 米 佛 伊 白 和 塙 | 國 國 國 國 耳 太 | 預 人 員 | 預 金 額 | 預 人 一 人 當 金 |
| | | 一八、〇五六 千 人 | 三、〇五三、一六一 千 圓 | 一六九・〇 |
| | | 四三七 | 三三五、五八六 | 七六七・一 |
| | | 八、五一〇 | 九四五、一〇三 | 一一一・〇 |
| | | 七、八二一 | 一、二五九、五二二 | 一六一・〇 |
| | | 四、七五三 | 三一〇、八八〇 | 六五・四 |
| | | 二、一〇一 | 二八九、五四三 | 一三七・八 |
| | | 二一九 | 二四、二九〇 | 一一一・〇 |

| | | | |
|-----------|-------|----------|-------|
| 瑞 典 | 一、〇五二 | 一、二二、七七一 | 一一六・六 |
| × 西 班 牙 | 八三二 | 八四、八四三 | 一〇一・九 |
| ○ 新 西 蘭 | 八五三 | 四九三、〇八一 | 五七八・二 |
| 南 亞 聯 邦 | 三九二 | 六七、三一五 | 一七一・九 |
| ▲ 加 奈 陀 | 八五 | 五七、一九〇 | 六六九・四 |
| 濠 洲 聯 邦 | 一、三〇七 | 五〇三、二六七 | 三八五・〇 |
| 蘭 領 東 印 度 | 三三九 | 一八、七六七 | 五五・三 |
| × 中 華 民 國 | 五五 | 七、二五四 | 一三二・四 |
| 愛 蘭 自 由 國 | 一八八 | 三一、五五〇 | 一六八・一 |
| 希 臘 | 一四一 | 一〇、二五三 | 七二・九 |
| 埃 及 | 三三三 | 二二、六八二 | 六七・〇 |
| ▲ 英 領 印 度 | 二、六〇六 | 二六〇、一〇〇 | 九九・八 |
| 亞 爾 然 丁 | 一、三二三 | 八〇、七三〇 | 六一・〇 |
| ポ ー ラ ン ド | 四三四 | 三九、六六一 | 九一・三 |
| × セ イ ロ ン | 二六六 | 九、五一一 | 三五・七 |

× 印一九二八年、▲ 印一九二七—二八年度、△ 印一九二八—二九年度、○ 印一九二九—三〇年度

参考三 保險

人は何時どんな災難にかゝるかわからない。多額の費用を投じて新築した家が、火災のために時の間の煙と化することもあれば、

壯健な人が一夜の中に不歸の客となつて、妻子が路頭に迷ふやうなこともある。其の外、船の難破によつて破産した船主の話や、運送の途中貨物を失つて大損害を被つた商人の話など、災害に關する幾多の悲惨な話が傳へられてゐる。斯う考へてみると、我々の生活は誠に危険の多い不安なものと言はなければならない。そこで災害から起る損害を填補する途を講じ、それによつて此の不安を除かうとするものが保險である。即ち一人にとつては致命的な大損害でも、若し之を多人數で分擔すれば、一人の負擔は極めて輕微で、殆ど意とするに足らないものとなる。故に多數の人が同じ目的の下に集つて一つの團體を作り、其の中の人が損害を受けた場合には、協力して之を救済しようといふのが保險の趣旨で、他をも救ひ、他からも救はれようといふ、相互扶助の美はしい精神に根ざしてゐるのである。

保險事業は、之を經營する者即ち保險者と、保險を附せんとする者即ち保險契約者とが豫め契約をしておいて、保險者は保險契約者から保險料として一定の掛金を受取り、契約中に保險事故が起つた場合には、約束の金額を被保險者又は保險金受取人に支拂ふ仕組になつてゐる。

今日我が國に行はれる保險には色々あるが、主なものには火災保險・運送保險・海上保險・生命保險等である。

火災保險は、家屋や物品等が火災のために焼けた場合に其の損害を填補するための保險である。

運送保險は、陸上及び湖川、港灣等に於ける貨物運送に關する保險であつて、運送中の貨物が火災・水難・盜難等にかゝつた場合に、其の損害を償ふものである。海上保險は、特に海上に於ける事故に限るものであつて、船舶及び其の積荷に對する損害を填補するものである。

生命保險には、終身保險・生存保險・養老保險の三種がある。被保險者が死亡した場合に保險金を支拂ふのが終身保險、被保險者が一定の年齢に達した場合に保險金を支拂ふのが生存保險である。教育保險・結婚保險などは後者に屬する。養老保險は終身保險と生命保險とを混合したもので、被保險者が一定の年齢に達した場合にも又それまでに死亡した場合にも保險金を支拂ふのである。是等の保險事業は、一般に保險買社に於て取扱つてゐるが、又政府でも簡易生命保險及び健康保險を經營してゐる。

簡易生命保険は、小口のみ契約に限られるもので、全国の郵便局で取扱ひ、手續が總べて手軽である。健康保険は、工場や鑛山に働く人々に對する特別の保険であつて、其の人々の疾病・負傷・分娩・死亡等の場合に、醫療を施すとか、手當金を與へるとかするものである。

保険によつて損害が填補されることは、獨り自分が安心を得るばかりでなく、やがて他に對して取引上の信用を増すことになる。それで今日の複雑な世の中に於ては、諸般の取引が保險を背景として行はれる。(高等小學讀本卷二十課全文)

參考四 銀行預金に關する諸統計
銀行預金現在高

| 年月末 | 特殊銀行 | 普通銀行 | 貯蓄銀行 | 合計 |
|---------|--------|----------|--------|----------|
| 大正二・一二月 | 三二九百萬元 | 一、四四四百萬元 | 三五六百萬元 | 二、一八九百萬元 |
| 昭和一・一二 | 一、三二一 | 九、一七九 | 一、〇六八 | 一一、五六八 |
| 同 二・一二 | 一、四七五 | 九、〇二八 | 一、一〇一 | 一一、六〇四 |
| 同 三・一二 | 一、七〇一 | 九、〇九二 | 一、一六二 | 一一、九五五 |
| 同 四・一二 | 一、三〇〇 | 九、二一六 | 一、二四一 | 一一、七五七 |
| 同 五・一二 | 一、四七四 | 九、二四四 | 一、三四九 | 一二、〇六七 |
| 同 六・一二 | 一、三四三 | 九、二一三 | 一、四二一 | 一一、七九七 |
| 同 七・一二 | 一、三四五 | 八、九五五 | 一、四八一 | 一一、七八一 |
| 同 八・一二 | 一、二九二 | 八、六五九 | 一、五四一 | 一一、四九一 |

普通銀行預金内譯 (各年末)

| 預金種別 | 昭和三年 | 同 四年 | 同 五年 |
|--------|-------|-------|-------|
| 當座預金 | 一、三三一 | 一、二四七 | 一、一〇四 |
| 特別當座預金 | 一、九三八 | 一、九七三 | 一、八〇七 |
| 定期預金 | 四、九八六 | 五、一四四 | 四、九六三 |
| 通知預金 | 六一一 | 五四五 | 五〇三 |
| 其他 | 三五〇 | 三〇四 | 二八二 |
| 計 | 九、二一六 | 九、二一三 | 八、六五九 |

保險會社資金、契約高

| 種別、年次 | 社數 | 又ハ基金 | 年度内契約高 | 年末現在契約高 | 收入保險料 | 支拂保險金 | 年末責任準備金及支拂備金 |
|-------|--------|----------|-----------|-----------|---------|--------|--------------|
| 生命 | 昭和二 四〇 | 二一、七四七千圓 | 一、〇五一、六七五 | 五、五二二、三八三 | 二二三、六〇五 | 六八、六八七 | 九二四、八二〇 |
| 同 三 | 四〇 | 二二、一一二 | 一、二二二、七二〇 | 六、〇五二、六一三 | 二五四、四九三 | 七七、六一四 | 一、〇三一、九五九 |
| 同 四 | 四〇 | 二三、三三〇 | 一、二八九、四一八 | 六、六六三、七三五 | 二九六、一九二 | 八九、一四二 | 一、一六三、七八八 |
| 徴兵 | 昭和二 四 | 三、六七五 | 一一八、三九〇 | 四四六、七四二 | 一八、九六二 | 五九三 | 八二、五八五 |
| 同 三 | 四 | 三、六七五 | 一一七、八七三 | 四八七、四九〇 | 二〇、一九四 | 六七五 | 九七、〇六六 |
| 同 四 | 四 | 三、六七五 | 一二四、四二〇 | 五三六、〇四一 | 二二、四六五 | 七五三 | 一一三、〇七五 |

| 種別 | 昭和二年 | | 昭和三年 | | 昭和四年 | | 昭和五年 | | 昭和六年 | |
|----|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) |
| 傷害 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 火災 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 海上 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 運送 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 信用 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 汽罐 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

二種以上の保険事業を兼營する會社は、各其項目に重出、年度は其年四月より翌年三月に至る。(商工省統計表)
郵便年金契約高 (各年末)

| 種別 | 昭和二年 | | 昭和三年 | | 昭和四年 | | 昭和五年 | | 昭和六年 | |
|-----|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) |
| 自動車 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 盜難 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 硝子 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

| 種別 | 昭和四年 | | 同五年 | | 同六年 | |
|-------|------|--------|-----|--------|-----|--------|
| | 即時拂 | 据置一時拂 | 即時拂 | 据置一時拂 | 即時拂 | 据置一時拂 |
| 即時拂 | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) |
| 据置一時拂 | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) |
| 据置分割拂 | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) | 件数 | 金額(千圓) |

公民教育資料大成

| | | |
|---|---------|---------|
| 計 | 件数(件) | 金額(千圓) |
| | 一七七、四五八 | 一九一、五七七 |
| | 一二、八八八 | 一三、七八八 |
| | 二九八 | 三三、三七六 |
| | | 三、五六五 |

簡易生命保険契約高(各年末)

| 種別 | 昭和四年 | | 同五年 | | 同六年 | |
|----|-----------|----|-----------|----|-----------|----|
| | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 |
| 終身 | 四、〇四七 | | 四、一二九 | | 四、一九〇 | |
| 養老 | 五三七、五〇七 | | 五五八、二九八 | | 五七一、二一四 | |
| 計 | 九、二五八 | | 一〇、三九九 | | 一一、四三六 | |
| | 一、二〇〇、二六二 | | 一、三九一、六八七 | | 一、五三〇、一四四 | |
| | 一三、三〇五 | | 一四、五二八 | | 一五、六二六 | |
| | 一、七三七、七六九 | | 一、九四九、九八五 | | 二、一〇一、三五八 | |

簡易生命保険發展過程

| 金額 | 到達年月 | | 經過年月 | |
|-----|--------|----|--------|----|
| | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 |
| 一億圓 | 大正八・三 | | 二・年六月 | |
| 二億圓 | 同 一〇・一 | | 一・一〇 | |
| 三億圓 | 同 一〇・二 | | 一・二二 | |
| 金額 | | | 金額 | |
| 一億圓 | | | 一二億圓 | |
| 二億圓 | | | 一三億圓 | |
| 三億圓 | | | 一四億圓 | |
| | | | 到達年月 | |
| | | | 昭和 二・五 | |
| | | | 二・二一 | |
| | | | 經過年月 | |
| | | | 年五月 | |
| | | | ・八 | |
| | | | 六 | |

第四節 財產

| | | | | | | |
|------|---|-------|-----|------|------|----|
| 四億圓 | 同 | 一一・一〇 | ・一〇 | 一五億圓 | 三・五 | ・六 |
| 五億圓 | 同 | 一二・三五 | ・七 | 一六億圓 | 三・一〇 | ・五 |
| 六億圓 | 同 | 一三・三 | ・〇 | 一七億圓 | 四・一 | ・三 |
| 七億圓 | 同 | 一三・一〇 | ・七 | 一八億圓 | 四・七 | ・六 |
| 八億圓 | 同 | 一四・三 | ・五 | 一九億圓 | 四・一二 | ・五 |
| 九億圓 | 同 | 一四・七 | ・四 | 二十億圓 | 五・七 | ・七 |
| 一〇億圓 | 同 | 一四・一二 | ・五 | 廿一億圓 | 六・三 | ・八 |
| 一一億圓 | 同 | 一五・六 | ・六 | | | |

孟子が、「恒産ある者は恒心あり、恒産なき者は恒心無し。苟くも恒心なければ放僻邪侈、爲さざること無し。」と云うたことは、人口に膾炙して居る。眞に名言であつて、財産は人の社會的生活に於ける第一義的な基礎條件を形成つて居る。

財産を構成するもの は、外部からわれわれに幸福を齎す物體である。簡單にいへば、「物」である。財産家のことを「物持ち」といふのは、言卑俗に似て意甚だ正鵠を得て居る。資本主義經濟組織の今日では、「物」はまた金錢に換價せられねばならぬから、「物持ち」轉じて「金持ち」となつて居ることは、蓋し、當然の事理に屬する。

物とは有體物をいふのであるが(民法第八五條)、固體、液體、氣體は勿論、電氣も亦物といはねばならぬ。外的な存在として、われわれの感官を通して覺知し得るからである。物ならばつねに財産を構成するかといふに、必ずしもさうではなく、液體、空氣、壓搾空氣は別として、空氣はその餘りに多量なるの故に、財産を構成しない。また、太陽、自己の身體の如きは、その性質上、阿片煙の如きは、法が禁ずるの故に、孰れも、財産を構成せざる物である。藥種商や醫師にとつて、阿片煙が財産の一部たることは、法が特に禁止を解くからである。

物には動産と不動産とがある。先づ不動産から説かう。「土地及び其定著物ハ之ヲ不動産トス」(民法第八十六條)。土地が不動産であることには問題はないが、土地の定著物とは何か。これは、建物を意味する。自然的なる土地は、一體として地球の表面を蔽うて居るが、財産を構成する土地は、之を人工的に區切つて、一筆二筆と計算する。人工的なものであるから、不動産登記法の定むるところに従ひ、その分合は可能である。一箇の建物は、之を一棟と呼ぶ。さて、不動産には、土地、建物の外、立木がある。「立木ニ關スル法律」により認められたもので、「本法ニ於テ立木ト稱スルハ一筆ノ土地又ハ一筆ノ土地ノ一部分ニ生立スル樹木ノ集團ニシテ其所有者カ本法ニ依リ所有權保存ノ登記ヲ受ケタルモノヲ謂フ」(第一條)と定義されて居る。(1)樹木の集團であつて、(2)所有權の保存登記あるものに限られて居るから、いくら大木であつても、一本では立木ではなく、また、いくら樹木の集團でも、立木としての所有權保存登記がなければ立木ではない。土地や建物は所有權保存登記の存否に拘らず不動産である。不動産を「法令ノ制限内ニ於テ自由ニ使用、收益及ヒ處分」し得る權利を、不動産所有權といふ。不動産そのものの處分はできないが、使用と收益との自由を有する權利

利を、用益權といひ、「他人ノ土地ニ於テ工作物又ハ竹木ヲ所有スル爲メ其土地ヲ使用スル權利ヲ有スル」地上權(民法第六五條)と、「小作料ヲ拂ヒテ他人ノ土地ニ耕作又ハ牧畜ヲ爲ス權利ヲ有スル」永小作權(民法第七〇條)と、「設定行為ヲ以テ定メタル目的ニ從ヒ他人ノ土地ヲ自己ノ土地ノ便益ニ供スル權利ヲ有スル」地役權(民法第八〇條)とが、これに屬する。その他、ある部落の住民が、一定の林野において、堆肥用雜草、飼料用秣草、薪炭用雜木等の收益行為を、共同的になし得る權利があり、之を入會權といつて居る。入會權に關しては、わが國の全部に通ずる規定はなく、各地方の慣習によつて定まることになつて居る。

次に動産であるが、民法は、不動産以外の「物ハ總テ之ヲ動産トス」(第八六條)と規定して居る。如何なるものを「物」といふやが定まりさへすれば、そこから不動産を差引いて、残り全部が動産となるのである。動く物又は動かされ得る物といふことは、一應の動産的性質ではあるけれども、決定的性質ではあり得ない。食料品、衣服、家具の類は固より、書籍、器具、機械、動物、さては、船舶の如き巨大なものに至るまで、總てこれ動産である。電氣も物であるが、不動産でない限り、動産といはねばならぬ。ここで問題となるのは、金錢である。上述するところよりいへば、金錢も亦動産にはちがひないけれども、動産中にあつて特殊の性質を有するものといはねばならぬ。寧ろ、動産から區別せらるべき物といふを至當なりと考へる。民法に於ても、「當事者カ互ニ金錢ノ所有權ニ非サル財産權ヲ移轉スルコトヲ約スル」交換(第五八條)と、「當事者ノ一方カ或財産權ヲ相手方ニ移轉スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其代金ヲ拂フコトヲ約スル」賣買(第五五條)とを區別して居る。そのことからしても、明かに物と金錢とを區別し得る。

どこの國でも昔は不動産が尊重されて居た。しかし産業革命以來工業の發達につれて、動産がわれ／＼の生活の上に大きな働きを演ずるやうになつて來、動産尊重の機運を醸成した。而も今日の資本主義經濟組織の下にあつては、物の作出を念として生産に従事しつつあるものは、一人もなく、萬人が萬人とも、商品を市場に送るつもりで生産に従事して居り、その商品の代償として取得すべき金銭の益々多からんことを、萬人が萬人とも願つて居るのである。フランスには *L'argent, c'est tout* (金金買ぬ物はなし) といふ諺があり、ドイツでは *Das Geld regiert die Welt* (世の中はお金次第) といふのが行はれて居る。わが國で「地獄の沙汰も金次第」といつて居るのも同じことで、金、金、金の世相を遺憾なく示して居る。事の實相に即していへば、財産を構成する「物」は、不動産にあらず、動産にあらず、まことは、金銭に外ならない。不動産や動産の重んぜられるのは、それが金銭に變形し得るからである。随つて、金銭的價値を有するものならば、「物」でなくても財産を構成することはいふまでもない。

有價證券 は、財産を構成する斯る種類のものである。商品切手、貨物引換證、船荷證券、手形、公債、社債、株式などがこれに屬する。有價證券は、金銭そのものではないけれども賣られ易き性質、即ち流通性に富んで居るから、金銭に近きものとして、重要な財産構成成分として考へられねばならない。有價證券のうち、権利者の氏名が證券上に記載せられて居らず、現にその證券を所持する者が正當な権利者と推定せられてゐる種類のもので、無記名債權の證券即ち無記名證券といふのであるが、民法は、「無記名債權ハ之ヲ動産ト看做ス」(第八六條)と規定し、即時取得その他に關し、動産と同じ取扱をすることにして居る。しかし、「金銭其他ノ物又ハ有價證券ノ給付ヲ目的トスル有價證

券」は、「何人ト雖モ惡意又ハ重大ナル過失ナクシテ」かゝる有價證券を「取得シタル者ニ對シ」その「返還ヲ請求スルコトヲ得ス」(商法第二八二條、第四四一條)と規定されて居るから、かゝる有價證券を正當に讓受けたものはたとひそれが盜品又は遺失品であつた場合でも、純粹の動産におけるが如く、本當の權利者から取戻される心配はないのである。そして、かやうな有價證券の性質は記名式たると無記名式たるとにより異なるところは、ないから、動産と看做されて居る無記名債權も、動産よりは強い流通性を有つて居るといはねばならぬ。また、われ／＼が通常紙幣と稱して居るものは、日本銀行の兌換券であつて、紙幣ではない。紙幣としては、世界大戦中、五十錢、二十錢、十錢の所謂小額紙幣が發行せられ流通して居たが、今では發行されて居らず、流通も殆どして居ない。兌換券の法的性質は、所持人に額面の金額を支拂ふといふ所持人拂の約束手形であるから、前記無記名債權に該當し、動産と看做さるべきやうである。しかし、兌換銀行券條例により、「兌換銀行券ハ租稅海關稅其他一切ノ取引上差支ナク通用スルモノトス」(第四條)と規定せられ、強制通用力を與へられて居るから、單純なる物と看做されるのではなくて、金銭と看做されるのである。

通常の債權 も亦財産の構成成分である。勿論、債權ハ金銭ニ見積ルコトヲ得サルモノト雖モ之ヲ以テ其目的ト爲スコトヲ得(民法第三九九條)るが故に、金銭的價値を基調とする財産の構成成分たるに足らぬ債權もあり得るやうに見えるが、かやうな債權も、その不履行の場合には、金銭を以て賠償せねばならぬから、結局において金銭價値を有たぬ債權はない。さて「債權ハ之ヲ讓渡スコトヲ得」(民法第四六條)るのは勿論であるが、通常の債權にあつては、その流通性甚だ弱く、「指名債權ノ讓渡ハ讓渡人カ之ヲ債務者ニ通知シ又ハ債務者カ之ヲ承諾スルニ非サレハ之ヲ以テ債務者其他ノ第三者ニ

對抗スルコトヲ得ス。前項ノ通知又ハ承諾ハ確定日附アル證書ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ以テ債務者以外ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス(民法第四六七條)の規定に従はねばならぬ。債權を譲渡した旨を内容證明郵便を以て債務者に通知することが、通常用ひられて居る方法である。債權が財産を構成する所以のものは、債務者が債權者のために行為するところにあるのではなく、債務者の行為によつて金銭的價值あるものが債權者に附著するところにあるのである。随つて、債務者に資力なき場合には、如何に巨額の債權も金銭的には無價値である。財産の構成分としての債權は債務者の行為を指して居るのではなく、債權を通して得らるべき金銭的價值あるものを規つて居るのである。確實なる人の保證もなく、十分な物上擔保も附著して居ない債權が大して財産價値を有し得ないのはこれに基く。債權を確保し、併せて不動産の金銭的價值を活潑に働かせやうとしたものに昭和六年三月二十八日を以て公布せられた抵當證券法がある。債權者にして、「土地、建物又ハ地上權ヲ目的トスル抵當權ヲ有スル者ハ其ノ登記ヲ管轄スル登記所ニ抵當證券ノ交付ヲ申請スルコトヲ得」(法第一條)。一度「抵當證券ノ發行アリタルトキハ抵當權及債權ノ處分ハ抵當證券ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス。抵當權ト債權トハ分離シテ之ヲ處分スルコトヲ得」(法第一條)。債權者は擔保を證券上常に背負つて歩いて居る確實な債權として、甚だ容易に讓受人を求めて、金銭に代へることが能きる。この場合、「抵當證券ノ讓渡ハ裏書ニ依リテ之ヲ爲ス」(法第一五條)。抵當證券は、即ち有價證券の一種である。抵當證券制度の樹立により、不動産の經濟的流通性を高め、以て梗塞せる農村金融に一道の光明を與へ得べしと期待せられて居る。それとともに、不動産が農民の手を離れて、一部資本家の手に收められ易くなつたと

も見られて居る。孰れの豫想が適中するやは、之を今後の成績に徴せねばならぬ。昭和六年八月一日から、全國の地方裁判所所在地を限り實施せられた。

其他財産權 物の直接支配を中心とする不動産物權並に動産物權と、物の間接支配を旨とする債權とが、財産の構成分として、その重要部分を占めて居ることは、誰しも知るところであるが、この他、金銭的價值を有するが故に、財産の構成分、即ち財産權として數へらるべき權利がある。鑛業權、漁業權、特許權、實用新案權、意匠權、著作權、電話權、營業權等がこれである。

鑛業權 地下の鑛物は、土地の構成部分として、土地所有權に屬するやうに見えるが、「未タ掘採セサル鑛物(廢鑛及鑛滓ヲ含ム)ハ國ノ所有トス」(鑛業法第三條)の規定により、國の所有であるから、たとひその土地の所有者でも、「鑛業權ヲ有セスシテ鑛物ヲ掘採シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處」(鑛業法第九四條)せられ、「其ノ掘採シタル鑛物」は沒收せられ、「既ニ之ヲ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ其ノ代金ヲ追徵」(鑛業法九五條)せられる。鑛業法の定むるところに従ひ、掘採を申請して許可を得たる者は、鑛業權を得、「鑛業權者ハ鑛區ニ於テ其許可ヲ受ケタル鑛物ヲ掘採シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ス」(鑛業法第一五條)。而して、「鑛業權ト稱スルハ試掘權及採掘權ヲ謂フ」(鑛業法第四條)。「鑛業權ハ物權トシ不動産ニ關スル規定」が準用せられることになつて居る。

漁業權 河湖海等に棲息する魚貝藻類は、養殖されて居るものを除き、凡て無主の動産である。随つて、無主物先占の原則により、「所有ノ意思ヲ以テ之ヲ占有スルニ因リテ其所有權ヲ取得ス」(民法第二三九條第一項)。しかし、「營利ノ目的ヲ以テ水産動植物ノ採捕又ハ養殖ヲ業トスル」(民法第二三九條第一項)のために、漁業法の定むるところに従ひ、免許を得なければならぬ。また、たとひ道樂に魚釣りをする者でも、他人が漁

業權を有つて居る水面では、無主物先占釣り徳だと済まして居る譯には行かない。蓋し、「漁業權ハ物權ト看做シ土地ニ關スル規定ヲ準用ス」(漁業法第七條第一項)と定められて居るからである。さて、漁業權には、「漁具ヲ定置シテ爲ス」定置漁業權と、「水面ヲ區劃シテ爲ス」區劃漁業權と、地形を利用し設備を設けて水産動物を採捕する特別漁業權と、「水面ヲ專用シテ爲ス」專用漁業權の別がある。漁業權は有つて居ないが、「設定行爲―即ち約定―又ハ舊法施行前―明治三十四年以前―ノ慣習ニ從ヒ他人ノ專用漁業權ニ屬スル漁場内ニ入會シ其ノ專用漁業權ノ全部又ハ一部ノ漁業ヲ爲スノ權利ヲ有ス」(漁業法第一二條)る者を入漁權者といふ。入漁權はその慣習により認められたるものに限リ、入會權と同じ性質を有つて居る。入漁權も亦物權と看做される(漁業法第一三條)。

特許權 「新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其ノ發明ニ付特許ヲ受クルコトヲ得」(特許法第一條)その特許が登録せられるによりて特許權を生じ(特許法第三條)、特許權を得たる者は、「物ノ特許發明ニ在リテハ其ノ物ノ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ專用シテハ其ノ方法ヲ使用シ及方法ニ依リテ製作シタル物ヲ使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ専有ス」(特許法第三五條)。「特許權ハ制限ヲ附シ又ハ附セスシテ之ヲ移轉スルコトヲ得」(特許法第四四條)。「その移轉により特許權者が多額の對價を得ることは、人のよく知るところである。」

實用新案權 は特許權に似たるものである。「物品ニ關シ、形狀構造又ハ組合ハセニ係ル實用アル新規ノ型ノ工業的考案ヲ爲シタル者」が、「其ノ物品ノ型ニ付實用新案ノ登録ヲ受」けたる時に發生する權利であつて(實用新案法第一條)。「實用新案權者ハ其ノ登録實用新案ニ係ル物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ専有ス」(實用新案法第六條)る。この専有の權能に基いて物品を製作して儲

けることは勿論讓渡して一儲けすることの能きる點は、特許權と同様である。實用新案出願中と銘を打つた商品の時々見受けるが、出願だけなら、どんな下らないものでも能きるのであるから、買手の方で胡魔化されてはならない。

意匠權 は、「物品ニ關シ、形狀模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案ヲ爲シタル者」が、「其ノ物品ノ意匠ニ付意匠ノ登録ヲ受」けた時に發生する權利で(意匠法第一條)。「意匠權者ハ其ノ登録意匠ニ係ル物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ専有ス」(意匠法第八條)ることその他、實用新案權と相似て居る。

商標權 「自己ノ生産、製造、加工、選擇證明、取扱又ハ販賣ノ營業ニ係ル商品ナルコトヲ表彰スル爲商標ヲ專用セムトスル者ハ」、「文字、圖形若ハ記號又ハ其ノ結合ニシテ特別顯著ナル」商標なる場合に限り、「商標ノ登録ヲ受クルコトヲ得」るが、その際、商標に「施スヘキ色ヲ限定シテ登録ヲ受クルコトヲ得」(商標法第七條)る。「商標權ハ其ノ營業ト共ニスル場合ニ限り之ヲ移轉スルコトヲ得」(商標法第一二條)るに過ぎぬから、金錢價値は尠いやうに見えるが、「指定シタル商品ニ付其ノ商標ヲ専用スルノ權利ヲ有」(商標法第七條)し、「他人ノ登録商標ト同一若ハ類似ノ商標ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用シタル者又ハ其ノ商品ヲ交付シ、販賣シ若ハ交付販賣ノ目的ヲ以テ所持スル者」等を、「五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處」(商標法第三四條)して、商標權を保護して居るから、賣行の多い商品についての商標權は決して安價に見積らるべきではないのである。

著作權 「文書、演述、圖畫、建築、彫刻、模型、寫眞、演奏、歌唱、其ノ他文藝、學術若ハ美術(音樂ヲ含ム)ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作人ハ其ノ著作物ヲ複製スルノ權利ヲ専有ス」(著作權法第一條第一項)る。著作權はま

た、「文學藝術ノ著作物に關しては、翻譯權ヲ包含シ」、「各種ノ脚本及樂譜」については「興業權ヲ包含ス」(著作權法第一條第二項)る。「著作權ヲ侵害シタル者ハ偽作者トシ」、所罰を免れないとともに、著作權者に生ぜしめたる損害を賠償せねばならぬ。著作權は、發行者をして發賣頒布せしめて利益を得るのみならず、著作權を讓渡して對價を得ることも能きる。本書は、余の學術的著作であるが、明治圖書株式會社をして發賣頒布せしむるだけで、著作權者は依然として余である。

電話權 電話に加入せんとする者は、「電話規則」の定むる手續に従ひ、電話官署に對し電話開通の請求をなし得る。しかし、「官廳、公署及公益事業ノ用ニ供スルモノニシテ特急架設ノ必要アリト認メタルモノ」に加入申込者所轄通信局長ノ指示スル所ニ依リ電話施設ニ要スル費用又ハ物件ヲ政府ニ寄附スル場合ノ申込、及び「電話至急開通規則」に従ひ至急開通料を納める場合でなければ、電話加入の申込は受理されないことになつて居るので(大正八年通信省令第五十七號)電話は欲しくても架設費は自分持ちだし、金は出して急の間合ふかどうか解らぬといふ現狀であるので、自然既に入済の電話に金銭的價值を生じることとなつて居る。先頃、電話事業を民營に移してその加入を容易にしよといふ案が出たために、電話の値段が急に下落し、電話を擔保に金を貸したり借りたりして居た人達が、大いに周章狼狽した有様は、人の耳目になほ新たであらう。

營業權 といふのは、通常老舗とか暖簾とかいつて居るものであるが、賣藥行商の藥袋置先御用開商人の得意先、縁日商人の場所代、その他商人がその營業を續けることによりて獲得すべく期待される利益などのことで、一般に「權利」を買ふとか、「權利」金を出して營業を讓受けたとかいつて居るところの「權利」がこれである。正確な意味で權利ではないこと勿論であるけれども、商人の

財産を構成するものとして、甚だ重要な役目を演じて居るものであることを忘れてはならない。

財産 通常財産權と呼ばれて居るところの上に述べたやうな諸權利が債務とともに相集つて財産を構成するのであるが、財産は、それらの權利義務の單なる集積ではなく、何人かに屬するものとして結合されて居なければならぬ。財産はつねに誰かの財産であつて、誰にも屬しない所謂財産主體のない財産は存在し得ないのである。わが民法上の身分を得んがためには、必ず日本人でなければならなかつたのであるが、わが民法上の財産の主體たるには、日本人たると外國人たるとを問はず、自然人たると法人たるとに拘らない。

財産權の主體たる人が、その自己に屬する財産を、自己のためにのみ費消し得るか、他人のためにのみ使用せねばならぬか、それとも、自己のためとともに、他人のためにも利用せねばならぬかは、ここでは問題にしないが、後に説明するつもりである。

ある人の財産といふ場合には、その人に屬する財産權の總和を指す外、その人の負擔せる債務をも含めて呼ぶ場合がある。相続財産は、正にその一適例であつたが、かやうな場合には、財産權の總和を示すに積極財産を以てし、債務の總和を表すに消極財産を以てする。消極財産の額が積極財産より多い場合には、財産は財産であるけれども、結局のところ消極財産があるばかりである。かやうに考へて來ると、世の中に財産を有たぬ者は一人もなくなり、財産に關する研究は、凡ての人に對して切實となる。

以上述べ去り、述べ來つたやうに、外部からわれわれに幸福を齎す物體が、相寄り相集まつて財産を構成して居るのであるから、われわれが幸福になるやうに財産が使はれなくては嘘である。こ

の、われ／＼のために役立つといふことが、目的の大綱である。然らば、われ／＼とは何であるか。社會人としてのわれ／＼であるか、個人としてのわれ／＼であるか。

社會人としてのわれわれに仕へる財産を公益財産といひ、個人としてのわれわれに仕へる財産を私益財産と呼ぼう。公法人と公益法人との財産は、すべてこれ公益財産である。私益財産は、自然人と會社とが有する財産であるが、財産額の多寡に相應じて、保生財産、文化財産、奢侈財産の三層を區別せねばならぬ。

私益財産 は、先づ其主體の存続と向上とのために消費されねばならぬ。即ち、主體の生存權の要求に應じなければならぬ。嘗て、フランス革命に際しては、國家に對して所有權の神聖不可侵を以て對抗し、國家と雖も、財産を取上げることによつて、個人から生活資料を奪ふことを得ざること宣言した。私は、之を保生財産擁護の叫びと見る。現代においては、人は、私有財産制度を非議し、所有權の神聖性を問題として居る。しかし、私の觀るところに誤りなしとすれば、プロレタリアには、生存權の要求にかゝる最少限度の保生財産さへ、與へられては居ないが、保生財産だけは、どうあつても個人の掌中に收められて居なければならぬものであるから、ブルジョワから、保生財産に相當する分を、戦ひとらねばならぬと主張するのが、所有權神聖性非難の骨子である。個人所有權制度の否定は、ブルジョワ財産について之を立言し、プロレタリア側については、尠くとも、保生財産の限度における所有權を是認して居るのである。否、ある意味からいへば、保生財産の神聖性を高調して居るのである。

世には、保生財産すらなきものがある。漸く保生財産だけを有して居るものがある。更に文化

生活を營み得るだけの財産、即ち文化財産をも併せ有する者がある。この社會層を、プチブルジョワジと呼んで居る。保生財産と文化財産とを有するに止らず、奢侈財産をも併有する階級があり、之をブルジョワジと稱す。ブルジョワとは、「城内の人」、即ち町人を意味し、フランス革命における主動階級なる第三階級のことである。随つて、本來の用法に従へば、ブルジョワジは中流階級を意味し、富豪階級を意味しないのである。現に、フランスでは、日常語としては、今なほ右のやうな意味に用ひて居る。しかし、われわれがブルジョワジといふ場合には、左様な意味にとつて居るのではなく、奢侈財産を有する社會層を指稱して居るのである。

私益財産の公益財産化 財産が、少數ブル階級の奢侈の爲めに、盪盡されることは、決して財産本來の面目ではない。本來の面目にかへすには、奢侈財産を變じて公益財産とするの外はないが、之を財産主體の意思に委して居ては、其十分なる効果を期待し得ぬから、租税の形で公益財産とする。かかる見地に立つと、奢侈財産に重税を課することの、當然すぎる程當然な理由が判るであらう。文化財産には、課税せられる能力もあらうが、保生財産は所謂免税點下にある。嘗ては、土地所有者から一率に地租を徴收して居たのを、保生財産として土地を有する者からは之を徴收しないやうにし、漸次その免税點を引上げて行く傾向にあるのは、正に歩むべき道を歩んで居るのである。保生財産には、公益財産に轉態すべき契機を有たぬ。いつでも、「所有權ハ義務ヲ伴フ」ものであるが、この場合の義務は、その主體をして生存せしめよ、といふ義務でなければならぬ。貧者の一燈は、人をして泣かしむるに十分であるけれども、その客觀價値は、富者の萬燈に比して正に萬分の一に過ぎぬ。随つて、社會は貧者をして一燈を奉納せしめようとする代りに、富者から萬燈を捧げしむべ

く向はねばならぬ。奢侈財産が公益財産に轉態する任意の仕方は、私人自ら公益事業を經營し、又は公益事業へ出捐することである。營利に専らなる會社がその存立の目的外なる公益事業に、應分の出捐をなさねばならぬのは、上述の理由に基く。奢侈財産を擁する個人についても亦然り。

生活財産と企業財産 財産はまた別の見地からして生活財産と企業財産とに別つ。公益財産も私益財産も保生財産も文化財産も奢侈財産も、凡てこれ生活財産である。これに對し、企業財産とは、生活財産を獲得する唯一の手段として、資本主義經濟組織の今日、一般に認められて居る財産をいふ。されば、公法人も公益法人も、個人も會社も、企業財産を擁して居る。しかし、企業財産を最も多額に有するものは會社であり、實質的に觀察すれば會社の有する生活財産は社員のものともいひ得るが、企業財産のみは、會社のものとして保持せられ、かく保持せられることによつて、企業財産としての機能を十二分に發揮し得るやうな機構になつて居るのである。財産は、外部からわれわれに幸福を齎す物體の集積である點からいへば、生活財産たるものが財産本來の職能であり、企業財産は、たゞ手段的・中間的存在に過ぎないが、資本主義經濟組織の存続する限り、その姿を没することなき中間的存在である。

注意一 財産の構成分として、『財産は民法の上からは、動産、不動産の二つに區別される。土地・家屋・立木のやうに、容易にその場所を移すことの出来ないものを不動産といひ、衣服・家具・食物・貨幣・有價證券のやうに、場所を變更することの容易なものを動産といふ。』

財産の所有者が、自己の財産を支配する權利を所有權といふ。土地の所有者が、その土地に家を建てたり、人に貸したり、或は

賣却したりするのは、總て所有者の自由であるが、是は彼が法律上所有權を有してゐるからである。この所有權に對しては、人は決して之を侵すことが出来ない。しかし元來財産は自己一個の力の外に、社會の種々な力が加はつて出來たものであるから、所有權を有するからといつて、之を濫用し悪用して、社會公益の妨礙になるやうなことをしてはならない。法律も亦所有權に相當の制限を附してゐる。

所有權のほか、地上權（他人の土地に工作物又は竹木を所有す）**永小作權**（小作料を支拂つて他人の土地で耕作、又は牧畜をする權利）**抵當權**（債權の擔保）**產又は不動産を占有し、且つ債務者が辨濟しないときに於ては之を競賣に附して他の債權者に先だつて辨濟を受ける權利**等の權利を總稱して**物權**といふ。即ち物權は人が物を支配する權利である。（公民教科書上五、五五—五六頁）といふやうな説明を甚だ多く見受けるが、是は大きな間違である。これでは第一に財産の構成分として主要な地位を占める債權を逸して居るではないか。又『物權は物を支配する權利であるが、債權は人の行爲又は不行爲を要求する權利である。例へば甲が必要あつて乙に金錢の借用を申込み、乙の承諾を得れば、貸手と借手との間に一の貸借契約が成立つことになる。その貸手は債權者で、借手は債務者である。債權者が債務者に向つて返済を要求することの出來る權利がつまり債權である。若し返済期限が來ても、債務者が其義務を果さないときは、債權者は裁判所に訴へて強制的に義務を果させることが出来る。債務者がその義務を果すことと債務の履行といひ、その反對の場合を債務の不履行といふ。』（同書、五七—五八頁）といふ説明で、著者は能事終れりとして居るのかも知れぬが、債權の説明として誤れるのみならず、何處にも債權が財産の構成分たることを説いてゐない。債權の説明として間違であるといふのは、金錢借用の申込みがあり、之に對する承諾があつたからといつて、貸借契約が生ぜず、金錢の引渡があつて始めて貸借契約ありとされて居り、消費貸借契約はそれで要物契約と呼ばれ、契約の範疇のうちに在つて特殊な性質を持つものだからである。借家の貸借の如き場合には借入申込みとそれに對する承諾とで完全に貸借契約が成立する。つまり、金錢貸借を金錢の引渡のない前に成立すると説明したのが正當ではないといふのである。原則としては、物の引渡がなくとも契約は成立するのであるが。

注意二 財産を構成するものに就いての説明として、『財産は普通これを不動産と動産とに區別する。不動産とは土地及び其の定

着物をいひ、動産とは其の以外のあらゆる財産をいふ。此の區別は民法上にも明示され、法律的に種々重要な意義があるが、經濟上にもまた重要な關係がある。動産の大部分は家具・什器・生産用具その他普通の財であるけれども、此の外に、なほ公債・社債券・株券などの如き有價證券が含まれてゐることを忘れてはならない。有價證券は經濟の發達するにつれて益々多く用ひられるから、財産としても漸次重要な度を増し、却つて普通の財よりも重きをなすやうになつた。(河田氏公民教科書上、四四頁)といふ説明は簡にして要を得てゐる。特に有價證券を重視する所を注意すべきである。作し、財産といふのは或る一人の人を中心としてその人の有する所謂財産權と財産義務との綜合を意味するものであるから、『財産は通俗的には動産・不動産の所有と解せられるが、所有は財産を構成する一要素に過ぎない。人と財産との間には、所有關係以外になほ種々の法律關係があり、民法上に於て一々權利として認められてゐる。就中、物に對して直接に認められる權利を物權といひ、人に對して一定の行爲を要求する權利を債權といふ。物權の中には、占有權・所有權・地上權・永小作權・地役權・留置權・先取特權・質權・抵當權が含まれてゐる。債權は契約によつて成立し、契約は贈與・賣買・交換・貸借・雇傭・委任・寄託・組合・和解などに關して結ばれる。(同書、四五—四六頁)といふ説明を前に述べた財産の種類と如何に關係せしめるか問題であり、茲ではこれに就いて何も説かれてゐない。右の點に就いて、『財・財産・富の三語は、經濟學では次の如くに區別を立てる。

(一) 財(Goods)とは人の欲望を満足するもの、空腹を充たす飲食物、日常生活に必要な衣服・家具・享樂欲望を満足させる贅澤品等一切をいひ、又財貨・物資とも呼ばれる。

(二) 財産(Property)とは所有化された財貨の總稱であるが、形ある現物として所有してゐないでも、一定量の財貨を所有してゐるといふ權利そのものも財産を形成し得るのである。小切手・手形・公債證書・社債券・株券等は其の權利を示すものである。

(三) 富(Wealth)は財貨の集りを社會的に見た場合の稱呼である。或個人が三千噸の汽船を所有するとして、個人より見れば其の人の財産であり、又社會的に見れば一國の船舶としての富の一部に算へられるのである。(下村氏公民教科書、上、六四頁)と區別して説明する態度は誠に暗示に富むものである。

注意三 不動産を買受たり不動産の上に抵當權を設定したりする場合には、不動産登記法の定むる所に従つて登記する必要があることを注意せねばならない。それに就いては次の説明はまことに適切である。

『動産ならば其上に存し得べき權利關係も割合に簡單で、前にも述べた通り大抵はそれを占有して居る人が所有權者其他の權利者だと推測し得るが不動産になると其權利關係が複雑であるのみならず、外見から權利者を推測することが困難である。例えば標札を見ただけでは、其家の所有者はわからず、又其家が抵當にはいつて居るかどうかも知り得ない。それ故何等か其權利關係を明白にする方法がなくてはならぬ。そこで不動産登記と云う制度が設けられ、不動産上の權利を「不動産登記簿」に登録させて、利害關係人がそれを閱覽し得る様になつて居る。尤も不動産登記制度も各國必しも一樣ではないのであつて、例へばドイツでは、不動産上の權利は登記簿に登録されない中は成立しないことになつて居り、又登記簿に書いてあることは絶対信用してよいことになつてゐるが、我國の不産動登記の效力はそれ程強くない。第一にすべての土地建物に登録されて居る譯ではない。第二に、例へば登記簿には甲の所有地と書いてあつたので、乙がそれを信用して甲から其土地を買つても、もし其土地が實際甲の所有でない、乙は所有者でない人から其土地を買つたことになつて、其土地の所有權を得られない。第三に、甲の所有地を乙が買つた場合に、甲乙間ではたとひ登記がなくとも其賣買は成立する。たゞ其登記をしないと、乙は第三者に對してそれは自分が買つた土地だと云うことを主張出来ない。もし甲が其土地を更に丙に二重賣して、丙のために所有權移轉登記がされると、乙は甲の不法行爲を責めることは出来ても、其土地は丙に横取りされてしまふことになる。それ故不動産登記は不動産上の權利の成立要件ではないが對抗要件だと法律家が云うのであつて、不動産上の權利を得たら早速其登記をして置くことが大切である。殊に抵當權は前述の通り結局他の債權者に對して、其不動産についての優先辦濟を主張する權利であつて、抵當權の登記がなければ其主張が出来ず、又一個の不動産が何重にも抵當にはいつて居る場合の所謂「一番抵當」「二番抵當」の順位も、登記の日附の前後によつてきまるのであるから、抵當權については登記は絶対必要と云つてもよい。又土地の賃借權の登記も出来ぬことはなく、登記して置けば安全であるが、此場合には、賣買や抵當の場合とは違つて、土地の所有者が其登記を承諾する義務はないのであるから、普通に登記されな

いことが多い。そこで斯ういふ問題が起つた。甲が乙の所有地を借りて家を建てて住んで居ると、其貸借期間内に乙が其土地を丙に賣つて、丙の所有名義に登記が變更され、丙から甲に對して建物を取壊して土地を明渡せと請求して来る。其場合に、甲の権利は登記されて居ないのだから、甲は丙に對してこれは自分が此先まだ何年間借りて居る土地だといふことを主張出來ず、甚だ困難な立場に陥る。』(櫻積重遠氏「民法讀本」(改訂版)二二四—二二七頁)

参考一 現代社會は私有財産制の上に立つ。

私有財産制とは一人がその欲する所に從ひ他人を斥けて自己の財産を自由に處分し得る制度、換言すれば財産に對する私人の絶對的支配を認める制度である。今日我々の社會に於て生産事業が主として私人の企業として行はれ居るのも、つまり土地や資本の私有が認められて居るがためである。

此の制度は之を歴史的に見れば、人情の機微の間に發生し來つたものであり、それは人類を刺戟して各々その能力を充分に發揮せしめ、その結果社會全體を進歩せしめる效力をもつた。私有財産制のお蔭によつてこそ今日の文明があり得たのだといつても過言ではなからう。

たゞ制度なるものはとかく長い年月の間に過度に陥り制度本來の使命と背馳する如き實果を生み易いものであるが、私財有産制もその派生的制度たる相続制度と相俟つて、有産者とその子孫は常に社會的優位を占め、無産者とその子孫は益々劣位に落され行く如き情勢を招致し、貧富の懸隔を大ならしめて社會の不安を呼び起すとき結果を生むことがあり得る。これ果して必然不可避の到達點であらうか。この間に對し「然り」と答ふる者もある。斯る者は論理の必然から現代社會の殆んど凡ゆる組織を破壊されたる後には有産者も無産者もなき自由平等の大殿堂が自然に生れ來ることを信仰して居る。しかし問題は此の信仰に在る。何となれば私有財産制が現今少なからざる弊害を生み出して居ること、並びにその弊害が除去されねばならないことに付いては何人も異論のない所だからである。然らば果して破壊は當然により善きものの建造を結果するものであらうか。斷じてそうではない。ロ

「マ」の成るはその成りし日に成るに非ずして、長き歴史と幾多の経験の累積とが生み出した所である。私有財産制の破壊は私有財産制の弊害を消滅せしめるには違ひない。しかしそれによつて私有財産制の生む利益以上の福祉を生む制度の再建せらるべきことが見透せない限り、その破壊は暴擧といふの外はない。しかもこの見透しは何人も未だ信仰以上の確實さを有つて主張し論證することの出來ない事項である。

吾々は寧ろ、財産の使用収益にあたり、私利私慾にのみ走ることを控え、私有財産制は個人と社會との健全なる發達のためにのみ認められたるものなることを思つて、財産の社會的意義を充分發揮せしむる心掛を抱くべきであらう。財産が社會に禍となるならば、その財産の状態は必ずや私有財産制本來の面目に背いて居るのである。財産は常に公共福祉のために私有せられ運用せらるべき義務を伴つて居るといつてもよい。(中川善之助氏「公民教本」六〇—六三頁)

参考二 所有權の意義

所有權といふ言葉には廣狹二の意義がある。其の一は廣く財産一般を指すものとして使用せられ、其の二は有體物に對する内容の最も廣汎な支配權を意味するものとして使用される。而して憲法第二十七條に所謂「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ」と云ふのは前者の用例であり、民法第二百六條に所謂「所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ヲ使用、収益及ビ處分ヲ爲ス權利ヲ有ス」とは即ち後者の用例である。財産債權化の現象顯著なる今日に於ては——有體物にあらざる——債權其他についても概念上狹義の「所有權」の成立を認める餘地があり得る。けれども、民法は一方に於て「物」の概念を有體物にのみ限ると同時に(第八條)所有權の概念も亦有體物を目的物とするものみに限ることとして居る。併し、憲法上「所有權不可侵」の原則の如きは、今日では最早獨り民法上嚴格なる意味に於ける「所有權」にのみ其の適用を限るべきではなく、弘く一般の私有財産に適用せらるるものとして解釋せらるべきである。

現行憲法及び私法の根本原則中最も重要なものの一は「所有權不可侵の原則」であつて、憲法は之を言ひ現はす爲めに「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ」「公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」(第二條七條)との規定を設けて居る。

元來此の原則はフランス大革命憲法に由來するものであつて、君主政府等が従前刑罰徵稅等の名義を以て理由なく濫に人民の財産を侵し、これが爲め國民の自由と獨立とが容易に犯され勝ちに對する反動として生まれたものである。従つて「公益ノ爲必要ナル處分ハ——人民の代表者たる議會の協賛を経て制定される——法律ノ定ムル所ニ依ル」と定められて居る。

成程此の規定の結果として國民の財産は對國家の關係に於て保全せらるゝに至つた。殊に議會の多數が財産者の代表者を以て組織されて居る限り、財産者の地位は「國家」に對する關係に於て絶対に安全である。乍併、元來國家と國民とを對立的のものとして考へ、國民は國家と獨立して唯自己の爲のみに天賦の權利として財産を所有し得べしと考ふるが如きは、畢竟第十八世紀的個人主義思想に外ならない。憲法・議會・法律等を以て君主・政府・國家等の專恣に對する保障手段としてのみ考ふるが如きは專制君主制に對する反動として生まれた過渡的の國家思想に外ならない。若しも國家が國民全部のものであり、國民共同の責任を以て國民共同の利益の爲めに支持せらるべきものであるならば、獨り財産制度のみならず總ての社會的の制度は國民共同の利益に役立つ限りに於てのみ國家的に保障せらるべきである。私有財産の如きも決して唯所有者本人の個人的利益乃至國家的自由を保障する目的の爲めだけから國家的に保護せらるべきではなくして、それが國家全部の爲めに有利な役目をつとめる限りに於てのみ法律的保護を受くべきである。

國家經濟の根本問題として、現在の如く廣く個人的私有財産の個人的自由管理を認め、各人の個人的利己心に訴へて財産の生産利用管理を爲さしめるのが最も能く「物」を社會的有利に利用する方法であるか、それとも又共產主義者の唱ふるが如く、生産のすべてを組織的且計畫的に管理する方がより有利に社會全體の爲めに「物」を利用し得るであらうか、公平なる見地から見れば決して解決されて居る問題ではない。何故なれば、生産を——今日の如く——個人的營利企業に放任せずして、其のすべてを國家的に組織的に管理することが社會的見地から如何に合理的なとしても、國家は果してかくの如き大企業を能率よく管理經營するだけの實力と組織とを有し得るものであるか、又は人は果して全然利己的動機を離れ唯公共の爲めにする目的のだけから大企業の經營に努力するものであらうか、さらばと云うて又社會經濟のすべては特に之を全體として計畫的に考へずとも専ら個人的利己心に放任

して置さへすれば天然の法則によつて自ら萬事が目く運ぶものであらうか、此等の事柄は今日でも尙未だ確定的に解決されて居ないからである。成程生産手段の國家的收用は之によつて有産者對無産者の搾取關係を絶滅し得るであらう。けれども、搾取關係は絶滅し得たとしても、若しも其後の國家的企業經營が眞に能率よく行はれないとしたならば、それは唯有産者を亡ぼして無産者の天下を作るだけのことであつて、文化は反つて退歩して唯「平凡なる平等」が成り立つに過ぎないからである。

勿論、今日の如く生産其他物の利用がすべて「所有者」の自由に放任されて居り、有産者が唯自己の利益のみ目標として企業を營みつゝあることは、明かに「資本主義的無政府状態」を産むものであつて社會經濟の立場より見て決して合理的なりと言ひ難い。又生産手段の「所有權」は如何に有産者の手中にあるとしても、勞働の協力なき限り生産夫れ自身は勿論不可能である。して見れば、現在の如く有産者のみが獨り生産の主體となり勞働を唯生産手段の一とし商品の一として取扱ふが如き制度を今後長く維持することは、事夫れ自身不可能なるのみならず、眞に能率よく生産を營ましむる所以ではない。人が一度目醒むるとき、誰か僅かな賃銀を得るだけの爲めに有産者の營利手段として自ら甘んずるものがあらうぞ。此故に、今後の法律に於ては少くとも、一方に於て——無産者唯一の財産である——「勞働」に向つても從來「財産」に向つて與へられたと同等の法律的保護を與ふることを必要とすると同時に、他方「財産」に對する保護と雖も決して所有者本人の個人的利益のみを標準として之を與ふべきではなく常に社會全般の利益を顧み之と調和する範圍に於てのみ之を與ふべきである。最近諸國の法律が此點に鑑み「所有權の社會化」なる名の下に——漸次所有權に向つて公益上の制限を附するの傾向あるは蓋し當然であつて、此點に於て我國の立法は尙大に後れたりと云はねばならぬ。

かくの如く、近時の立法は漸次所有權に向つて公益上の制限を附ける傾向がある。而して裁判所も亦「權利濫用」法理の應用によつて所有權の行使を適當に制限し、「法律ニ於テ認メテラレタル適當ナル範圍ヲ超越シ失當ナル方法」に於て爲されたる以上、縱令所有權の行使と雖も尙之を違法として取扱ふの傾向あるは頗る注目し値する事柄なりと言はねばならぬ。(末弘嚴太郎氏著『民法講話(上卷)』一四五—一五一頁)

考考三 經濟と道徳

財産處理の生活は經濟生活であり、經濟生活は即ち金錢を取扱ふ生活である。從來の道徳はこの種の生活に就て教へる所が少く従つて金錢、經濟乃至財産に關する道徳觀念は我が國人に極めて乏しい。これ實に公民としての道徳生活に關する大なる缺陷である。金錢生活、經濟生活は道徳とは無關係のやうに考へられ、金儲けとなれば他人とか社會とか義理人情とか、すべて道徳的意義は少しも考へずに差支へないやうに思はれてゐる。これ實業道徳の振はないゆゑであるが、面倒な社會問題をひき起す大なる原因である。中には、金を溜めるには、義理を缺いても、できるだけ働くにしくはない。金儲けと道徳とは別の事である。但し金を大に溜めた後には、世の中に施しをするといふやうに考へてゐる人もある。極端に批評すると、盜賊をしても、後に他人に與へてやればよいといふやうな考へである。勿論、經濟と道徳とは、おのづから異なる。經濟は物を有効に取扱ふことであり、道徳は人と人との間に善く處することであるが、しかしまた全くはなれ得べきものではない。人と人との關係がなければ、經濟的事實も成立たぬ。經濟は、できるだけ利益のあるやうにすることがあるが、それは自分のためにも相手のためにもなることではなくてはならぬ。つまり自利と他利とを念頭におかなければ、經濟行爲が盛になることは、却つて道徳的に社會を亂すことになる。今日の社會の變調は、この不心得に基くことが多い。

また中には、自分の金は自分のものであるから、いかに使はうと勝手であるとなして、時代は不景氣に苦んでゐる折柄にも、一向無頓着に贅澤三昧に暮し、豪奢の生活をなして得々としてゐるものもあるが、これまた思はざるの甚しきものである。かゝる我儘な且つ不經濟的行爲が、社會の經濟的並に道徳的の生活に悪影響を及ぼすことは、いふまでもない。いはゆる成金者流の生活が世の反感を受けるのは、こゝにある。貧富の懸隔から起る社會問題は貧者のひがみに因ることもあるが、また富者の不道徳に基くことも多い。要するに富者が敢ておごらず、その餘財を以て常に社會公共のためにつくすやうな心得があれば、誠に結構である。蓄財にも消費にも、金錢の道徳的意義が認められ、自分の財産の取扱にも、社會的意義を感じるやうな人が多くなければ、經濟と道徳とは眞に能く合致することができる。(大島正徳氏著『公民教科書』上巻四七―五〇頁)

考考四 財産權獲得の方法

人は、如何なる手段によつて財産權を獲得し、如何なる根據によつて之を保持し、以て己が財産を作りつつあるのであるか。家督相続、遺産相続乃至遺贈により、被相続人から之を承継することについては、既に之を見た。財産は己が額の汗もて作らなければならぬといふ立場からすれば、相続による財産權の獲得は、不勞所得の最たるものであつて、社會に不平等を招致する害惡の根源である。富める家に生れるか、貧しき家に人となるかは、たゞこれ一片偶然的の事情に外ならない。然るに何ぞや、前者は以て贅澤の限りを盡し得べく、後者は以て生活線上を喘ぎまはらねばならぬとは、相続制度はもとこれ人爲に出づるのである。この人爲に出づる制度から、社會的正義に合しないやうな不平等が生れるとすれば、人爲を以てこの制度を改廢するの策をとらねばならぬ。社會主義乃至共產主義の立場に立つ人達は、これが撤廢を提唱する。しかし、親にして子孫の幸福を希求せざるものはなく、兒孫のために美田を買はざることを標榜する親はあつても、それは例外で、子孫のために圖る普通の手段は、子孫のために財産を遺してやることである。かやうな人情の發露に根柢を置いて居る相続制度が、完全に撤廢できるものか、どうか。一度は相続額を一萬ルーブルにまで引下げた勞農ロシアが、再び之を復活擴張しなければならなかつた所に、明瞭な解答が與へられて居ると思ふ。相続制度は、撤廢することを得ないが、之を改善することは目下の急務に屬する。わが國においても相続税の賦課に當つて、相続財産額の増加につれて、税率を漸次高めて重税を課することにして居るのは、この思想の流れに倣すものであるが、至當のことといふべきである。諺に、「財産は財産を呼び、金は金を生む。」といふのがある。民法は、「物ノ用方ニ從ヒ收取スル產出物ヲ天然果實トス。物ノ使用ノ對價トシテ受クヘキ金錢其他ノ物ヲ法定果實トス」(第八條)と定義し、次に「天然果實ハ其元物ヨリ分離スル時ニ之ヲ收取スル權利ヲ有スル者ニ屬ス。法定果實ハ之ヲ收取スル權利ノ存續期間日割ヲ以テ之ヲ取得ス」(第九條)と規定し、樹木、農作物の如き天然果實を取得する者の何人なりやを明かにするとともに、利息、地代、小作料、家賃等の如き法定果實の歸屬權利者につき規定するところがあつた。僅かに二箇條の規定に過ぎぬけれども、これによつて確立されて居る原則の影響の及ぶところは大きい。資本主義經濟組織の今日にあつては、天然果實はさして問題ではなく、法定果實がその焦點を形成する。先づ、利子についてはいはんに、「利息

制限法」により、「元金百圓未満ハ一年ニ付百分ノ十五（一割五分）百圓以上千圓未満ハ百分ノ十二（一割二分）千圓以上百分ノ十（一割）以下ト若シ此制限ヲ超過スル分ハ裁判上法律上といふに同じ無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ」（第二）と規定せられ、高利が禁止せられて居て、高利貸の存在の餘地がないやうに見えるけれども、借主の方で背に腹は換えられぬ場合が多いので、泣寝入になつてしまふことになり、徒らに高利貸の懐を肥やして居る次第である。利息を拂ふにはきまつて居るが、その利率につき別段の定めをしなければ、法定利率による。年五分を普通とするが（民法第四）「商行爲ニ因リテ生シタル債務ニ關シテハ法定利率ハ年六分トス」（商法第二）となつて居る。商人間に金銭の貸借があると、利息を約定しなくても、法定利息を請求し得る。地代、小作料、家賃等に關しては、法定率もなければ高率禁止もないから、偏へに當事者間の約定によつて定まるのであるが、どうしても借主側が弱く、甘い汁は貸主の側に吸はれる傾きがある。そこで、所謂社會立法によつて、國家は弱者側を適當に擁護しようと努力して居るのである。

金が金を生むことにかけて、天然又は法定果實以上に偉力を發揮して居るものは、利潤である。利潤は營利事業を離れて存し得ないのであるが、營利事業の中心をなすものは商行爲である。一、利益ヲ得テ讓渡スル意思ヲ以テスル動産、不動産若クハ有價證券ノ有價取得又ハ其取得シタルモノノ讓渡ヲ目的トスル行爲、二、他人ヨリ取得スヘキ動産又ハ有價證券ノ供給契約及ヒ其履行ノ爲メニスル有價取得ヲ目的トスル行爲、三、取引所ニ於テスル取引、四、手形其他ノ商業證券ニ關スル行爲」は、誰がやつても商行爲である（商法第二）。それで、これらの行爲を絶対的商行爲といふ。これに對して、相對的商行爲といふものがある。營業としてなす場合に限り商行爲となるものがそれである。即ち、一、貸貸スル意思ヲ以テスル動産若クハ不動産ノ有價取得若クハ賃借又ハ其取得若クハ賃借シタルモノノ賃借ヲ目的トスル行爲、二、他人ノ爲メニスル製造又ハ加工ニ關スル行爲、三、電氣又ハ瓦斯ノ供給ニ關スル行爲、四、運送ニ關スル行爲、五、作業又ハ勞務ノ請負、六、出版、印刷又ハ撮影ニ關スル行爲、七、客ノ來集ヲ目的トスル場屋ノ取引、八、兩替其他ノ銀行取引、九、保險、十、寄託ノ引受、十一、仲立又ハ取次ニ關スル行爲、十二、商行爲ノ代理ノ引受（商法第二）、及び「信託ノ引受」（信託法）がこれに屬する。「商」の外、「工」を含むことは明かであるが、それは、孰れ

も利益を得ること、即ち鞘を取ることが眼目となつて居るからである。随つて、鞘をとらぬことの明瞭な「専ラ賃金ヲ得ル目的ヲ以テ物ヲ製造シ又ハ勞務ニ服スル者ノ行爲」は商行爲とされて居ない（二六條）。さて、商の鐵則は、「安く仕入れて高く賣る」にあり、資本主義經濟組織の今日では、商、工は勿論、農も亦商品生産者としての役割を演じて居るから、商の鐵則の支配を免れ得ない状態にある。農村における最近の標語、「多收穫より多收益」は、この潮流に倣すものとして、言簡なるも實に要を得て居る。さて、財産に恵まれて居る資本家階級は、能きだけ安い賃金で勞働者から勞働力を買取り、能きだけ高い代價で生産物を市場に消化させるやうな仕方、あらゆる企業を營んで居り、かくして利得したる差額、即ち鞘を利潤と稱して居るのである。利潤の多寡は、専ら企業者の頭腦に相應するものと考へられ、利潤の正當利得者は、企業者に限られるやうになつて居るが、これには、利息の場合におけるが如き、法定利率もなければ、高利の禁止もなく、大河を決するが如き勢を以て、資本が資本を生みつつあるのである。

社會主義者乃至共產主義者は、價値の實體は勞働であるから、勞働の結晶たる生産物は、之を勞働者の手に收めるのが本當であるのに、資本家は、そのほんの一部分を賃銀として勞働者に渡すだけで、大部分を己が手に收め、勞働者から搾取して居るのであるが、其搾取物が即ち利潤に外ならぬと説いて居るのである。單に勞働だけで物は生産されず、綜合的な創意を本質とする企業に俟たねばならず、その企業は又、特殊の材能を必要とする微妙な作用である限り、資本家搾取説を以て、直ちに眞理なりとすることを得ないが、社會的見地に立つて、企業者利潤無限取得の制度は、何等かの形において之を改めねばならぬ。暴利の取締はその一であり、勞働者をして利潤に均霑せしめるのがその二である。しかし、企業はつねに利潤を生むとは限らず、時には損失を招くことを免れ得ないが、かゝる場合に、勞働者にも損失を分擔せしめることは酷であるから、企業に危険が付きものの今日では、勞働者を企業者と同じ地位に置くことは、勞働者にとつて必ずしも有利ではないであらう。有産者が財産を獲得する源泉は財産であり、その方法の企業であることは、正に上述する通りであるが、然らば、無産者が生活の資料たるべき財産を取得する源泉は何であるか。また、その方法はどうかであるか。無産者でも資本を借入れて企業を營み得るやうに思へるけれども、資本の借入れには

信用が絶対に必要であり、無信用の者は誰からも資金の融通を仰ぐことはできない。無産者にかやうな信用を求めるのは、木に藤つて魚を求めらるやうなものであるから、結局、無産者には企業を営んで利潤を得ることは望むべくもなく、身體を元手とする外に途はない譯である。「裸一貫」、これが無産者に生活資料を與へる根源である。その方法は、裸一貫の天然果實たる勞働を企業者に賣付け、その對價として勞賃を取得するのである。「財産は財産より生れる」といふことを、この場合に當嵌めて見ると、財産たる勞賃は財産たる勞働から生れたのである。して見れば、無産者にとつて、健康にして勞働に堪え得るといふことは、唯一の基本財産なのである。従來の法律は、有産者の財産保護に傾き過ぎて居た、今日及び將來の法律は、無産者の財産保護を念とせねばならない。高利、暴利の禁止が是認せられると同じ意味において、ある額以下の勞賃で儲つてはならぬといふ、所謂最低賃銀制が確立されねばならない。この勞賃問題をめぐつて、勞働者保護立法の運動がある。國家の干渉乃至法律の力により、勞資相互間の雇傭契約内容に容喙し、以て勞働條件が單に資本家側のみの發意に偏しないやうにしようといふのである。それとともに、勞働者は又自力救済の機關として勞働組合を組織し、團結の力を以て資本家に對抗しようとして居る。その用ふるところの戰術は、同盟罷工又は怠業であるが、これらを以て、一概に非合法的なものと觀て非難することはできないであらう。

一般に、財産を獲得する方法として重要な役目を演じて居るのは、契約であらう。財産の主たる構成成分として數へて來た債權は、契約によつて生ずるを通常とするからである。しかし、財産増殖の點からいへば、當事者ノ一方カ自己ノ財産ヲ無償ニテ相手方ニ與フル意思ヲ表示シ相手方カ受諾ヲ爲スニ因リテ其效力ヲ生ス（民法第五）の贈與の如き場合を除き、大した偉力を發揮する餘地はないやうに見える。蓋し、通常の契約の場合には、自分で財産を獲得する代りに、相手方に財産を與へて居り、得たる財産と與へたる財産とは、大凡釣合がとれて居るからである。たゞ、買占め又は賣惜みなどによつて、得たる財産の價額を釣上げ、轉賣して大いに儲けるといふこともあり、また、受取る價値に比して遙かに少額のみを與へる場合も多いが、これらは、投機又は企業から生ずる結果であつて、契約の直接効果ではない。資本主義經濟組織の今日では、契約が企業的手段として利用せられて居るために、契約もまた財産増殖に巨大な寄與をなしつつあるものに外ならないのである。

財産の無償取得、即ち財産増殖に寄與するものとして、現代の社會ではさまで大した働きもしないが、さうかといつて忘れることもできないものに、無主物先占、遺失物拾得、埋藏物發見、時効等がある。無主の動産は先占によつてその所有權の取得されること既に述べた通りであるが、無主の不動産は先占者に屬せず、國庫の所有に歸することになつて居る（民法第二）。遺失物を拾得した者は、之を落し主に返還するか、警察官署に差出すかしなければならぬ（遺失物法第一條）。落し主が知れない時は、警察は遺失物拾得の旨を公告する、「公告ヲ爲シタル後一年内に其所有者ノ知レサルトキハ拾得者其所有權ヲ取得ス」（民法第二）。「落し主が知れた場合には、「物件ノ返品ヲ受タル者」から「物件ノ價格百分ノ五ヨリ少カラス二十ヨリ多カラサル報勞金ヲ拾得者ニ給シなければならぬ（遺失物法）」。埋藏物とは、土地其他他物中に没入して居り、無主物ではないけれども所有者の何人なるか不明となつて居る動産をいふ。埋藏物の發見者は、遺失物を拾得した場合と同じ手續に従ひ、「六ヶ月内ニ其所有者ノ知レサルトキ」その物の所有權者となる（民法第二）。他人の畑の中から小判を充てた壺を發見したが、埋藏者又はその相續人が見付からぬやうな場合には、發見者とその畑の所有者とが折半して、埋藏物の所有權を取得する（民法第二四）。なほ、「學術技藝若ハ考古ノ資料ニ供スヘキ埋藏物ニシテ其ノ所有者知レサルトキハ其ノ所有權ハ國庫ニ歸屬シ、普通ならば埋藏物の取得者たるべき者は、その價格に相當する金額の給與を受ける（遺失物法）」。最後に、時効には取得時効と消滅時効とがある。消滅時効は、財産權の消滅であつて取得でないやうに見えるけれども、これは、財産權を喪ふ側から見ての立言であるから、反對の側からいへば、債務を免れて利得することになるのである。さて、「二十年間所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ」不動産、動産又は有價證券等を「占有シタル者ハ其所有權ヲ取得ス」（民法第一六二）。「盗んだ物でも、二十年経てば自分の物となるといふのである。若し、「所有ノ意思ヲ以テ平穩且公然ニ他人ノ不動産」又は有價證券等を「占有シタル者カ其占有ノ始善意ニシテ且過失ナカリシトキハ其所有權ヲ取得ス」（民法第一六一）。公然平穩善意無過失に他人の動産を相手方から移轉を受けて占有する場合はどうか。既に述べた如く、即時に所有權を取得する（民法第一九）。次に、「債權ハ十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス」（民法第一六七）。しかし、「商行爲ニ因リテ生シタル債權ハ」原則として「五年間之ヲ行ハサルトキハ時効ニ因リテ消滅ス」（商法第二）。この外、それぞれ、三年、二年、一年で消滅する債權もある。例へ

ば、月又ハ之ヨリ短キ時期ヲ以テ定メタル雇人ノ給料」の如き、或は「旅店、料理店、貸席及ヒ娯遊場ノ宿泊料、飲食料、席料、木戸錢、消費物代價並ニ立替金」の如き債權は、「一年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス」(民法第一七四條)。取得時効でも、時効が完成しない前に、支拂命令をかけるとか、差押、假差押又は假處分をするとか、債務を承認せしめるとか、占有者をして他人の物を占有して居るのだと承認せしめるとかすれば、時効は中断される(民法第一四七條)。一度中断された時効はまた、中断された日から更めて進行しはじめる。時効の制度は、權利の上に眠る者を保護する必要はないといふ思想とともに、永續せる事實狀態を尊重するといふ公益上の必要から認められたもので、單に個人の利害や道義心のみを、眼中に置いてのことではない。しかし、自己の良心に問うて時効を援用して利得するを潔しとせぬ者には、時効の利益を抛棄し得るやうに規定せられて居る(民法第一四五條)(拙著『法律綱要』(私法編)二四二―一五二頁)

第四章 職業

第一節 職業と人生

諺に「働かざる者は食ふべからず」といふことがある。働くといふこと、即ち労働が人生の最も主要なる地位を占むることを道破せるものといふべく、當に我々の服膺すべき言である。此の場合先づ明かにされなければならぬ問題が二つある。一は労働とは何ぞや、他は労働の目的如何がこれである。

労働と一口にいふと、人は肉體労働のみが労働であるかの如く考へる傾向を有つてゐるけれども、労働は何も肉體労働のみには限られず、精神労働も亦労働である。嘗ては精神労働を尊しとして肉體労働を輕蔑したやうな時代もあり、「武士は喰はねど高揚子」などいふ諺さへできて居た程であるけれども別に精神労働が労働として肉體労働に優るといふことはない。労働の優劣は斯やうな労働の性質から結果するのではなくして、その労働が社會國家の福利乃至文化の高上發展に寄與する程度如何に應じて定まるべきである。

然らば労働が如何なる目的に向つてなされるかを考察することは甚だ重要とならざるを得ない。労働の目的としては、(一)自己の生活資料を獲得するため、(二)社會國家に有用有益なる結果をもち來さんがためといふ二つの考へが擧げられる。何れを輕んずるといふわけにはいかないが、人間の社會生活の本義に照して社會國家に寄與する労働の一面が第一義的なものとして理解

さるべきであらう。従つて、有り餘る程の財産を有つて居る爲に別に働かなくても食ふには困らぬ境遇にある者も、必ず労働をせねばならない。それが社會に對する責務の履行であり、これによつて社會連帯が貫かれるのである。然し労働の個人的生活面を閑却することは出来ない。そして現在決して労働の此の面は輕視されては居ない。寧ろ余の見るところを以てすれば、現在口に労働の社會連帯面を説きながら、事實上は労働の個人生活面を取りあげ、以て就職難、失業等々の問題を神經過敏的に取扱つてゐる傾向がある。

以上のやうな考に立脚して、人が社會の内部で一定の統體的な労働に従事することを職業をもつと云ふことが出来る。従つて、「人は直接に生産に携はると直接には生産に關係しない事務に携はるとを問はず、苟も國家社會の爲に、また一家の生計の爲に繼續的に其勤務に當る時は之を職業といふ。」(河田氏公民教科書、上、三七頁)といふことになる。以上述べた所を要約すれば、「われらは、この世に生きてゆくために働かねばならぬ。農業をし、工業をし、商業をするのは、そのためである。あるひは教育家となり、辯護士となり、醫者となり、官公吏となるのも、そのためである。その生きてゆくためのものをつくる人があり、賣る人があり、買ふ人があり、これに關聯するいろいろの人が働いてゐる。たゞ着、ただ食、ただ住まひ得る、いはゆる不勞所得をもつて生活してゆく人たちが、また人の憐みによつて有るか無きかの世を過す乞食の類は、いはゆる經濟に生きる人たちではない。また老幼にして働けない者は、われらの養はねばならぬ人たちである。とにかく、われらは働いて得た金によつて、衣を調へ、食を足し、家に住まひ、家族を養ひ、まづ生きんことを願ひ、さらに、よりよい生活にすまうとするのである。これを經濟生活といふ。そのために選ぶ仕事を職業と

いふ。」(太田氏公民教科書、上、二二二―二四頁)といふことにならう。

大島正徳氏は「職業と人生」を説いて、「人間がこの世に生きんと欲するのはその根本的要求である。そしてよりよく生きんことは、萬人の等しく求める所である。生きんがために衣食住を持ち、よりよき生活を營まんがために孜々として努めるのは、人間の本性の然らしめる所である。人間は社會生活をなすものであるから、單に個々の生活を完うし改善せんとするだけでは足りない。相互に共同分擔して相補ひ相通じなければならぬ。各々その分擔部分をなすことによつてのみ、自他共に不足なき圓滿な共同生活をなすことができる。職業は自分の生活資料を得る方法であつて、且つこの社會的分業を擔ふものである。

人或は生活の資に窮しなれば、職業を有する必要がなからうと思ふかも知れないが、それでは人としての社會的責務が果せない。人として何等の職業をも有せず、社會的に何等の責任をも負はず、ただ父祖の遺産によつて徒食する如きは、積極的に社會に害毒を流さないにしても、消極的には徒らに社會的生産力を空費してゐるものである。人間として價値の乏しいはいふまでもない。實に職業は人生を意義あらしめる重要なものの一つである。人は一生を通じてその職業に終始するものであるから、最初その職業を定める時に注意すべきは勿論、一度その職業を定めたら終始一貫して、これに全力を注ぐことが肝要である。これその人にとつての天職である。」(大島氏公民教科書都市用、上、五三―五四頁)といつて居られる。

注意一「職業には貴賤の別がない。それは何れの職業も社會共同生活に必要であるからである。人に貴賤の別があるのは、人格

の高下と社會に貢献することの多少とによるのである。『公民教科書G、上、五三頁』といふ考方は一般に流布せられてゐるが、決して正當なる態度とはいへない。『世には營利的見地のみよりすれば、社會的には何等の貢献する所なく、時に有害でさへありながら、職業として収益の少なからざるものもあり得る。しかし斯る職業に従事することは、自己の品性を下落せしめ、子の將來を泥土に委することとなるは勿論、苟も公民たる者の絶大の屈辱といふべきである。』(中川氏公民教科書、上、七三頁)といふのが正當な見解である。またこれを『總て社會の必要によつて生れ、一般の公徳に反しないものである以上、即ち正業である以上は、如何なる職業も平等である。』(河津、井上兩氏、公民教科書、四二頁)と説くことも出来る。労働は神聖であるといひ、職業に貴賤なしといふ諺の有つ眞の意味を誤解してはならない。労働の向けらるゝ目的の性質に應じて正しき職業と正しからざる職業との存することは否定できない事實である。我々は正しからざる職業を去つて、明るき、正しき、よき職業を選ぶの覺悟がなければならぬ。然しそのことを實行するに當つて非常な勇氣を必要とする場合のあることも豫想してみなければならぬ。労働神聖はその範圍内のことである。決して如何なる種類の労働でも、労働なるが故に神聖なりといふことは斷じて許されない。

注意二 自ら選んだ職業に自信をもち、歡喜を以て事に當ることの必要なるはいふまでもない。『職業には、一つとして卑しいものはない。武士のみを貴いものとした封建の世のならばは、誤つてゐる。みづからの選んだ職業を貴いものとして、世に生きるところに歡喜がある。そこにはじめて、獨立自尊の精神が生まれる。そこに、社會に對する眞の奉仕が出来るのである。みづから最も適した職業を選ぶほど、社會に對する貢献も多くなるからである。』

福澤諭吉は、この點をよく説いた人で、かういふ引例をしてゐる。——かつて、大阪の鴻池の門前を、毎日のやうに「はうろくや、はうろく」と呼んで歩く男があつた。番頭さんは、この男が、いかにも勤勉で、かつ、熱心なのに感心する。ある日、呼びとめる。「はうろくやさん、お前も、いつまでさういふ商賣をやつても仕方があるまい。わしが御主人に話してあげるから、どうだ、この家に奉公する氣はないか。」といふ。はうろくやは、番頭さんの親切な言葉を喜んだ。が、「まことにありがたう存じます。いづれ、わたしも落ちぶれましたら、他人様の御厄介になりませう。」とあつさり、ことわつてしまふ。「いづれ、わたし

も落ちぶれましたら——」といふところに、このはうろくやの氣魄があらはれてゐる。自分の職業には、それだけの執着と信念をもたねばならぬ。』(太田氏公民教科書、上、二六一—二七頁)といふ叙述は此の境地を興味深く説示してゐる。唯、はうろくやの話その儘受取ると、はうろくやが自分の職業が番頭よりも高尚だと信じてゐたものと思はれるが、それでは職業に貴賤なしといふ提言に抵觸するかに見える。然しこれは自分が選んだ職業に對する自信の程を示したものであつて、客觀的に職業に貴賤の別あることを示してゐるものではない。これは注意されなければならない。

注意三 『世間の人々が働いてゐる有様を見ると、田畑に出て耕す者もあれば、山林に入つて木を伐る者もある。或は工場で植をふる者もあれば、商店で品物をあきなふ者もある。其の他會社・銀行・病院等で、人々は毎日せつせと働いて居る。どうして人はそんなに働くのであらう。それは、一方から見れば、一身一家の生活に必要な収入を得ると共に自分の能力を發揮するためである。人は誰でも何等かの能力があれば、働かずに居られない性質を持つてゐて、働いて自分の仕事を成し遂げると同時に、其の能力を發揮することに満足を感じるものである。秋の豊穡は農家にとつて收穫の喜であるばかりでなく、勤勞のみりとしての喜である。又品物の製作は工業家に利益の喜を與へると共に、製品完成の満足を與へる。』

しかし人々が働くのは自分のためばかりではない。人は皆自分の得意とする仕事に勵みながら、互に助け合つて社會奉仕の大切な本分を盡くしてゐる。これは自分が如何に世の人の助を受けてゐるかを注意すればわかる。人が生活するには直接衣食住に要する物を始として、其他いろ／＼の物が必要である。食物についていへば、米・麥や野菜もいれば、味噌・醬油もある。又肉類・鹽・砂糖などいろ／＼の物がいるが、これらの物が作られて家々の臺所に運ばれるまでには、實に多くの人の働を要する。衣服にしても住居にしても同様に多くの人手がかゝつてゐる。其他書籍とか、新聞紙とか、醫藥とか、通路・自動車・汽車・汽船等、數へ上げれば際限もない程世の人の助を受けてゐる。これらのものをすべて自分一人の力で作り出さうとしても、到底出来るものではない。そこで人は他の人々の助を受け代りに、自分の得意とする仕事に勵んで、互に助け合つて社會生活を營んでゐるのである。かやうに人は職業に従事して一身一家の収入を得、又自分の性能を發揮すると同時に、互に助け合つて國家社會の繁榮を圖るこ

とが出来た。それ故、人は誰でも相當の年齢になつたら、一定の職業をもたなければならぬ。『高等小學修身書卷一第十四課「職業」といふ説明は、中々具體的な手法を用ひてあつて、非常に参考になる。

参考一

こゝろよく

我にはたらく仕事あれ

それを仕送げて死なむと思ふ (石川啄木)

参考二 職業の神聖と平等

人は必ず社會の全組織中であつて互助共存の道を歩まねばならない。連帶の責任で社會といふ大仕掛の機械を動かすことに依つて生きて居るのである。故に、道徳に反し、法律を犯して他に迷惑を及ぼすが如きは固より論外とし、然らずとも満足なる體軀を有ち壯齡に達しながら尙ほ碌々として無爲徒食するが如き輩は、たとへ貯へられたる資産があり、之に依り勞せずして生活をなし得るが故なりとするも、畢竟他人の勤勞によつてのみその生存を維持し得る者に過ぎなく、公民たる資格より最も隔りたる者といはねばならない。人は必ず働くべきである。

働く人こそ始めて社會といふ機械の一部分をなすのである。機械の各部分にはその役目の種別難易大小先後こそあれ、上下優劣の差別はない。一本の留め釘が飛んでも時計の針は動けなくなる。職業も之と異ならない。匹夫と雖もその職業に關する限り、王侯の前に面を上げて立つべきである。フレデリック大王に風車を没收せられんとした粉屋が敢然これを拒んで「自分にとつてこの風車は陛下にとつてのプロシア國土に匹敵する」と叫んだのを大王は却て快しとしたといふ傳説も、教ゆる心は同じことであらう。まことに職業は神聖であり、平等である。須らく自らの最も適し且つ望むところの職業についてその全能力を發揮すべきである。幸にして職業の世襲せられた封建的身分の世界は消え失せて、今日人は財産所有の自由と共に職業選擇の自由を有つて居る。され

ばこの自由と便宜に従ひ己の職業を見出しこれに精勵することは、やがて社會への奉仕を大ならしむる所以でもあらう。

我等は既に各人各々の職業の自ら恃むべくまた尊ぶべきことを知つた。今やその然るべき同じ理由から他人の職業に對しても充分の敬意を拂はなければならぬことを知らねばならない。農業・水産業・鑛業・商業・交通業・公務・自由業・家事用人等その種類は極めて多いけれども、何れも各々その立場に従つて社會全體の生産・勤務に對し或は分業し或は協業して居る點に於ては悉く一である。この相關連帶の點に於て人々は相互に充分尊敬し合ひ、緊密に協調し合はなければならぬ。

尤も差當つて眼前の事實のみ見れば二つの職業はその利害必ずしも一致せず、時に正反對の方向を示すこともあり得るであらう。また一は收支ともに多額なるに反し、他は零細の所得で小規模の生計を立つるに止まることも勿論ある。しかし如何なる職業も社會生活の平穩なる發展を希求しなければならぬことに變りはなく、この共同目標に關する限りに在つては衆人みなその利害を一にするものといはねばならぬ。故に各人は常にこの共同目標を明かに認識し、これがための相互の關係と責任とを正しく理解することに依つて尊敬し合ひ協調し合ふべきである。

然るにこの職業的利害につきて紛議を生ずること稀ならざるは、多く職業に於ける私的利益の追求のみに驅られる結果に外ならない。徒らに勞少くしてその利多きを求むるためである。進んではまた他の職業的利益を犠牲にしてまで己の職業的利益を大ならしめんと企てるためである。しかし凡ての職業に私的利益の伴ふのは、もしくは社會の公權力を以てしてまでこの私的利益が保障せらるゝのは、畢竟その職業の社會的貢獻に對する報償である。従つてその貢獻に付いては勞を惜みつゝたゞその報償の大ならぬことをのみ願ふ如きは、その方法の如何に拘らず抑々重大なる誤謬である。反社會的の行動である。(中川善之助氏『公民教本』上巻、七三―七八頁)

参考三 副業

自給的家内經濟が大きくなるに従つて、その内に發達して來た勞働分配の一つ一つは次第に家内經濟の活動範圍から分離して一個特別の職業に獨立して行く。此の過程は今日でもなほ繼續して居るのであつて、舊い家内經濟の殘餘が片端から崩壊して行きつ

あり、その最後の残基が即ち農業であつて、これは土地と季節との支配を遂に脱し得ない部分なのである。かくの如くして従来農業労働の季節的分配の不平均をうまく埋め合せて居た家内労働が取り去られ、閑散な時期が生じると同時に、従来自家生産をやつて居た日用品を買はなければならないことになる。茲に於て此の閑散期を利用して收入の道を講じなければ家計が成立たなくなる。そのために他の産業部門に属する生産過程の一部を再びとつて来て此の閑隙を埋めることが始められる。是れが即ち副業であつて、本来農業にとつて問題である。

以上の如くして歐洲諸國にはそれ／＼國情に應じて早くから農村副業が發達した。その最も一般的なものは左の如くである。

- (一) レース。最も多くの國に於て行はれる。
- (二) 木彫、木工品。多くの國に於て行はるゝも山岳地方アルプス附近に多い。
- (三) 木製玩具。山林地方に多く行はる。
- (四) 刺繍、縫箔。多くの國に行はるゝも各國毎に其の意匠を異にする。
- (五) 柶柳製品。獨逸、イギリス、イタリ。
- (六) 麥稈サナダ。イタリ、獨逸、フランス。

我が國に於いては維新以來前述の過程が急速に進行し、農家の木綿の手織、亞麻の手織、製油、製蠟、濁酒の製造、染料の製造、粉の製造、煙草の製造等皆獨立の企業として農家を去つた。これに對して副業もまた次第に發達し、大正九年の國勢調査によると農業ハ口百につき二八・七人は副業に従事して居る。その中最も重要なるものは製絲業であつて、生絲組合の組織によつて次第に農家の手に回復されんとし、現存養蠶業者の手によつて組織されて居る製絲組合の生産高は、全生産高の約六%を占めて居る。我が國の最重要産業たる蠶絲業の利益が、次第に農家の手から製絲業、貿易業、金融業に移りつゝある際、此の發達如何は大なる意義を持つものである。此の外明治初年から發達した副業は麥稈サナダ、花苳、柶柳製品、藥細工、罌苞、眞綿等であつて、最近また農民美術が奨励されて居る。政府は農林省に副業課を置きその奨励に努めて居る。改造社、社會科學大辭典九九四頁 平井鐘

夫氏、『副業』

第二節 職業の選擇

職業は既に述べた如く、個人にとつても、家にとつても、社會にとつても、將又國家にとつても重要な意義を有するものであるから、之を選擇することは人生に於ける極めて重大な事柄でなければならぬ。職業の選擇をあやまることによつて齎らされる不幸の大きいことは今更喋々する必要を見ないであらう。従つて、職業の選擇に就いては、(一)個人も、(二)國家社會も決してこれを輕々視することを許されないのである。

先づ個人の側から考察しよう。高等小學修身書に、「好きこそ物の上手なれ。」といふ諺もある通り、自分の好む職業を選擇がよい。しかしそれが自分の性能に適してゐなかつたら、仕事の上達は期し得られるものでない。そこで職業を選擇には、自分の望む職業が心身の能力や性質に適するかどうかをよく確めなければならぬ。次に考ふべきは境遇である。人によつて其の境遇はいろいろに異なつてゐるから、それ／＼家の事情に應じて職業をきめる必要がある。父祖傳來の職業のある家に生まれ、其の家を繼ぐ者は、なるべく家業を繼いで改めないのがよい。又職業によつては、之に従事するのに相當の資本を要したり、或は特別の資格を要したりするから、それが得られるかどうかといふことも、豫め考へて置かなければならぬ。

なほ、職業を選擇に當つては、種々の職業の性質と社會の需要とを考へ、國家社會の健全な發展にも貢獻し得ることを標準とすべきである。

かやうに職業を選ぶには、いろ／＼の方面にわたつて十分に考慮しなければならぬから、父兄とよく相談して其の意見や希望を聞き、又先生、先輩等の指導を受けることが大切である。さうして一たんきめた職業は決して軽々しく改めないやうにしなければならぬ。」と説いてあるが、洵にその通りである。

これによれば、自己の性能に適した職業を選ぶことを第一条件としてゐる。人は如何にして自己の性能に適する職業を選ぶべきかが問題であり、それにつかへる方法として各種のメンタルテストが研究されて居る。然し今日未だ此の方面の業績は決して満足すべき状態に達して居ない。その理由として、「一には調査の方法が未だ個性の全貌を捉へるには不十分であるのと、二には個人をその職業的生活行動に於いて特徴づけるものに關する洞察が不十分であることから來てゐる。一は如何にして個性調査は完成せらるべきかの問題であり、二は何について調査すべきかの問題である。何故に或る方面の検査が選ばれて、何のために或る条件の下にそれが施行せられるか、或は個性の或る特徴に就いての觀察の結果が、職業的行動の上に如何なる意義を有つか等に就いて、未だ十分な検討が加へられないまま、で實施せられる結果は、甚しく實用性に乏しい調査であつたり、或は最後を常識で補填したものであつたり、甚しきは非常識にまで墮したものであらう。」(桐原葆見氏、「小學校に於ける職業指導」二三頁—岩波講座「教育科學」)—と指摘してゐるのは正しい。自己の性能に適する職業を選ぶといふことは理論上洵に正當なことであるけれども、實際上は職業とその適性との間の必然的關係を見出すことは決して容易な業ではなく、常に不完全のものたるは人のよく知る所である。従て軽々しく不完全不充なるメンタルテストの結果を盲

信して職業を定め、又は定めしむることに相當の警戒を要する。

次に考ふべきことは境遇であるとされてゐる。適材適所主義も此の境遇事情による訂正を受けなければならぬ。境遇に基く職業選擇の考慮に當つて、何人もひつかゝる問題は所謂職業世襲主義の利弊に就いてある。「職業世襲の利とする點は次の通りである。

(一) 幼時から家業を見習つてゐるから、その業務に關し既に相當の知識、經驗及び熟練を得、且おのづから職業的の訓練を受けてゐる。

(二) 父祖の信用により營業に貴重な華客を有する。

(三) 家屋、器具、商品などをそのまま受け継ぐことが出来る。

職業を變へる時は、右と反對の不利があるから、少くとも家督相續人たる者は、職業世襲を本體とすべきである。(大瀨氏公民教科書上、五四頁)。然しこれは唯、商業を營む場合に當嵌るのみであつて、他の多くの職業、特に精神労働を中心とする職業に就いては必ずしも妥當しない。精神労働者には一般に職業世襲主義が行はれ難いやうになつてゐる。何となれば、それ等の職業に就くためには、國家により定められた一定の資格試験に合格してゐなければならぬのに拘らず、それ等の人の子弟が必ずしも斯かる資格試験に應ずるだけの能力を有するか否かは未定だからである。

最後の標準として社會國家の健全な發達に貢獻し得る職業を選ぶやうにせねばならぬのであるが、此の標準に適合する選擇をせんが爲には、深き知識と廣き識見とを備へ、内に省みて深く、恃む所ある心情を持つることを要する。徒らに附和雷同してさまで重要ならざるものを重要なりと誤認することなきやう注意しなければならぬ。

之を要するに、斯やうに職業の選擇に就き考慮せねばならず、また考慮し得るやうになつたのは明治になつて職業の自由が認められてからのことである。憲法二十二條「日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス」を解釋して、伊藤博文公が「本條ハ居住及移轉ノ自由ヲ保明ス封建ノ時藩國疆ヲ畫リ各々關柵ヲ設ケ人民互ニ其ノ本籍ノ外ニ居住スルコトヲ許サス並ニ許可ナクシテ旅行及移轉スルコトヲ得ス其ノ自然ノ運動及營業ヲ束縛シテ植物ト其ノ類ヲ同クセシメタリシニ維新ノ後廢藩ノ舉ト俱ニ居住及移轉ノ自由ヲ認メタリ日本臣民タル者ハ帝國疆内ニ於テ何レノ地ヲ問ハス定住シ借住シ寄留シ及營業スルノ自由アラシメタリ而シテ憲法ニ其ノ自由ヲ制限スルハ必法律ニ由リ行政處分ノ外ニ在ルコトヲ揭ケタルハ此レヲ貴重スルノ意ヲ明ニスルナリ」(憲法義解「四二頁」と云つて居られるやうに、明治以前には營業の自由(職業の自由)が全然認められてゐなかつた。従つて今日我々が問題にするやうな職業の選擇は固より問題にはならなかつたのである。謂はば職業選擇の問題は近代的現象であり、それだけ研究が不充分でもあれば、人々の頭に充分熟し切らない部分もあるのである。職業選擇の約結的原理として、『實際に於ては、自分の才能が何に適するかを知ることは容易でない。自分の好むことが必ずしも長所でなく、世にはいはゆる「下手の横好き」が少くない。また世間の流行が往々青年の心を動かして、職業の選擇を誤らせることがある。少しばかり文才のあるものが文士の世に持囃されるのを見て、自分も文士にならうと志して、間もなく後悔するやうになるのはこの例である。だから職業は、原則としては、自分に最も適するものを選ばねばならないが、單に、自分だけの考で定めず、よく父母、教師などの老練な意見を聽くべきである。』(湯原氏公民教科書上、四七—四八頁)が示さるべき

であらう。職業の選擇は單に一個人の問題たるに止らず、社會國家に對しても深き關係を有するものなることは、職業の本質より見て明かなるところである。されば、社會國家は個人が職業の選擇をなすに當り、これに助力する所あらねばならないのは、蓋し理の當然である。

先づ、社會國家は各種の職業學校を設けて、夫々性能に適したる教育を施してゐる。然し職業教育にあらざる普通教育を施すを目的とする學校に於いても、兒童生徒の將來の職業を考慮して教育すべきことを忘れてゐない。昭和二年十一月二十五日、文部次官が各地方長官宛に、「兒童生徒の個性尊重及び職業指導に關する件」として

「記

一、兒童生徒の個性環境等觀察調査の方法及記入の様式に關しては、學校當事者をして研究工夫せしむること

一、學校當事者をして職業紹介所との連絡を密接ならしむること

一、師範學校、實業補習學校、教員養成所等に於て生徒教養上訓令の趣旨に就き特に留意せしむること

一、學校職員等に對し適宜個性調査に關する講習を爲すこと

一、訓令の趣旨は之を父兄保護者等に徹底せしむること

と通牒を發したことは注意されねばならない。これに關して、鹿兒島縣學務部長の縣下各小中学校長、補習學校長になしたる通牒は甚だ適切であると思ふから併せてこれを茲に轉載する。

職業指導に關する件

(昭和三年一月十一日社第三〇六號 鹿兒島縣學務部長通牒各小中学校長補習學校長へ)

現代社會相に表はれたる失業者の増加、就職難等の由て生ずる所以は之を一律に論斷し能はずとするも深く其の原因を探り對策を講ずるに於ては先づ學校教育と社會事業の施設が相互連絡を保て各人の個性に應じて職業的指導を加へ一面邦家の産業方策と相俟ちて國民生活の統制融合を期せざるべからず。是を本縣の實情に徴するに年々小學校を卒業する兒童四萬を算し其の約一割は直ちに就業すべきの境遇にあるを以て其就業方針を定むるに當りては學校當事者と職業紹介所相連絡して少年者の實社會に出づるの門出に於て遺算なからしむるを以て緊要なりとすべく、自餘の卒業兒にありても進んで入學する學校を選択するには本人の個性、家庭の事情等に省みるべきは教育上社會政策上極めて必要なりとするを以て茲に最終學期に入り學校兒童の將來に關し學校當事者が最善の考慮を致すべきの時機に際會するに依り曩に縣下町村長を介して通牒に及びたるも特に左記の項目に就き十分の計畫を立て遺漏なきを期せられ度此段依命及通牒候也

一、性能調査は周到適切なるべきこと

職業指導をなすに當り性能の調査を行ふことは第一の要件たりとするも一時的匆卒の調査は却て誤まれる判斷を招き易く兒童生徒の興味又は希望の如きは必ずしも永續性を有せざることあり。單純なる標準を適用して之を決定し得ざるべきを常とするが故に或る期間に涉りて細心の注意を拂ひ環境、學歴、身體精神狀態等に就き平生に於ける一般的觀察の外に醫學及心理學を應用して科學的の調査を加へ性能構成の諸要素を判定して之を適當に伸長せしむる様努力すること

二、職業に關する觀念を正確に把持すること

職業指導の任にあるものは諸種の職業を各般の方面より分析研究し其の事情に通曉するを要す。殊に産業の組織及社會的價值並に其の衛生狀態等に就き過去、現在、將來等に亘りて之を調査し的確なる職業觀念を有し且つ郷土的産業の地位を辨へ地方住民が如何なる職業的使命を自覺すべきかを察し其の職業の過程並に將來に及びて存立の確實性如何に關する觀念を明かにし、之に對する青少年者の適應性を判斷するに當り誤謬に陥るなきの用意あるべきこと

三、就職後の輔導を怠らざるべきこと

職業指導を以て單なる心理判定となし就職後に於ける輔導に無關心なるは危険なりとす蓋し就職後に於ける狀態が職業教育の本旨に悖らざるべきか否かは其の職業の狀態を當に觀察し雇傭期間に於ける産業事情の變動に伴ふ各種の現象又は過勞、不衛生、風紀等の及ぼす影響を察し適當なる助言忠告等と與ふるの必要なること

四、職業指導機關の聯絡を密にすること

教師は兒童の性能と職業的興味に就き熟知し又家庭の事情にも通じ職業に關する知識を與へ其の職業選擇に臨み指導を與ふるに容易なれども職業指導には尙適當なる職業の開拓雇傭主の事情調査其他就職後に於ける保護監督を必要とし勞働市場の需給關係に就き相當の留意を要するも之等は教育機關の機能の及ぶ能はざる所なれば職業紹介機關の力に俟ち相互協調聯絡を密接にするの工夫を要すること

五、各郡都市教育會に於ては此際可成職業指導並に個性調査等に關する講習會を開催すること
六、師範學校實業補習學校教員養成所等に於ては生徒教養上訓令の趣旨に就き特に留意せしむ
る事」

次に國家は大正十年職業紹介法を定め、市、人口三萬以上の町村又は人口三萬に満たずと雖も内務大臣に於て特に職業紹介法の設置を必要と認むる町村には職業紹介所を設置せしめ、その經費は設置市町村の負擔としてゐるが、その二分の一以内を國庫が補助することにしてゐる。世間では職業紹介制度を失業救済施設としてのみ考へる傾向があるけれども、それは大きな間違であつて、産業的及び教育的に重大なる使命を有つてゐるのである。

さて、我が國の現行職業紹介所の特質を列擧すれば次の如くである。(協調會「最近の社會運動」八七二頁による)

一、無料主義

職業紹介法によりて設立されたる職業紹介所は無料である。無料と言つてもそれは決して慈善的・恩惠的な意味ではなく、職を求むる失業者に職業を與へることの義務を意識したものである。意味に於て労働權の確保とも云ふべきであらう。凡て地方市町村經營とし、更に國庫がこれを補助することになつてゐる。

二、職業紹介所の特典

職業紹介法に依つて設立された現在の職業紹介所は紹介を無料で行ふのみならず、左の如き特典を持つてゐる。

(イ) 失業者が紹介されて就職した場合には汽車汽船の料金五割引の特典がある。従來季節的移動労働及び製絲女工には此の特典がなかつたが、昭和四年四月から擴大されてこれにも適用する。

(ロ) 日傭労働者又は自由労働者の賃銀の中間搾取を除くために労働賃銀を立替へる制度がある。

(ハ) 今日事實上困難であるが就職者に對して旅費の貸付の方法が講ぜられてゐる。

(ニ) 日傭労働者に對しては労働要具の貸付が可能である。大震災の後の復舊事業の當時これを斷行して大なる便宜を與へた。

(ホ) 少年少女のために又は適材適所の配置の目的を以て適性検査及び職業相談の設備をなし職業指導選擇の資に供して居る。

三、信用保證の制度

在來我國の營利職業紹介所には雇人請宿として、一種の身元引請の傳統的な保證方法が行はれて居つた。然るに公益紹介所にはその保證の道がなく雇主に不便であるが爲めにその利用が充分でないとの説がある。けれども今日の保證人制度なるものは形式的で實際は有名無實の有様である。現在の社會的要求に應ずるものは信用保險制度である。

信用保險は身元保證に代つて、不正求職者又は事故に對する保障となるものである。横濱市其他數十箇所の紹介所は既に此の制度を採用してゐる。

右の公營職業紹介所の外に尙ほ營利職業紹介所があり、これまた相當の成績を擧げてゐる。即

ち現在では、所謂口入業者は職業紹介所なる名稱を附することを禁ぜられたので、その数は減少したとは云ふものの、徳川時代よりの長年の経験による獨特の營業と活動とは、婦女子家内使用人等の取扱に於いて、公營職業紹介所よりは遙かに勝つて居るものがあつて、依然として優秀なる成績を擧げてゐる。然し、職業紹介網の完成と被傭者の自覺とが此の制度の存在の意義を失はしむる時も、やがては來るであらうといはれて居る。

注意一 職業の選擇に當つては先づ我が國に於いて如何なる職業が正當なる職業として認められてゐるかを知らなければならぬ。それには、大正九年第一回國勢調査の際に採用した職業分類を擧ぐるを便利とする。併せてその國勢調査の結果示された、各職業に従事してゐた人々の人數を次に示さう。

| 職業 | 總數 | 主業 | 職員 | 勞務者 |
|----------|--------|-------|----|-------|
| | 千人 | 千人 | 千人 | 千人 |
| 農業 | | | | |
| 農耕、畜産、蠶業 | 一三、九三九 | 五、〇八九 | 九 | 八、八四一 |
| 林業 | 一九〇 | 六六 | 三 | 一二一 |
| 水産業 | | | | |
| 漁業、製鹽業 | 五五八 | 二〇五 | 四 | 三四八 |
| 鑛業 | | | | |
| 探鑛、冶金業 | 三九八 | 一四 | 五四 | 三二八 |

| 工業 | 商 |
|------------------|------------------|
| 土石採收業 | 物品販賣業 |
| 窯業 | 其他の工業 |
| 金屬工業 | 瓦斯、電氣及天然力利用に關する業 |
| 機械器具製造業 | 學藝、娛樂、裝飾品製造業 |
| 化學工業 | 製版、印刷、製本業 |
| 纖維工業 | 土木建築業 |
| 紙工業 | 被服、身廻り品製造業 |
| 皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造業 | 飲食料品、嗜好品製造業 |
| 木、竹類に屬する製造業 | 被服、身廻り品製造業 |
| 木、竹類に屬する製造業 | 土木建築業 |
| 飲食料品、嗜好品製造業 | 製版、印刷、製本業 |
| 被服、身廻り品製造業 | 學藝、娛樂、裝飾品製造業 |
| 土木建築業 | 瓦斯、電氣及天然力利用に關する業 |
| 製版、印刷、製本業 | 其他の工業 |
| 學藝、娛樂、裝飾品製造業 | 物品販賣業 |
| 瓦斯、電氣及天然力利用に關する業 | |
| 其他の工業 | |
| 物品販賣業 | |

| 職 | 業 | 總數 | 主業 | 職員 | 勞務者 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 媒介周旋業 | | 二千人 | 一千人 | 三千人 | 三千人 |
| 金融保險業 | | 一三一 | 三〇 | 七九 | 二一 |
| 物品貸業、預り業 | | 一七 | 七 | 四 | 六 |
| 旅宿、飲食店、浴場業等 | | 七一四 | 二七五 | 一七 | 四二二 |
| 其他商業 | | 七 | 二 | 四 | 一 |
| 交通業 | | | | | |
| 通信業 | | 一五五 | 八 | 四六 | 六一 |
| 交通業 | | 九二三 | 二五〇 | 九四 | 五七八 |
| 公務自由業 | | | | | |
| 陸海軍々人 | | 二五〇 | 一八 | 三五 | 一〇八 |
| 官吏、公吏、雇傭 | | 三三五 | 一七 | 二四三 | 七五 |
| 宗教に關する業 | | 一四三 | 六九 | 三八 | 三六 |
| 教育に關する業 | | 二五四 | 一七 | 二〇四 | 二九 |
| 醫務に關する業 | | 二〇七 | 一〇八 | 四九 | 五〇 |
| 法務に關する業 | | 二〇 | 五 | 一一 | 三 |
| 記者著述家 | | 一〇 | 二 | 七 | 一 |
| 藝術家 | | 七五 | 四九 | 九 | 一八 |

| | | | | | |
|---------|-------|-----|-------|-------|-------|
| 其の他の自由業 | | 一四九 | 三三 | 三一 | 八五 |
| 其の他有業者 | | 五二七 | 一七 | 七 | 五〇三 |
| 家事使用人 | | 二〇 | | | |
| 無職業 | | 三六九 | | | |
| 収入による者 | | 三六九 | | | |
| 無職業 | | 三八三 | | | |

注意二 人間は、カントもいつてゐるやうに、目的そのものであつて、機械でもなければ物でもない。従つて、職業の選擇に當り、全然精神的努力の方面を無視し、科學的らしき假面に眩惑されて、曖昧にして不完全な所謂メンタル・テストに引きづられてはならない。自己の性能を省みることなくして、「思ふ念力岩をも通す」とか、「點滴岩を穿つ」とか、或は「精神一到何事か成らざらん」とかいふ氣概と頑張りだけで職業を決定するのも、確かに「過ぎたるは及ばざるが如し」の觀があるけれども、人間を機械のやうに考へてメンタル・テスト一點ばりて事を決しようとするのも、暴舉であるといはねばならない。深く注意するを要する。

注意三 職業選擇に當り、最近特に耳にすることの多いのは就職難といふことである。一般に我國の學校出の若人は獨立企業者となることを好まず、所謂月給取りとなつて働かうとする傾向が強すぎる。月給取りの口に容易にありつけないといつて就職難を叫んでゐるのであるが、これに對しては、『近年頻りに就職難の聲を聞く。而も一方に就職難の聲も高い。世界の大戦の爲め不時の擴張にもとづく設備の異常なる擴大と、戦後米國を主とする大量生産は、今や世界を擧げて生産の過剰となり、不景氣の聲は益深刻となつて來た。まして我が國の如く人口の増加率の高いところでは、人口を消化する仕事よりも人口の増す歩合が多く、就職難の聲高く、失業の叫び大なるは事實である。しかし同時に今日の社會は、あらゆる方面に適材を得るに苦しんでゐる。誠實熱心にして技術才幹あり、勞苦を厭はず、勤勉なる者は、自から求めずとも自から其の眞價が認められ、信頼を受けるのである。場合によ

り、當初には一家の生計を立て難い程度の報酬も己むを得ないことがあろう。獨立自治の精神を養ふ、仕事を覚える、見聞が廣くなる、人情が磨かれる、世間が解る、それは立派な修養であり、試練である。自分の方から月謝を出して世間學を學ぶ、その月謝として自己の勤勉・忠實・研究・思慮を拂ふのだと思へば、職業を樂しみ愛しつゝ愉快に働くことが出来る。殊に働きがひのあるのは最も自己に適した職業に於てである。職業選擇の重要な所以だ。』(下村氏公民教科書、上、五四―五五頁)といふ訓戒は至極適切であらう。斯やうに就職難の上つて起る所以のものは、社會制度乃至經濟組織の缺陷から生じて居るところの甚だ多いことは争ひ得ないが、職業を選擇する者の側の覺悟の不徹底から來てゐるところも多いためである。

参考一 職業調査は社會調査

教育としての職業指導のための職業調査は單に雇傭上に於ける従業員の適材選抜乃至配置のためにする職業調査と異る。従つて、職業に従事する人々の心理學的及び醫學的研究は極めて重要な一研究部門であつて缺くべからざるものであるけれども、これのみを以て其の目的を達することは出来ない。苟も教育としての職業指導のためにする職業調査であるならば、それは同時に社會調査でなければならぬ。

教育科學の當面することは現實社會に於ける生きた人々の職業なのであつて、決して抽象的な「職業一般」ではない。又太古からの珍奇な職業に關する好專的な論說に在るのでもない。教育は實踐を、過去でなくて未來を課題とする。「いかにすべきか？」が凡ての研究の出發點なのである。

扱て斯の如き現實社會の職業乃至職業に關聯した數々の社會現象が、單に生理的心理學的研究で凡て盡されるものでないことは餘りに明かである。其れは社會的にも、又經濟學的(殊に經濟地理學の意味に於て)にももつと研究調査されなければならぬ。現實の社會、それを世界全體として見るか、乃至日本一國として見るか、更に或る特殊な一地方を中心として見るかは別として、此現實な社會に於ける職業の現實態を顧みずして、教育としての職業指導の實踐に役立たせようといふことは餘りに机上の空論であ

り、無意味な努力であるといふの他はない。

これがためには一定の社會に於ける職業狀態其他これに關聯した社會現象を科學的に研究する、方法がもつと發展されなければならぬ。從來の職業調査に行はれた經濟條件、雇傭條件等の調査は、第一にそれが充分科學的方法を以て組織的に調査研究せられることが尠く、其の多くは、常識的な單なる雜駁な見聞の蒐集羅列に終ることが多いといふ點に於て、吾々を充分満足せしめることが出来ない、斯様な調査は世上に多く行はれる「何々職業案内」「何々學校案内」等の所謂案内書扱ては近頃流行の就職戦術書の類と多くの差異を發見するに苦しむものである。第二によし斯る調査が多少正確な統計に基くとしても、當該職業調査は未だ完了したりといふことはいへない。何者、從來の職業調査は主として一個の職業を中心とした調査であるため、どうしても調査が抽象的であり個別的になり勝ちであり、其の職業の有つ社會上の位置、即ち全般的な視點を與へることが出来ない。即ち從來の職業調査は例へば綿絲紡績業といへば文字通り綿絲紡績のみに關する其の經濟條件、雇傭條件、従業者の心理學的適性、其の他に關する調査であり、機械工業についても同様、化學工業についても同様、各々別々に調査され、何等それら諸工業間の一定地方、一定地域に於ける横斷的な連關が考慮されて居ない。これ即ち一定の職業を抽象化、偶像化し、孤立化し、一定職業のみに囚はれた縦斷的調査であつて、現實社會の職業狀態といふ全般的視點を逸したために起る缺陷なのである。かゝる調査のみを以てしては、到底實際的科學的な職業指導は遂行出来ないであらう。社會があつて始めて職業がある、職業だけが社會を離れて存在する筈がない。社會を考慮せずにその中のある職業のみを抽象的に考へて居る職業調査及び職業指導は、又しても「何々職業案内」の類と大差なき非科學性を甘受しなければならぬのである。

社會調査としての職業調査は、飽くまでも一定社會の一般社會經濟的状況を基礎として、其の上に於ける一定職業及び各種職業の現勢、相互的關係、將來の趨同等を調査研究するものでなければならぬ。是に於て先づ經濟地理學の研究が最も緊急事である。一定社會の産業は先づ其の社會の占める氣候、風土、天然資源に條件づけられることはいふまでもない。しかし又一面、それは、其の地域の人口、經濟狀態、社會狀態等によつても大に制約される。

十八世紀英國に工業革命が最初に起つた原因としては、先づ當時英國に人口が少く、物資の生産に當つて人力に頼ることが可能であつたため、國內並に海外に於ける英國の物資に對する需要に應ずるには機械に頼る外なく、而して其の必要は次ぎ次ぎに機械を生んだためであつて、即ち人口の少いことに其の原因があり、反之人口の多い地方では勞働賃銀が安價である關係上加工生産に當つて機械に頼らず、人力に頼るに至る。例へば吾が國輸出品の大宗たる生絲は蠶兒の掃立てから上簇並びに製絲まで殆ど全く人力を以てなし、機械を用ふるの餘地は少い。其の結果、人口少く勞働賃銀の高い米國では、桑樹も充分成育し、氣候も蠶兒の成長には好適であり、數次其の飼育獎勵の舉に出でたるに拘らず、今日に至るまで遂に成功せず、生絲は日本、支那等勞働力の多い地方の特産物とされて居る。

これはほんの一例に過ぎないが、斯の如き經濟地理學の發達は將來職業調査延いては職業指導に大きな光明を齎すであらう。次に必要なのは職業の社會學的或は社會心理學的研究である。現今世上にある凡ての職業で青少年にとつて同等の牽引力を持つものでないことは餘りにも明白な事實である。或る職業は甚しく兒童から厭はれ、他の職業は無限に兒童の欲求の對象となる。百貨店員、如きは後者の適例である。昭和六年七月東京市内の某々百貨店が約二千名の少年少女店員の募集を發表した時、取扱職業紹介所に殺到した少年少女の數は勿論一萬數千名に達し、街上は一時交通遮断を見た程であつた。又一般に現在小學校卒業後直ちに實業に就くべく運命づけられた貧困少年の就職希望は、申し合せたやうに所謂住込奉公を厭つて、通勤、夜學通學の希望を第一に掲げて居る。従つて、大體後者の條件を具へて居る事務員、給仕、其の他の通勤勤務等には希望者が殺到するが、住込奉公の小店員、少年工等には至つて希望者が少い。一例として昭和五年三月全國小學校卒業兒童について、公益職業紹介所取扱の求人、求職數の關係を業種別に見ると左の如くである(求人數一〇〇人に對する求職者數の割合、中央職業紹介事務局調査)。

| 業種別 | 計(%) | |
|-------|------|------|
| | 男(%) | 女(%) |
| 事務員見習 | 三三三 | 三三九 |
| 給仕 | 三三六 | 四七七 |

| | | |
|-----|-----|-----|
| 小見習 | 三三二 | 二二七 |
| 工員 | 四七 | 五六 |
| 其他 | 七四 | 五四 |
| 計 | 五六 | 一〇九 |
| | | 六八 |

即ち左表の如く男子にあつては、事務員見習及び給仕志望者が、求人數の約三倍以上に達して居るのに、小見習、見習工志望者は、求人數の約三割強、四割強にしか當つて居ない。斯の如く職業紹介所は一方に有り餘る求人人口を擁し、他方に蠲集する求職兒童を控へ乍ら、少年の希望と社會の需要とが喰ひ違つてゐるため、其間の就職斡旋に手を焼いて居る有様である。少年が一樣に住込を厭ひ、夜學通學を望む原因如何の問題は社會心理學としても好個の研究題目たるを失はないのであらうが、極く大ざっぱに之を見ても、現代少年の意識には既に封建的な年期住込奉公の制度が最も厭はしきものに感ぜられつゝあること、第二には現代少年の向學心が頗る旺盛であること等に其の主要な原因があるものの如く考へられる。此の向學心は恐らく、明治大正へかけての一つの社會意識として盲目的な學校熱、學校萬能意識に培かはれたものであり、又他面「苦學力行」をモットーとした講談本的な立志傳が深く貧困少年(或はその父兄すらも)の頭に喰ひ込んで、強烈な立身出世意識を煽り立てたことも其の一つの原因である。而も此の立身出世意識は明治初中村正直の『西國立志編』が時代の傾向に投じたる以來、現代日本の様な社會状態に於て最も特徴的な時代意識であることはいふまでもないことであらう。

斯の如き少年の出世意識を如何に指導するかといふことも教育上、職業指導上頗る重大な問題であり、その由つて來る原因に對する根本的な科學的研究が行はねばならない。

斯の如き事項は「職業調査」としての此の講述の範圍を逸脱した嫌があるかも知れないが、繰り返して述べた如く、若し「職業調査」が個々の職業を單に孤立的、抽象的に調査することなく、其の社會に於ける職業状態の具體性、現實性を主眼とした調査であるとするならば、當然如上の如き職業生活に關する社會心理學的現象をも亦、研究調査する必要に迫られる。又斯の如き「職

業調査」なくしては眞の意味の科學的教育的職業指導の目的は達成し得られないであらう。

此の意味に於て近時所謂「郷土教育」の主張がなされ、又一面其の學校を中心とした種々な社會調査、例へば其の學校の兒童の父兄の地域別職業分布や、其の學校卒業兒童の行衛に關する調査がポツポツ初められて居ることは極めて有意義であると思ふ。

(狩野廣之氏「職業調査」二七—三一頁。——岩波講座教育科學第三冊中——)

參考二 子弟の職業選擇について

子弟の職業選擇の問題に就て先づ第一に考ふべきは、抑も父兄は子弟の職業選擇に就て果してどれだけの權利と責任とを持つて居るかの問題である。

我國には今尙子を親の所有物なるが如くに考へて居る人が少くない。其の結果、子の職業選擇に就ても全く親一個の意見を押し通して全然子の意思を顧みざるが如き親が多し。無論それは一面子を可愛いと思ふ親心の現はれには違ひないけれども、親が子の能力性格生れつき等を仔細に研究することなく、又本人の意思をも確むることなくして、無暗と子供の將來を決めやうとするが如きは頗る亂暴であり又甚だ危険である。世の中には抑々最初の職業選擇を誤つた爲めに一生不遇の地位にある人々が澤山ある。殊に、親が無理強ひに不向きな職業を選び與へた結果、一生を全く不遇の中に過ごし、終生終に天賦の才を發揮し得ざるが如き人は、其例決して稀ではない。又親が無理強ひに不向きな職業を選び與へやうとした結果、親子の間に激しい感情の衝突を惹き起し、甚しきに至つては見るに忍びざる家庭悲劇を呼び起すやうな例も少くないのである。而かも其の原因が多くの場合親が其の子を以て所有物なりと考ふるの點に存することを思ふとき、私はどうしてもこの點に關する社會一般の思想に對して其の根本的變革を切望せざるを得ないのである。

凡そ各人には總て其の特色がある。向き不向きがあり、適不適がある。社會は、各人をして各其の最も適する所に向はしめ、其の最も得意とし長所とする所を發揮せしむるに依つてのみ、能く其の進歩と繁榮とを計ることが出来る。此故に、今日の制度上子弟の教養が専ら父兄の責任になつて居る以上、子弟各自をして社會の爲めにその最大能力を發揮せしめるのは正に父兄各自の責任であつて、この責任に背くことは獨り子弟其人の人格の尊嚴を冒瀆する所以なるのみならず、社會に對して誠に許し難き罪惡なりと言はねばならない。勿論、誰れは何に向くかといふ問題を正確に見極めることは頗る困難である。又、職業選擇を全く子弟本人の意思のみに任せて、全然放任主義をとるものも餘りに不親切な遣り方である。併しながら、親が或る自己の單なる虛榮心から世間態を憚つて子の職業問題を考へたり、或は全く子の向き不向き等を考へず何でも親と同じ職業をやらせやうとするが如き態度をとつたり、或は自らの學術藝術乃至社會運動等に對する無理解から、全く何等の理由もなく、子弟のその方面に向はんとする意思を無下に抑へやうとしたり、又甚しきに至つては單なる自己の小さい趣味から、例へば長男は陸軍に次男は海軍に三男は又官吏にしたいなどと勝手な方向を獨り極めにして無暗と子をこれに當てはめやうとするが如きは、明かに子其の人の人格に對する侵犯であり、又社會に對して父兄たるの責務を盡さざるの罪誠に重しと言はねばならない。

父兄は宜しく平素より一々子弟の性格能力等に付て仔細なる觀察を怠らざると同時に、各種職業に付て正しき理解を得ることに努め、子弟の職業選擇に付ては寧ろ先づ本人の意思に重きを置いた上、虚心以て親切なる相談相手となるが如き態度を執らねばならない。

次に又、子弟の養育教養を以て一種の投資事業のやうに考へて、雖て利益を回収すべき將來を豫期して教育を施すが如き親は、不幸にして今日尙多數に存在する。而してそれが職業選擇の問題に付ても甚だ遺憾な結果を生み出して居ることは、吾人の又最も注意せねばならぬ所である。

昔は、親が其の子を所有物として取扱ふことを社會上も又法制上も正當視して居た時代が諸國に存在した。又今日でも、教養なき無智なる人々の間に於ては、其の子を財産と考へて収益の爲めに養育し又賣却する例は決して稀れでない。所が、之と類似の思想が——「親孝行」なる美名に包まれつゝ——相當教養ある人々の間にも今日尙引續き存在しつゝあることは吾人の最も驚きとする所である。この種の考へ方を有する人々は、子の爲めに教育費を投ずるを以て恰も投資事業の如くに考へ、將來子より利益の回收を受けんことを豫期して教育を施さうとする。其の結果、これ等の人は子の職業選擇に付ても、全く本人の適不適乃至は其の

意思等を顧みることなく、唯手近な利欲心から甚だ不都合な職業を子に強制せんとする例が極めて多いのである。

現に例へば大學を出てから、或は藝術的方面に向ひたいとか、又或は健氣にも社會運動に身を投じて一生を奉仕の生活に捧げんとするが如き學生ある場合に於て、父兄の中には、全く其學生の向き不向きを考へず、又藝術の價值社會運動の意義等に付て何等の理解を有することなく、唯多年資本を投じて教育した子弟が、金にもならず又位階勳章を貰つて所謂「出世」する見込みもない方面に向つて行くのを、如何にも惜しいことのやうに考へて、頭から反對する人が少くない。而して甚しきに至つては、其れが原因となつて勘當其他の家庭悲劇を惹き起す例が少くないのである。

しかしながら、斯くの如き教育思想は抑々子を所有物と考へることに其の根柢を有する。子を養ふこと恰も雞豚を飼ふに均しとする考へである。社會に向つて其の子の最大能力を發揮せしむべく努力せねばならない親として、最も忌み遠ざけねばならない卑しい考へ方である。然るに、明治時代に成人した人々の中には、今尙徒らに手近かな物質的の出世熱成功熱金熱にのみ捉はれて子供の職業選擇に付ても右様の非難すべき態度を示さるゝ向が少くないのであつて、是れ亦吾人の最も注意して排斥せねばならぬ所のものである。

終に、以上にも増して最も眞面目に考慮せねばならない問題は知識階級の失業問題と職業選擇問題との關係である。知識階級の失業問題乃至就職難は、今日吾人の等しく惱みつゝある社會病の一つである。折角長年高等の教育を受けて苦心の末學校を出ても容易に就職すべき口が見付からない。多少口があつても思はしい口は殆どない。其結果失望落膽の淵に沈んで居る青年及び父兄の多いことは昨今極めて顯著なる事實である。

然らば、この種知識階級の失業問題は何に由つて來れるか。勿論目下世の中一般の不景氣に伴ふ事業の不振が差し當つての最大原因であることは言ふまでもない。併し其れよりも一層根本的原因として考へねばならないのは、明治此方一般に行はれ來りたる教育思想の根本的誤謬である。

今でも世の中多數の人々は教育を以て出世成功の手段なりと考へて居る。教育さへ受ければ勳章を貰つたり金持ちになれるもの

と考へて居る。教育は即ち世間的に「エライ」人になる方便なりと考へて居る。従つてこれ等の人々は、高等の學校教育を受けたるにも拘らず容易に思はしい職業にあり付くことの出來ない現状を見て甚だ悲觀するのである。併しよく考へて見ると、例へば大學を卒業したるが故に當然誰れでも「出世」することが出來たのこそ反つて全く一時的の變態現象でなければならぬ。明治維新の結果として世の中が全然一變し、聊かたりとも泰西文明の知識を有する者は朝野各方面から重用せられ、其の結果誰れ彼れの區別なく容易に「出世」することが出來た。併し斯くの如き現象は社會大變革の後何れの國に於ても均しくこれを見得るのであつて獨り我國のみならず過去二十年の支那は亦明かに其好適例を我々に示して居る。所が、この一時的變態に眩惑された人々は、自ら出世成功の熱に捉はれて色々と藻掻いたのみならず、子弟に付ても亦同様に其の「出世」を熱望し、其の手段として之れに高等の教育を施さんが爲めに種々苦心を爲し、甚しきに至つては父祖傳來の田畑を賣り盡して子の教育に資金を投ずるが如き風を馴致するに至つたのである。乍併、所謂「出世」には數に限りがある。世の中が漸次に落ち着いて來るにつれ、最早學校卒業者の總てが昔と同じやうな「出世」を望むことは全く不可能となつた。従つて、今日學校卒業者の就職難乃至失業問題を仔細に觀察して見ると全く職なしと言はんよりは寧ろ自己又は父兄が兼々期待した程の職の得難きに過ぎない場合が多いのであつて、「失業」と言はんよりは寧ろ「失望」と言ふを當れりとするやうな場合も少くないのである。

勿論かくの如きは子弟の立身出世を期待して教育の爲め多大の費用と勞力とを費した父兄にとつては誠に氣の毒な現象である。併し所詮斯くの如きは、一方政府が世の中の出世熱に迎合して無暗と高等學校を建設すると同時に、世の中の人々も誤つた教育思想無考へな成功熱出世本位の考から之れに入つて行くことを獎勵した當然の結果であつて、今更ら如何とも出來ない過渡時代の「犠牲」である。

茲に於て私が此の際特に朝野一般の考慮を煩はしたいのは、教育に關する一般思想を根本的に建て直すことである。元來教育の本位は飽く迄も「人格の完成」に置かれねばならない。之れを以て「出世」の手段なりと考ふるが如きは抑々の誤りである。如何なる職業に就き如何なる地位にあらうとも、人間一人前として何處に出しても恥しからぬだけの知識と教養とを備へ、又國民一人

前として何處に出しても退けを取らぬだけの見識と實力とを有つて居りさへすれば、我々は人として又國民として何等恥づる所なき立派な人格者である。而して教育は實に斯くの如き人間として立派な一人前の資格を作り與へることに本位を置かねばならないのであつて國家教育制度も亦實にこの基礎の上に築かれねばならないこと、素より言ふを俟たない。

然るに現在吾國の教育制度を見るに、徒らに學校教育にのみ力を集中して所謂「國家有爲の材」を養成することにのみ熱中し、學校に入らず否入ること能はざる多數民衆の爲めに一人前としての教養を與へんとするが如き努力は從來殆ど試みられて居ない。そして農村の隅々に至るまでも専ら成功本位出世萬能の教育を施し、無暗と少年の成功熱を煽つて所謂「向上心」を起さしめ、又所謂「青雲の志」を立てしめやうとして居る。今日農村に於ける病弊の一つとして一般に苦慮されて居る農民離村の傾向、殊に有爲の青少年がとかく農村に落ち着くことを嫌ふが如き弊風は、一面經濟自然の然らしめる當然の結果ではあるけれども、同時に如上誤りたる教育制度並に思想の結果であることを忘れてはならない。人間一人前として何處に出ても恥しからぬだけの教養があるならば、職業の種類に依つて人に貴賤の區別あるべき筈はない。従つて如何なる境遇に生まれ又如何なる職業にあらうとも斯くの如き人間一人前としての教育を——特に學校教育によらずして容易に——得られるだけの設備が教育制度として一般に完備して居るならば、誰か好んで學校教育の爲めに無用の資を費すものがあるであらう。現下の急務は實に教育思想の根本より成功出世の主義を追ひ出すと同時に、廣く完全なる社會教育を擴充することにあると云はねばならない。(末弘巖太郎氏著『法窓雜話』一五七—一六七頁)

參考三 職業紹介法及び職業紹介法施行令

(一) 職業紹介法 (大正十年四月九日 法律第五五號)

- 第一條 市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二條 市町村ハ職業紹介所ヲ設置スルコトヲ得
- 第三條 内務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村ヲ指定シ職業紹介所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

- 第四條 市町村職業紹介所ヲ設置スルトキハ市町村長之ヲ管理ス
- 第五條 市町村ニ非サル者職業紹介所ヲ設置セントスルトキハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ
- 第六條 本法ニ依ル職業紹介所ノ職業紹介ハ之ヲ無料トシ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス報償トシテ手取料其ノ他ノ財物ヲ受クルコトヲ得ス

- 第七條 職業紹介所ノ事業ノ聯絡統一ヲ圖ル爲中央及地方ニ職業紹介事務局ヲ設ケ内務大臣之ヲ監督ス
- 職業紹介事務局ノ管轄區域組織及職務權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第八條 職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ職業紹介委員會ヲ置キ内務大臣之ヲ監督ス
- 職業紹介委員會ノ組織及職務權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第九條 市町村ノ設置スル職業紹介ニ關スル經費ハ市町村ノ負擔トス
- 第十條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所ニ關スル經費ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ支出額ノ二分ノ一以内ヲ補助ス
- 第十一條 職業紹介所ノ設備及管理並職業紹介所ノ事業ノ聯絡統一ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十二條 職業紹介事業ハ内務大臣及紹介事務局ノ長之ヲ監督ス
- 第十三條 監督官廳ハ職業紹介事業ノ監督上必要ナル場合ニ於テハ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ業務又ハ會計ヲ檢閲スルコトヲ得
- 第十四條 有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ニ關シテハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十五條 本法中市町村又ハ市町村長トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第七條及第十二條ノ規定ハ勅令ヲ以テ他ノ規定ヨリ後ニ之ヲ施行スルコトヲ得(大正十年勅令第二百九十一號ヲ以テ第七條及第十二條ノ規定ヲ同年四月一日ヨリ施行)

第四章 業

前項ノ規定ニ依リ第七條及第十二條ノ規定ヲ他ノ規定ヨリ後ニ施行スル場合ニ於テハ其ノ施行ニ至ル迄ノ間職業紹介事業ノ監督ハ内務大臣、地方長官(及郡長)之ヲ行フ

本法施行ノ際現ニ存スル職業紹介所ニシテ市町村ノ經營ニ係ルモノハ本法ニ依リ設置シタモルノト看做ス、其市町村ニ非サル者ノ經營ニ係ル無料ノ職業紹介所ニ付テハ勅令ニ定ムル期間内ニ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

(一) 職業紹介法施行令 (大正十年六月二十九日) 沿革(同一、三、同第一〇八號)改正
(勅令第二九二號) (一四、六、同第二四〇號)

第一條 職業紹介法第三條ノ規定ニ依リ内務大臣ニ於テ職業紹介所ノ設置ヲ命スルコトヲ得ヘキ市町村左ノ如シ

一、市

二、人口三萬以上ノ町村又ハ人口三萬ニ滿タスト雖内務大臣ニ於テ特ニ職業紹介所ノ設置ヲ必要ト認ムル町村

第二條 職業紹介法第十條ノ規定ニ依リ國庫補助ハ左ノ區別ニ依リ支出精算額ニ對シ之ヲ爲ス、但シ寄附金其ノ他ノ收入アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

一、職業紹介所建築費及之ニ伴フ初度調辦費 二分ノ一
二、其ノ他ノ諸費

第三條 市町村ハ其ノ經營ニ係ル職業紹介所カ職業ヲ紹介スル者ニ對シ其ノ者ノ所在地ヨリ就職地ニ到ル旅費ノ全部又ハ一部ヲ貸付スルコトヲ得、市町村ハ其ノ經營ニ係ル職業紹介所ノ紹介ニ依リテ官公署ニ雇傭セラレタル日傭労働者ニ對シ豫メ當該官公署ノ委託ヲ受ケ市町村費ヲ以テ賃銀ノ一時繰替ヲ爲スコトヲ得

市町村ハ其ノ經營ニ係ル職業紹介所ノ紹介ニ依リテ官公署ニ非サル使用者ニ雇傭セラレタル日傭労働者ニ對シ豫メ地方長官ノ認可ヲ受ケ前項ニ準シ賃銀ノ一時繰替ヲ爲スコトヲ得

第四條 職業紹介法ニ規定シタル行政官廳ノ職權ハ地方職業紹介事務局長之ヲ行フ
第五條 本令中市町村トアルハ市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトス

附 則

本令ハ大正十年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介法附則第三項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クヘキ期間ハ本令施行ノ日ヨリ六月トス

參考四 職業別人口 (大正九年國勢調査)

| 業 種 別 | 本 業 者 | | 本業無き從屬者及 家事無き使用者 | | 計 |
|-----------|------------|------------|---------------------|------------|------------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 農 業 | 七、七四九、九八八 | 六、三七八、三七二 | 五、四五八、八二五 | 七、五五一、〇六六 | 七、一三八、二五一 |
| 水 産 業 | 五一七、〇六五 | 四一、二四九 | 三三二、七五五 | 五五八、六〇五 | 一、四四九、六七四 |
| 鑛 業 | 三二七、九一八 | 九六、五四六 | 一八七、六九四 | 三二五、三六七 | 九三七、五二五 |
| 工 業 | 三、七一六、三五四 | 一、五八三、八九四 | 一、八三二、六七三 | 三、六〇五、〇一九 | 七、三三七、九四〇 |
| 商 業 | 二、一五八、三九九 | 一、〇二九、六〇三 | 一、三五九、九三七 | 二、七六四、六五四 | 七、三一三、五九三 |
| 交 通 業 | 九七五、二二一 | 六二、〇一七 | 五二〇、二六七 | 九九一、九六七 | 二、五四九、四七二 |
| 公 務 自 由 業 | 一、一三四、〇二五 | 三〇七、八〇七 | 五八三、〇七六 | 一、一八三、四四七 | 三、二〇八、三五五 |
| 其 他 有 業 者 | 三三七、〇八八 | 一九〇、三六三 | 二〇三、三二四 | 三六〇、五〇〇 | 一、〇九一、二七五 |
| 家 事 使 用 人 | 八、八三一 | 一一、四八四 | 六、二六八 | 一三、八四二 | 四〇、四二五 |
| 無 職 業 | 三八七、八六五 | 三六四、〇六六 | 二四六、六一二 | 四九九、〇〇〇 | 一、四九七、五四三 |
| 計 | 一七、三一三、七五四 | 一〇、〇六五、四〇一 | 一〇、七三一、四三一 | 一七、八五三、四六七 | 五五、九六三、〇五三 |